

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表等

目次

	(ページ)
・ 業務規程の一部改正新旧対照表	1
・ 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	4
・ 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	5
・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	6
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	14
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	19
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	27
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新旧対照表	30
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	32
・ 受託契約準則の一部改正新旧対照表	37
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	47
・ 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	48
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	49
・ 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	51
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	53
・ 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	54
・ 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	56
・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	57
・ 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	59
・ 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	64
・ 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	65
・ 外国株券の売買単位に関する規則	69

・ 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表	71
・ 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	72
・ 発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	74
・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	75
・ 外国株券上場契約書	77
・ 上場申請に係る宣誓書（外国会社）	78
・ 適時開示に係る宣誓書（外国会社）	79
・ 外国新株引受権証書確約書	80
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	81
・ 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表	101
・ 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表	108
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	109
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	127
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	128
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	129
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	141
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	162
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	168
・ 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	183
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	189
・ 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表	191
・ 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	193
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	194
・ 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	196
・ 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	197

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株引受権証書及び日経300株価指数連動型上場投資信託（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。）の受益証券（以下「受益証券」という。）を含む。<u>第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。</u>）</p> <p>午前立会は、午前9時から11時（半休日においては、午前9時から11時15分、以下第2号及び第4号において同じ。）までとし、午後立会は、午後0時30分から3時15分までとする。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分かち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株引受権証書及び日経300株価指数連動型上場投資信託（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。）の受益証券（以下「受益証券」という。）を含む。第66条及び第67条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から11時（半休日においては、午前9時から11時15分、以下第2号及び第4号において同じ。）までとし、午後立会は、午後0時30分から3時15分までとする。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>(売買の種類)</p> <p>第 9 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) <u>内国法人の発行する株券（内国法人の発行する新株引受権証書を含む。以下「内国株券」という。）</u></p> <p>a～c （略）</p> <p>(2) <u>外国法人の発行する株券（外国法人の発行する新株引受権証書を含む。以下「外国株券」という。）</u></p> <p>a 当日取引</p> <p>b 普通取引</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第 9 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 株券（<u>受益証券を除く。</u>）</p> <p>a～c （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から</p>

起算して5日目の日に決済を行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第26条の3の規定により行う外国株券の権利預り証付売買の最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)

(5) (略)

(6) (略)

4・5 (略)

6 発行日取引は、内国株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当又は株式の分割により発行されるものについては第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で当取引所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は株式の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、当取引所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券(受益証券を除く。以下この号において同じ。)

a 内国株券(優先株を除く。)は、商法第221条第1項の規定に基づき上場会社(当取引所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が1単元の株式の数を定めているときは当該1単元の株式の数とし、定めていないときは1株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所が定めるところによる。

b 内国株券である優先株は、普通株と同一とする。

c 外国株券は、時価を基準として当取引所が定める規則により、1,000株、500株、100株、50株、10株又は1株とする。

(2)～(6) (略)

起算して5日目の日に決済を行うものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) (略)

(5) (略)

4・5 (略)

6 発行日取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当又は株式の分割により発行されるものについては第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で当取引所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は株式の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、当取引所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券(受益証券を除く。以下この号において同じ。)

a 株券(優先株を除く。)は、商法第221条第1項の規定に基づき上場会社(当取引所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が1単元の株式の数を定めているときは当該1単元の株式の数とし、定めていないときは1株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所が定めるところによる。

b 優先株は、普通株と同一とする。

(新設)

(2)～(6) (略)

(権利預り証付売買)

第26条の3 外国株券の売買につき、当取引所が必要があると認めるときは、期間を定めて権利預り証付の売買を行うことができる。

(外国株券等の円滑な流通の確保)

第68条 外国株券及び転換社債型新株予約権付社債券 (以下この条において「外国株券等」という。)について、幹事証券会社(幹事である証券会社又は外国証券会社をいう。)である取引参加者は、当取引所の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

(内閣総理大臣への報告)

第76条 法第117条の規定による当取引所の市場における毎日の総取引高等の内閣総理大臣への報告は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難しいと認めた場合は、書面により行う。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

(新設)

(転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保)

第68条 転換社債型新株予約権付社債券について、幹事証券会社(幹事である証券会社又は外国証券会社をいう。)である取引参加者は、当取引所の市場における当該転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保に努めるものとする。

(内閣総理大臣への報告)

第76条 法第117条の規定による当取引所の市場における毎日の総売買高等の内閣総理大臣への報告は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難しいと認めた場合は、書面により行う。

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 IPO取引参加者とは、当取引所の市場において、当該IPO取引参加者が作成した書面(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する推薦書又は同項第9号aに規定する書面をいう。)を提出した上場会社が発行する有価証券(以下「売買対象有価証券」という。)の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うための取引資格(以下「IPO取引資格」という。)を有する者をいう。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>(取引参加者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 IPO取引参加者とは、当取引所の市場において、当該IPO取引参加者が作成した書面(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する推薦書又は同項第8号aに規定する書面をいう。)を提出した上場会社が発行する有価証券(以下「売買対象有価証券」という。)の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うための取引資格(以下「IPO取引資格」という。)を有する者をいう。</p> <p>4～6 (略)</p>

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国法人の発行する株券等の信用取引の禁止)</p> <p>第3条 取引参加者は、<u>外国法人の発行する株券</u>、新株引受権証書、新株予約権証券及び株券上場廃止基準に該当した株券その他当取引所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p> <p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第7条 取引参加者は、<u>内国法人の発行する株券のうち</u>制度信用取引を行うことができる銘柄(以下「制度信用銘柄」という。)以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>(<u>新株引受権証書等</u>の信用取引の禁止)</p> <p>第3条 取引参加者は、新株引受権証書、新株予約権証券及び株券上場廃止基準に該当した株券その他当取引所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p> <p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第7条 取引参加者は、株券のうち制度信用取引を行うことができる銘柄(以下「制度信用銘柄」という。)以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 当取引所に上場している株券(法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第6号に掲げる株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。))を含む。以下同じ。)の発行者(以下「上場会社」という。)が行う新設合併、株式移転又は新設分割(当取引所が定めるものに限る。)によって設立される会社が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。)においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所が定めるところによるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 当取引所に上場している株券の発行者(以下「上場会社」という。)が行う新設合併、株式移転又は新設分割(当取引所が定めるものに限る。)によって設立される会社が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。)においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所が定めるところによるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(当取引所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 上場申請に係る株券(外国株券を除く。)についての指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意に関する事項</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し。た</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(当取引所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 上場申請に係る株券についての指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意に関する事項</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し</p>

だし、新規上場申請者が外国株券の発行者（以下「外国会社」という。）である場合には、取締役会において上場申請を決議したことを証する書面

(2) (略)

(3) 新規上場申請者の登記事項証明書

ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。

(4)～(7) (略)

(8) 新規上場申請者が外国会社である場合には、次の書類

a 有価証券上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書

b 有価証券上場申請書に記載された代表者が、当該有価証券の上場に関し、正当な権限を有する者であることを証する書面

(9) セントレックスへの新規上場申請者である場合には、次の書類

a (略)

b 新規上場申請者が、上場申請に係る有価証券の上場の日以後3年間において年2回以上、当該有価証券に対する投資に関する説明会を本邦内において開催することについて確約した書面

(10) 新規上場申請者（内国株券の新規上場申請者に限る。）が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の2第1項に規定する投資単位の引下げに努める旨を確約した書面

ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、添付を要しない。

(11) その他当取引所が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる書類

(2) (略)

(3) 新規上場申請者の登記事項証明書

(4)～(7) (略)

(新設)

(8) セントレックスへの新規上場申請者である場合には、次の書類

a (略)

b 新規上場申請者が、上場申請に係る有価証券の上場の日以後3年間において年2回以上、当該有価証券に対する投資に関する説明会を開催することについて確約した書面

(8)の2 新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の2第1項に規定する投資単位の引下げに努める旨を確約した書面

(9) その他当取引所が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第6号までに掲げる書類

b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した当取引所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。

c (略)

(2) 株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第4号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号、第4号及び第8号に掲げる書類

b 上場申請に係る株券が当該外国会社の属する国（以下「本国」という。）その他の本邦以外の地域（以下「外国」という。）の証券取引所又は外国の組織された店頭市場（以下「外国の証券取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されることが明らかであることを証する書面

c その他当取引所が必要と認める書類

(3) 株券上場審査基準第6条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる書類

b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した当取引所所定の「上場申請日以後における株式の分布状況に関する予定書」

c (略)

(4) 株券上場審査基準第6条第3項第2号又は第4号に該当する新規上場申請者

a 第2号a及びb並びに前号bに掲げる書類

b その他当取引所が必要と認める書類

4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 取締役会若しくは株主総会を開催した場合（委員会等設置会社にあつては、商法特例法第21条の8第4項に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があつた場合を含む。）又は商法特例法第1条

b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した当取引所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

c (略)

(新設)

(2) 株券上場審査基準第6条第2項に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第5号まで並びに前号bに掲げる書類

(新設)

b (略)

(新設)

4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 取締役会若しくは株主総会を開催した場合（委員会等設置会社にあつては、商法特例法第21条の8第4項に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があつた場合を含む。）又は商法特例法第1条

の3第1項に規定する重要財産委員会を開催した場合には、その議事録の写し（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあつては、有価証券に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）

(2) (略)

(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

a～d (略)

(4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

aからdまでに規定する書類については各2部、eからhまでに規定する書類については各1部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には、aからcまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a・b (略)

c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）

d (略)

e (略)

f (略)

g (略)

h (略)

(6)～(8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

の3第1項に規定する重要財産委員会を開催した場合には、その議事録の写し（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）

(2) (略)

(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

a～d (略)

(4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

aからcまでに規定する書類については各2部、dからgまでに規定する書類については各1部。ただし、a又はbに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a・b (略)

(新設)

c (略)

d (略)

e (略)

f (略)

g (略)

(6)～(8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) セントレックスへの新規上場申請者である場合において、次のaからcまでのいずれかに該当するとき

当該aからcまでに規定する書類

a (略)

b 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過し、9か月を経過していない場合(新規上場申請者が外国会社である場合に限る。)

当該事業年度の第2四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類

c (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当取引所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第5号又は前項第2号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。))又は財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち、当取引所が指定するもの

(2) (略)

8 新規上場申請者(前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。)は、前項に規定する監査又は中間監査(第6項第1号の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に係るものを除く。)について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」又は「中間監査概要書」各1部を提出するものとする。

(3) セントレックスへの新規上場申請者である場合において、次のa又はbに該当するとき

当該a又はbに規定する書類

a (略)

(新設)

b (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。

(1) 第2項第5号又は前項第2号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)のうち、当取引所が指定するもの

(2) (略)

8 新規上場申請者は、前項に規定する監査又は中間監査(第6項第1号の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に係るものを除く。)について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」又は「中間監査概要書」各1部を提出するものとする。

9～11 (略)

(上場審査料)

第6条 新規上場申請者は、当取引所が定める金額の上場審査料を、上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、第7条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。

(予備申請)

第7条の2 株券の上場申請を行おうとする者(株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける者を除く。)は、当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、上場申請の予備的申請(以下「予備申請」という。)を行うことができる。

2・3 (略)

4 予備申請を行う者は、当取引所が定める金額の予備審査料を、予備申請の日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(上場市場の変更)

第12条の3 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項(第1号、第5号及び第7号から第11号までに限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

9～11 (略)

(上場審査料)

第6条 新規上場申請者は、当取引所が定める金額の上場審査料を、上場申請日に納入するものとする。ただし、第7条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

(予備申請)

第7条の2 株券の上場申請を行おうとする者(株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける者を除く。)は、当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、上場申請の予備的申請(以下「予備申請」という。)を行うことができる。

2・3 (略)

4 予備申請を行う者は、当取引所が定める金額の予備審査料を、予備申請の日に当取引所に納入するものとする。

(上場市場の変更)

第12条の3 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項(第1号、第5号及び第7号から第9号までに限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(上場市場の変更審査料)

第12条の4 上場市場変更申請者は、当取引所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(市場第一部銘柄指定審査料)

第13条の2 上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請する者は、当取引所が定める金額の市場第一部銘柄指定審査料を、上場株券の市場第一部銘柄への指定申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市場第一部銘柄への指定を申請する者が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条の規定により市場第一部銘柄に指定される場合は、市場第一部銘柄指定審査料を支払うことを要しない。

(申請によらない上場廃止)

第16条 (略)

2 上場会社は、株券上場廃止基準第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する審査を申請するときは、当取引所が定める金額の審査料を当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、再建計画(同基準第2条第7号後段に規定する「当取引所が適当と認める再建計画」をいう。)の期間等を記載した当取引所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を支払うことを要しない。

4 (略)

(上場手数料及び年間上場料)

第19条 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、上場手数料及び年間上場料を当取引所が規則で定めるところにより支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、第16条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には、再建計画(第16条第3項

(上場市場の変更審査料)

第12条の4 上場市場変更申請者は、当取引所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日に納入するものとする。

(新設)

(申請によらない上場廃止)

第16条 (略)

2 上場会社は、株券上場廃止基準第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する審査を申請するときは、当取引所が定める金額の審査料を当該申請日に納入するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、再建計画(同基準第2条第7号後段に規定する「当取引所が適当と認める再建計画」をいう。第19条第2項において同じ。)の期間等を記載した当取引所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。

4 (略)

(上場手数料及び年間上場料の納入)

第19条 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、上場手数料及び年間上場料を当取引所が規則で定めるところにより納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、第16条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には、再建計画の開示日以降3

に定める再建計画をいう。)の開示日以降3年間(再建計画の期間内に限る。)に到来する納入期において、上場手数料及び年間上場料を免除するものとする。

(日本語又は英語による書類の提出等)

第20条 新規上場申請者又は当取引所の上場有価証券の発行者が当取引所へ提出する書類等については、原則として、次に掲げるところによるものとする。

(1) 新規上場申請者又は当取引所の上場有価証券の発行者が当取引所へ提出する書類等については、日本語による。

(2) 前号の規定にかかわらず、新規上場申請者又は当取引所の上場有価証券の発行者が外国又は外国法人である場合は、当取引所が指定する書類等を除き、英語によることができる。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

年間(再建計画の期間内に限る。)に到来する納入期において、上場手数料及び年間上場料を免除するものとする。

(日本語による書類等の提出)

第20条 新規上場申請者又は当取引所の上場有価証券の発行者が当取引所へ提出する書類等については、原則として、日本語によるものとする。

(新設)

(新設)

2 (略)

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a (略)</p> <p>b 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者(以下「公認会計士等」という。)の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>c (略)</p> <p>(9)~(12) (略)</p> <p><u>2. 新規上場申請者が外国会社である場合には、前項第3号から第5号まで及び第8号に適合し、かつ、同項第6号又は第7号に適合するほか、次の各号に適合するものを対象とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>上場株式数</u> <u>上場株式数が、上場の時までに、当取引所の市場における売買単位の2,000倍の数量に相当する数以上になる見込みのあること。</u></p> <p>(2) <u>本邦内株主数</u> <u>本邦内株主の数が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。</u></p> <p>(3) <u>株式の分布状況</u> <u>特定の株主に著しく多数の株式が所有されていると認められないこと。</u></p> <p>(4) <u>株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行の指定</u> <u>株式事務(名義書換事務及び株券発行事務を除く。)及び配当金支払事務を行う当取引所の承認す</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a (略)</p> <p>b 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>c (略)</p> <p>(9)~(12) (略)</p> <p>(新設)</p>

る株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行を指定しているか又は当該機関等から指定についての内諾を得ていること。

(5) 株式の譲渡制限

株式の譲渡につき制限を行っていないこと。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(削る)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第3号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第1項第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) (略)

(2) 上場外国株券が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が外国の証券取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき
当該合併に係る存続会社

(3) (略)

(4) 上場外国株券が、その上場会社の外国持株会社
(株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。)への組織変更により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券が外国の証券取

2 新規上場申請者の株券が、上場申請日の直前事業年度において東京又は大阪証券取引所に上場されている場合の前項の規定に基づく上場審査については、前項第6号の規定を適用しないものとする。

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(新設)

引所等において直ちに上場又は継続的に取引される
とき

当該外国持株会社

(5) 上場会社（セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が、人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。以下同じ。）を行うに当たり、その分割計画書又は分割契約書の記載に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が上場会社の主要な営業を承継するものと当取引所が認める場合（上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社

（セントレックスへの上場審査）

第5条 （略）

2 前項の規定は、次条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。

（セントレックスへの上場審査基準）

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

a （略）

b 株主数（第4条第1項第2号bに規定する株主数をいう。）が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。

(2) （略）

(3) 売上高

有価証券上場規程第3条第2項第9号aに規定する事業の売上高が上場申請日の前日までに計上されていること。

(4)・(5) （略）

(3) 上場会社（セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。）が、人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。以下同じ。）を行うに当たり、その分割計画書又は分割契約書の記載に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が上場会社の主要な営業を承継するものと当取引所が認める場合（上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社

（セントレックスへの上場審査）

第5条 （略）

2 前項の規定は、次条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券の上場審査については、適用しない。

（セントレックスへの上場審査基準）

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

a （略）

b 株主数が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。

(2) （略）

(3) 売上高

有価証券上場規程第3条第2項第8号aに規定する事業の売上高が上場申請日の前日までに計上されていること。

(4)・(5) （略）

2 新規上場申請者が外国会社である場合には、前項第2号から第4号までのほか、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) 株式の分布状況

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、当取引所の市場における売買単位の500倍の数量に相当する数以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、新規上場申請者が前項第1号aただし書に定める場合には、当取引所が別に定める株式の数が、上場の時までに当取引所の市場における売買単位の500倍の数量に相当する数以上となる見込みのあること。

b 本邦内株主の数が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。

(2) 第4条第2項第4号及び第5号に適合していること。

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) (略)

(2) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条の2第2項第3号の規定による第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券が外国の証券取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき
当該合併に係る存続会社

(3) (略)

(4) 上場外国株券が、セントレックスの上場会社の外国持株会社への組織変更により株券上場廃止基準第2条の2第2項第3号の規定による第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該

(新設)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(新設)

外国持株会社の株券が外国の証券取引所等において
直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該外国持株会社

(5) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに
当たり、その分割計画書又は分割契約書の記載に基
づき他の会社に上場契約を承継させようとするこ
とにより株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号又
は第2項第3号の規定による同基準第2条第1項第1
2号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会
社がセントレックスの上場会社の主要な営業を承継
するものと当取引所が認める場合（セントレックス
の上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社
（セントレックスの上場会社を除く。）が当該行為
を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社
についてセントレックスの上場会社が実質的な存続
会社でないときと当取引所が認めるときを除く。）に
限る。）

当該他の会社

（上場市場の変更審査）

第7条 第2条第1項並びに第4条第1項及び第2項の
規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査に
ついて準用する。この場合において、これらの規定中
「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、
「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請
者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更
の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変
更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の
変更申請」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

(3) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに
当たり、その分割計画書又は分割契約書の記載に基
づき他の会社に上場契約を承継させようとするこ
とにより株券上場廃止基準第2条の2第5号の規定に
よる同基準第2条第12号後段に該当して上場廃止と
なる場合（当該他の会社がセントレックスの上場会
社の主要な営業を承継するものと当取引所が認める
場合（セントレックスの上場会社が当該行為を行う
とともに、上場会社（セントレックスの上場会社を
除く。）が当該行為を行う場合にあっては、当該行
為後の当該他の会社についてセントレックスの上場
会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認
めるときを除く。）に限る。）

当該他の会社

（上場市場の変更審査）

第7条 第2条第1項及び第4条第1項の規定は、セン
トレックスからの上場市場の変更審査について準用す
る。この場合において、これらの規定中「上場審査」
とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申
請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場
の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場
申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、
「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と読
み替えるものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>(投資単位の引下げに係る努力等)</p> <p>第1条の2 上場株券(外国株券を除く。)の発行者は、株券の投資単位が50万円未満となるよう、株式分割又は1単元の株式の数の引下げによる投資単位の引下げに努めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。<u>この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項、第4項、第5項及び第10項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</u></p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～cの2 (略)</p> <p>d 商法第210条若しくは第211条の3の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定(上場外国会社である場合に限る。以下同じ。)による自己株式の取得</p> <p>dの2 商法第211条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による自己株式の処分</p> <p>e～ad (略)</p> <p>a e 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明(以下「監査証明」という。))又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。))第1条の3に規定する監査証</p>	<p>(投資単位の引下げに係る努力等)</p> <p>第1条の2 上場株券の発行者は、株券の投資単位が50万円未満となるよう、株式分割又は1単元の株式の数の引下げによる投資単位の引下げに努めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～cの2 (略)</p> <p>d 商法第210条若しくは第211条の3の規定による自己株式の取得</p> <p>dの2 商法第211条の規定による自己株式の処分</p> <p>e～ad (略)</p> <p>a e 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明(法第193条の2第1項の監査証明をいう。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動</p>

明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同

じ。)を行う公認会計士等の異動

a f ~ a h (略)

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a ~ r の 2 (略)

s 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u ~ w (略)

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算（セントレックスの上場外国会社（監査証明府令第1条の3に規定する者に限る。）にあつては、事業年度又は連結会計年度に係る決算に限る。）の内容が定まった場合

(4) (略)

2 (略)

3 上場外国会社は、前2項のほか、第1号に掲げる事項を決定した場合又は第2号から第4号までに掲げる事実が発生した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 配当金支払取扱銀行又は株式事務取扱機関を指定

a f ~ a h (略)

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a ~ r の 2 (略)

s 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u ~ w (略)

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合

(4) (略)

2 (略)

(新設)

しないこと

(2) 株主又は会社の業績に重大な影響を与える会社制度に関する本国の法令等の変更

(3) 本邦以外の地域において発生した株式の流通に重大な影響を与える事実

(4) 配当金支払事務委任契約若しくは株式事務委任契約の解除の通知の受領その他配当金支払事務若しくは株式事務を配当金支払取扱銀行若しくは株式事務取扱機関に指定しないこととなるおそれが生じたこと又は配当金支払事務若しくは株式事務を配当金支払取扱銀行若しくは株式事務取扱機関に指定しないこととなったこと

4 (略)

5 セントレックスの上場会社は、第1四半期及び第3四半期(上場外国会社(監査証明府令第1条の3に規定する者に限る。))である場合には、第1四半期、第2四半期及び第3四半期)における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。

6 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。

(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第4号前段に該当した場合又は株券上場廃止基準第2条第1項第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」若しくは同基準第2条の2第1項第3号に規定する「上場時価総額が3億円に満たない場合」に該当した場合

各号に規定する書面

(2) 株券上場廃止基準第2条第1項第2号aの(b)前段に該当した場合

同(b)に規定する書面

7 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第10項の規定に準じて開示を行うものとする。

8 上場株券(外国株券を除く。)の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容

3 (略)

4 セントレックスの上場会社は、第1四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。

5 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。

(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第4号前段に該当した場合又は株券上場廃止基準第2条第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」若しくは同基準第2条の2第2項第3号に規定する「上場時価総額が3億円に満たない場合」に該当した場合

各号に規定する書面

(2) 株券上場廃止基準第2条第2号aの(b)前段に該当した場合

同(b)に規定する書面

6 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第9項の規定に準じて開示を行うものとする。

7 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するときに、当該

を開示するときに、当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等について、併せて開示しなければならない。

9 上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況を開示しなければならない。

10 （略）

（当取引所への協力義務）

第3条の2 上場有価証券の発行者は、当取引所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 （略）

（開示注意銘柄の指定及び指定解除）

第4条の2 （略）

2 当取引所は、当該発行者により当該事実が開示された場合又は当取引所が第22条第1項に規定する報告書の提出を当該発行者に求めることとした場合は、その指定の解除を行う。この場合には、当取引所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。

（情報取扱責任者の届出）

第4条の3 上場会社（上場外国会社を除く。次項において同じ。）は、第3条第1項の規定に基づき当取引所が行う照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌る者（以下「情報取扱責任者」という。）1名以上を選定し、その者の氏名、役職名及び連絡先を当取引所に届け出るものとする。

2 （略）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当

発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等について、併せて開示しなければならない。

8 上場株券の発行者は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況を開示しなければならない。

9 （略）

（当取引所への協力義務）

第3条の2 上場有価証券の発行者は、当取引所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 （略）

（開示注意銘柄の指定及び指定解除）

第4条の2 （略）

2 当取引所は、当該発行者により当該事実が開示された場合又は当取引所が第16条第1項に規定する報告書の提出を当該発行者に求めることとした場合は、その指定の解除を行う。この場合には、当取引所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。

（情報取扱責任者の届出）

第4条の3 上場会社は、第3条第1項の規定に基づき当取引所が行う照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌る者（以下「情報取扱責任者」という。）1名以上を選定し、その者の氏名、役職名及び連絡先を当取引所に届け出るものとする。

2 （略）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当

する場合を除く。)には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)～(11) (略)

(12) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債等又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(他の種類の株式への転換が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債等(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)

(13) (略)

2 上場会社は、第2条第1項(第1号を除く。)及び第2項から第5項までのいずれかに該当した場合は、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

3 (略)

(権利確定のための期間又は期日の届出及び公告)

第6条 上場外国会社は、議決権を行使する者又は配当、新株の割当てを受ける者その他株主として権利を行使すべき者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合には、当該期間又は期日をその2週間前(当該上場外国会社の本国及び当該上場外国会社が発行者である株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国(以下「本国等」という。)において要する届出及び公告の期限が当該期間又は期日の前2週間に満たない場合は、当該期限前)に当取引所に届け出るものとし、かつ、本邦内において公告するものとする。ただし、当取引所が別に定める場合の公告については、当該公告を省略することができる。

2 前項の公告は、日本語により行うものとする。

3 第16条の2の規定は、上場外国会社が第1項の規定に基づき公告を行った場合について、準用する。

する場合を除く。)には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)～(11) (略)

(12) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債等又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(他の種類の株式への転換が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権付社債等(新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)

(13) (略)

2 上場会社は、第2条第1項(第1号を除く。)及び第2項から第4項までのいずれかに該当した場合は、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

3 (略)

(新設)

第7条 (略)

(自己株式取得等の状況に関する報告等)

第7条の2 上場会社は、商法第210条若しくは第211条

の3の規定による自己株式の取得又は商法の他の規定による自己株式の買取り(以下、「自己株式の取得等」という。)により、上場株式数が上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第1号、株券上場廃止基準第2条第1項第1号、優先株に関する有価証券上場規程の特例第5条第2項第1号又は制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第6条第1項第1号に定める株式数に満たなくなる場合には、当該自己株式の取得等の後直ちにその旨を書面により当取引所に通知するものとする。

2 前項の規定は、上場会社が、自己株式の取得等により、同項に定める株式数に満たなくなった場合に準用する。

第8条 (略)

(株式買取権証書の買取権の行使等による新株式発行状況及び自己株式取得状況の報告)

第9条 上場外国会社は、事業年度ごとの株式買取権証

書の買取権の行使等による新株式の発行状況及び自己株式の取得状況について当取引所に報告するものとする。

第10条 (略)

第11条 (略)

(有価証券の見本の提出)

第12条 上場有価証券の発行者(上場外国会社を除

く。)は、新たに有価証券を発行する場合には、偽造及び変造の防止又は取引の便宜等に資するため、発行及び変更に際して所定の様式により作成し、その見本を当取引所に提出するものとする。

(株主への発送書類の提出)

第6条 (略)

(自己株式取得等の状況に関する報告等)

第6条の2 上場会社は、商法第210条若しくは第211条

の3の規定による自己株式の取得又は商法の他の規定による自己株式の買取り(以下、「自己株式の取得等」という。)により、上場株式数が上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1号、株券上場廃止基準第2条第1号、優先株に関する有価証券上場規程の特例第5条第2項第1号又は制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第6条第1項第1号に定める株式数に満たなくなる場合には、当該自己株式の取得等の後直ちにその旨を書面により当取引所に通知するものとする。

2 前項の規定は、上場会社が、自己株式の取得等を行なったことにより、同項に定める株式数に満たなくなった場合に準用する。

第7条 (略)

(新設)

第8条 (略)

第9条 (略)

(有価証券の見本の提出)

第10条 上場有価証券の発行者は、新たに有価証券を発

行する場合には、偽造及び変造の防止又は取引の便宜等に資するため、発行及び変更に際して所定の様式により作成し、その見本を当取引所に提出するものとする。

(株主への発送書類の提出)

第13条 上場会社は、株主に対して発送する書類をその
発送日前に当取引所に提出するものとする。ただし、
上場外国会社が株主に対して発送する書類のうち、当
取引所が定める書類については、提出を要しないもの
とする。

(本国等の主務官庁等へ提出した書類の提出)

第14条 上場外国会社は、本国等の主務官庁等へ提出し
た書類のうち、当取引所が指定する書類を遅滞なく当
取引所に提出するものとする。

第15条 (略)

第15条の2 (略)

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第16条 上場会社(上場外国会社を除く。) は、株式の
名義書換取扱所又は取次所、他の種類の株式への転換
が行われる上場株式の株式への転換事務取扱所又は取
次所及び上場新株予約権証券又は上場新株予約権付社
債券等に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所
を名古屋市内又は当取引所の定める場所のいずれかに
設置するものとする。

(公告に係る情報の広範な周知)

第16条の2 上場会社(上場外国会社を除く。) は、法
令の定めるところにより公告を行う場合には、投資者
に対する当該公告に係る情報の広範な周知を図るもの
とする。

(株式事務代行機関への委託)

第17条 上場会社(上場外国会社を除く。) は、株式事
務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託する
ものとする。ただし、株券上場審査基準第4条第1項
第9号ただし書に該当する上場会社についてはこの限
りでない。

(配当金支払取扱銀行の指定及び配当金支払事務委任契
約に基づく義務の履行)

第18条 上場外国会社は、当取引所の株券振替決済制度

第11条 上場会社は、株主に対して発送する書類をその
発送日前に当取引所に提出するものとする。

(新設)

第12条 (略)

第12条の2 (略)

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第13条 上場会社は、株式の名義書換取扱所又は取次
所、他の種類の株式への転換が行われる上場株式の株
式への転換事務取扱所又は取次所及び上場新株予約権
証券又は上場新株予約権付社債券等に係る新株予約権
の行使事務取扱所又は取次所を名古屋市内又は当取引
所の定める場所のいずれかに設置するものとする。

(公告に係る情報の広範な周知)

第13条の2 上場会社は、法令の定めるところにより公
告を行う場合には、投資者に対する当該公告に係る情
報の広範な周知を図るものとする。

(株式事務代行機関への委託)

第14条 上場会社は、株式事務を当取引所の承認する株
式事務代行機関に委託するものとする。ただし、株券
上場審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する
上場会社についてはこの限りでない。

(新設)

の下における配当金の受領者である決済会社が当該上場外国会社から受領した配当金を実質株主（当取引所の株券振替決済制度の下において株式を実質的に所有する者をいう。以下同じ。）に分配する事務を委任する配当金支払取扱銀行を、当取引所の承認を得て指定するものとする。

2 上場外国会社は、前項の規定に基づき指定した配当金支払取扱銀行及び決済会社との三者間で当取引所の承認する配当金支払事務委任契約を締結し、当該契約に基づく義務を履行するものとする。

（株式事務取扱機関の指定及び株式事務委任契約に基づく義務の履行）

第19条 上場外国会社は、当取引所の株券振替決済制度

（新設）

の下における諸通知等の受領者である決済会社が当該上場外国会社から受領した諸通知等について実質株主に対して行う株式事務を委任する株式事務取扱機関を、当取引所の承認を得て指定するものとする。

2 上場外国会社は、前項の規定に基づき指定した株式事務取扱機関及び決済会社との三者間で当取引所の承認する株式事務委任契約を締結し、当該契約に基づく義務を履行するものとする。

3 第1項の株式事務のうち実質株主に対する諸通知は日本語により行うものとする。

（会社の代理人等の選定）

第20条 上場外国会社は、本邦内に住所又は居所を有する者であって、当取引所との関係において一切の行為につき当該上場外国会社を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

（新設）

第21条 （略）

第15条 （略）

第22条 （略）

第16条 （略）

第23条 （略）

第17条 （略）

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定の特例)</p> <p>第2条 東京又は大阪証券取引所における市場第一部銘柄である株券のうち、<u>当取引所が適当と認めるもの</u>については、市場第一部銘柄に指定するものとする。</p> <p>2 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける株券(市場第一部銘柄の上場会社が同項各号に規定する行為の当事者である場合に限る。)のうち、当取引所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前各項に規定するほか、新規上場申請者(セントレックスへの新規上場申請者を除く。)の上場申請に係る株券及びセントレックスからの上場市場の変更が行われる株券のうち、上場株式数が多大で、株式の分布状況が特に良好であると認められ、かつ、次条第1項第5号及び第6号又は第7号に適合する銘柄については、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。</p>	<p>(指定の特例)</p> <p>第2条 東京又は大阪証券取引所における市場第一部銘柄である株券については、市場第一部銘柄に指定するものとする。</p> <p>2 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける株券(市場第一部銘柄の上場会社が同項第1号、<u>第2号又は第3号</u>に規定する行為の当事者である場合に限る。)のうち、当取引所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前各項に規定するほか、新規上場申請者(セントレックスへの新規上場申請者を除く。)の上場申請に係る株券及びセントレックスからの上場市場の変更が行われる株券のうち、上場株式数が多大で、株式の分布状況が特に良好であると認められ、かつ、次条第5号に適合し、かつ、<u>同条第6号又は第7号</u>に適合する銘柄については、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。</p>
<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>上場会社の直前事業年度の末日等(次条第1項第1号aの規定の適用を受ける場合にあつては、直前事業年度の末日をいい、同号bの規定の適用を受ける場合にあつては、同bに定める日をいう。以下この項において同じ。)において上場株式数が2万単位以上であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p><u>最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が200単位以上であること。</u></p>	<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>上場会社の直前事業年度の末日等(次条第1項第1号aの規定の適用を受ける場合にあつては、直前事業年度の末日をいい、同号bの規定の適用を受ける場合にあつては、同bに定める日をいう。以下同じ。)において上場株式数が2万単位以上であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p><u>当取引所、東京又は大阪証券取引所に上場されている場合、次のとおりとする。</u></p>

(4)～(8) (略)

2 上場銘柄が外国株券である場合には、前条に規定する場合を除き、市場第二部銘柄のうち、前項第4号、第5号及び第8号に適合し、かつ、同項第6号又は第7号に適合するほか、次の各号及び当取引所が別に定める事項に適合するものを対象とするものとする。

(1) 上場株式数

上場会社の直前事業年度の末日等（次条第2項第1号の規定の適用を受ける場合にあっては、直前事業年度の末日をいい、同項第2号の規定の適用を受ける場合にあっては、同号に定める日をいう。以下この項において同じ。）において上場株式数が当取引所の市場における売買単位の2万倍の数量に相当する数以上であること。

(2) 株式の分布状況

次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が直前事業年度の末日等の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 本邦内株主の数が直前事業年度の末日等において、2,200人以上であること。

b 特定の株主に著しく多数の株式が所有されると認められないこと。

a 当取引所のみを上場されている株券については、その株券の最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が200単位以上であること。

b 当取引所及び東京又は大阪証券取引所に上場されている株券については、その株券の最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が、いずれか1か所において200単位以上か又は2か所の合計が250単位以上であること。

c 当取引所、東京及び大阪証券取引所に上場されている株券については、その株券の最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が、いずれか1か所において200単位以上か又は3か所の合計が300単位以上であること。

(4)～(8) (略)

(新設)

(3) 売買高

最近3か月間及びその前3か月のそれぞれの期間における月平均売買高が、当取引所の市場における売買単位の200倍に相当する数以上であること。

(審査資料)

第4条 前条第1項各号については、次の各号に掲げる規定の区分に従い、当該各号に定める資料に基づいて審査を行う。

(1) 前条第1項第1号から第3号までの規定

次のa又はbのいずれかに定める日現在の資料

a・b (略)

(2) 前条第1項第4号及び第7号(時価総額に係る部分に限る。)の規定

前号に定める日を含む月の翌月から起算し、4か月目の月の末日現在の資料

(3) 前条第1項第5号から第8号までの規定(第7号にあっては時価総額に係る部分を除く。)

直前事業年度の末日現在の資料

2 前条第2項各号については、次の各号のいずれかに定める日現在の資料に基づいて審査を行う。ただし、同条第2項第2号の審査については、上場会社が次の各号に定める日現在における株主の所有者の状況を把握することが困難であると認められる場合はこの限りでない。

(1) 直前事業年度の末日

(2) 事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第2号ただし書又は同条第2項第2号ただし書の規定を適用する場合における同条第1項第2号又は同条第2項第2号については、当取引所が定める時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

(審査の時期)

第4条 前条各号については、次の各号に掲げる規定の区分に従い、当該各号に定める資料に基づいて審査を行う。

(1) 前条第1号から第3号までの規定

次のa又はbのいずれかに定める日現在の資料

a・b (略)

(2) 前条第4号及び第7号(時価総額に係る部分に限る。)の規定

前号に定める日を含む月の翌月から起算し、4か月目の月の末日現在の資料

(3) 前条第5号から第8号までの規定(第7号にあっては時価総額に係る部分を除く。)

直前事業年度の末日現在の資料

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号ただし書の規定を適用する場合における同号については、当取引所が定める時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 売買高 <u>最近1年間の月平均売買高が40単位未満である場合</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2. <u>市場第一部銘柄が外国株券である場合には、前項第4号又は第5号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</u></p> <p>(1) <u>上場株式数</u> <u>上場株式数が、当取引所の市場における売買単位の2万倍の数量に相当する数に満たない場合</u></p> <p>(2) <u>株式の分布状況</u> <u>本邦内株主の数が、2,000人未満である場合において、1か年以内に2,000人以上とならないとき。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における本邦内株主の数については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</u></p>	<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 売買高 <u>当取引所、東京又は大阪証券取引所に上場されている銘柄が、次のaからcのいずれかに該当する場合</u></p> <p>a. <u>当取引所のみを上場されている株券については、その株券の最近1年間の月平均売買高が40単位未満である場合</u></p> <p>b. <u>当取引所及び東京又は大阪証券取引所のいずれかに上場されている株券については、その株券の最近1年間の月平均売買高が、いずれにおいても40単位未満であり、かつ2か所の合計が50単位未満である場合</u></p> <p>c. <u>当取引所、東京及び大阪証券取引所に上場されている株券については、その株券の最近1年間の月平均売買高が、いずれにおいても40単位未満であり、かつ3か所の合計が60単位未満である場合</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

(3) 売買高

最近1年間の月平均売買高が、当取引所の市場における売買単位の40倍の数量に相当する数未満である場合

(審査資料)

第3条 前条第1項第2号及び第5号並びに第2項第2号の審査は、上場会社の毎決算期現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号及び第2項第2号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の決算期以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

(審査の時期)

第3条 前条第2号及び第5号については、上場会社の毎決算期現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号本文に定める期間内における同号及び同号ただし書の規定を適用する場合における同号については、当取引所が定めるところにより、上場会社の決算期以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p><u>最近1年間の月平均売買高が3単位未満である場合。ただし、該当後3か月以内に、当取引所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4)~(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると当取引所が認めた場合</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>会社が株券上場審査基準第4条第3項(第2号及び第4号を除く。)</u>の規定の適用を受けて上場した場合(当事者がすべて上場会社である場合を除く。)</p> <p>当該会社について株券上場審査基準第4条第3項第1号、<u>第3号又は第5号</u>に定める上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合において、当該会社(同項第1号、<u>第3号又は第5号</u>に該当する前においては、当事者である非上場会社として当取引所が認める者をいう。)が3か年以内に株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p><u>次のa及びbに該当する場合。ただし、a及びbに該当後3か月以内に、当取引所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>最近1年間の月平均売買高が3単位未満である場合</u></p> <p>b <u>当取引所及び東京又は大阪証券取引所に上場されている株券については別に定めるところによる。</u></p> <p>(4)~(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると当取引所が認めた場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 会社が株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けて上場した場合(当事者がすべて上場会社である場合を除く。)</p> <p>当該会社について株券上場審査基準第4条第3項第1号、<u>第2号又は第3号</u>に定める上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合において、当該会社(同項第1号、<u>第2号又は第3号</u>に該当する前においては、当事者である非上場会社として当取引所が認める者をいう。)が3か年以内に株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法</p>

査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11)～(17) (略)

2 上場銘柄が外国株券である場合には、前項第4号から第17号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 外国の証券取引所等における上場廃止等

次のa又はbに該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の証券取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でない認められるときは、この限りでない。

a 外国の証券取引所に上場されている銘柄については、当該証券取引所における当該銘柄の上場廃止が決定されたとき。

b 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場における当該銘柄の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めたとき。

(2) 上場株式数

上場株式数が、当取引所の市場における売買単位の2,000倍の数量に相当する数に満たない場合

(3) 株式の分布状況

本邦内株主の数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における本邦内株主の数については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。

(4) 売買高

最近1年間の月平均売買高が、当取引所の市場における売買単位の3倍の数量に相当する数未満である場合。ただし、該当後3か月以内に、当取引所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分

第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11)～(17) (略)

(新設)

売を行う場合は、この限りでない。

(5) 配当金支払取扱銀行又は株式事務取扱機関の指定

上場外国会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第18条第1項に規定する配当金支払取扱銀行又は同第19条第1項に規定する株式事務取扱機関を指定しないこととなった場合又は指定しないこととなることが確実となった場合

(6) 株式の譲渡制限

上場外国会社が株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であつて、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(セントレックスの上場廃止基準)

第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) (略)

(2) 売買高等

最近1年間の月平均売買高が10単位未満となり、かつ、月平均値付率が20%未満となり、その後1年間の月平均売買高が10単位以上又は月平均値付率が20%以上にならなかったとき。ただし、該当後3か月以内に、当取引所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。

(3)・(4) (略)

(5) 前条第1項第6号から第17号まで(第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第3項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合

2. セントレックス上場銘柄が外国株券である場合に

(セントレックスの上場廃止基準)

第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) (略)

(2) 売買高等

次のa及びbに該当する場合。ただし、a及びbに該当後3か月以内に、当取引所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。

a 最近1年間の月平均売買高が10単位未満となり、かつ、月平均値付率が20%未満となり、その後1年間の月平均売買高が10単位以上又は月平均値付率が20%以上にならなかったとき。

b 当取引所及び東京又は大阪証券取引所に上場されている株券については別に定めるところによる。

(3)・(4) (略)

(5) 前条第6号から第17号まで(第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合

(新設)

は、前項第3号又は第4号に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 株式の分布状況

本邦内株主の数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における本邦内株主の数については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。

(2) 売買高等

最近1年間の月平均売買高が当取引所の市場における売買単位の10倍の数量に相当する数未満となり、かつ、月平均値付率が20%未満となり、その後1年間の月平均売買高が当取引所の市場における売買単位の10倍の数量に相当する数以上又は月平均値付率が20%以上にならなかったとき。ただし、該当後3か月以内に、当取引所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。

(3) 前条第1項第6号から第12号まで(第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「第4条第3項」とあるのは「第6条第3項」と読み替える。)、第15号若しくは第17号又は同条第2項第1号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当した場合

(審査の資料)

第3条 第2条第1項第2号及び第5号、同条第2項第3号、前条第1項第1号及び第4号並びに前条第2項第1号の審査は、上場会社の毎決算期現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号並びに前条第1項第1号及び第2項第1号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の決算期以外の時現在の資料に基づいて行うことができる。

(再建計画等の審査に係る申請)

第3条の2 当取引所は、第2条第1項第7号(同条第

(審査の資料)

第3条 第2条第2号及び第5号並びに前条第1号及び第4号の審査は、上場会社の毎決算期現在の資料に基づいて行う。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び前条第1号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の決算期以外の時現在の資料に基づいて行うことができる。

(再建計画等の審査に係る申請)

第3条の2 当取引所は、第2条第7号(第2条の2第

2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号において読み替える場合を含む。)に定める当取引所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、当取引所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第1項第7号前段に該当したものとみなす。

(不適当な合併等の審査に係る申請)

第3条の3 当取引所は、第2条第1項第9号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号)において読み替える場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、当取引所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第1項第9号に該当したものとみなす。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

5号において読み替える場合を含む。)に定める当取引所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、当取引所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第7号前段に該当したものとみなす。

(不適当な合併等の審査に係る申請)

第3条の3 当取引所は、第2条第9号(第2条の2第5号において読み替える場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて当取引所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、当取引所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第9号に該当したものとみなす。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</u></p> <p><u>第3条の2 取引参加者は、顧客から外国株券の売買又は外国法人の発行する新株引受権証書(以下「外国新株引受権証書」という。)の売買の委託を受け第26条の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に取引参加者の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 取引参加者は、前項の外国証券取引口座に関する約款には、第26条の6及び第28条の2から第28条の8までに規定する内容を定めなければならない。</u></p> <p><u>3 取引参加者は、第1項の規定による外国証券取引口座に関する約款の交付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって証券会社に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令第32号)第29条の2に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該約款に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該取引参加者は、当該顧客に当該約款を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>4 取引参加者は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって証券会社に関する内閣府令第31条の2に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けることができる。この場合において、当該取引参加者は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。</u></p> <p><u>5 第3項又は前項の規定による承諾を得た取引参加者</u></p>	<p>(新設)</p>

は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない又は申込みを行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客に対して当該約款に記載すべき事項の提供をし又は当該顧客から申込みを受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び第3項又は前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 取引参加者は、第1項の規定により顧客から口座の設定の申込書の提出を受けた場合（第4項の規定により申込書の提出を受けたものとみなされる場合を含む。）において、当該申込みを承諾したときは、当該口座を設定し、当該顧客にその旨を通知するものとする。

（売付外国株券等の事前預託）

第8条の2 顧客は、外国株券又は外国新株引受権証券の売付けを取引参加者に委託する場合には、当該委託の時点で、その売付外国株券又は売付外国新株引受権証券を、取引参加者に設けられた自己の口座に振り込まなければならない。

（普通取引における顧客の受渡時限）

第10条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

(1) 株券（内国株券（日経300株価指数連動型上場投資信託（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。）の受益証券（以下「受益証券」という。）を含む。第38条を除き以下同じ。）及び外国株券をいう。以下同じ。）について、取引所の定める配当落又は権利落の期日

(2)・(3) （略）

(4) 外国株券について、取引所の定める権利預り証付売買の最終日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）

(5) （略）

（新設）

（普通取引における顧客の受渡時限）

第10条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

(1) 株券（日経300株価指数連動型上場投資信託（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。）の受益証券（以下「受益証券」という。）を含む。第38条を除き以下同じ。）について、取引所の定める配当落又は権利落の期日

(2)・(3) （略）

（新設）

(4) （略）

(6) (略)

3～5 (略)

(証券保管振替機構業務規程等の適用)

第25条 (略)

2 (略)

3 内国法人の発行する新株引受権証書(以下「内国新株引受権証書」という。)の売買の受託に関し顧客が日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づく口座の振替により内国新株引受権証書の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第26条 取引参加者は、顧客から次の各号に掲げる有価証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。

(1) 外国株券の当日取引、普通取引及び立会外分売に係る売買

(2) 外国新株引受権証書の当日取引及び普通取引

(削除)

2 (略)

3 (略)

4 取引参加者は、顧客から内国新株引受権証書の売買の委託を受けた場合において、取引参加者が当該顧客のために日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る内国新株引受権証書の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付内国新株引受権証書を交付しない旨又は買付内国新株引受権証書の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

第3節の2 外国証券取引口座

(5) (略)

3～5 (略)

(証券保管振替機構業務規程等の適用)

第25条 (略)

2 (略)

3 新株引受権証書の売買の受託に関し顧客が日本証券決済株式会社の保管振替制度の口座の振替により新株引受権証書の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第26条 取引参加者は、顧客から新株引受権証書の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために口座を設定し、売付け又は買付けに係る新株引受権証書の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。

2 前項の口座の振替により取引参加者が買付顧客の口座に買付数量を記帳した時に、当該買付顧客に共有権の移転が行われるものとする。

3 (略)

4 (略)

5 取引参加者は、顧客から新株引受権証書の売買の委託を受けた場合において、取引参加者が当該顧客のために日本証券決済株式会社における口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る新株引受権証書の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付新株引受権証書を交付しない旨又は買付新株引受権証書の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

(外国証券取引口座)

第26条の3 顧客は、取引参加者に外国証券取引口座を (新設)
設定している場合には、外国証券(外国株券及び外国
新株引受権証券をいう。以下この節において同じ。)
の取引所における売買その他の取引(以下この節にお
いて「委託取引」という。)については、この節の規
定に従い、外国証券の委託取引を行うものとする。

(外国証券取引口座による処理)

第26条の4 顧客が取引参加者との間で行う外国証券の (新設)
委託取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、
証券の保管その他外国証券の委託取引に関する金銭の
授受等そのすべてを外国証券取引口座により処理する
ものとする。

(外国証券取引に関し遵守すべき事項)

第26条の5 顧客は、取引参加者との間で行う外国証券 (新設)
の委託取引については、国内の諸法令並びに取引所及
び当取引所が指定する決済会社(以下「決済会社」と
いう。)の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国
証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券
の発行会社の国内の諸法令及び慣行等に関し、取引参
加者から指導のあったときは、その指導に従うものと
する。

(外国証券の混蔵寄託等)

第26条の6 顧客が取引参加者に寄託する外国証券(以 (新設)
下この節において「寄託証券」という。)は、混蔵寄
託契約により寄託するものとする。

2 寄託証券は、取引参加者の名義で決済会社に混蔵寄
託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会
社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に
書き換えるものとする。

3 前項により混蔵寄託される寄託証券は、当該寄託証
券の発行会社の国内又は決済会社が適当と認める国の
国内にある保管機関(以下この節において「現地保管
機関」という。)において、現地保管機関の国内の諸
法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って
保管するものとする。

4 顧客は、第1項の寄託については、顧客が現地保管

機関の国内において外国証券を取引参加者に寄託した場合を除き、取引参加者の要した実費をその都度取引参加者に支払うものとする。

(寄託証券に係る共有権)

第27条 取引参加者に外国証券を寄託した顧客は、当該外国証券及び他の顧客が当該取引参加者に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当該取引参加者が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得する。

2 寄託証券に係る顧客の共有権は、取引参加者が顧客の口座に振替数量を記帳した時に移転する。

(寄託証券の返還の申出)

第28条 顧客は、寄託証券の返還を受けようとするときは、その旨を取引参加者に申し出るものとする。

2 取引参加者は、顧客から前項の申し出を受けたときは、寄託証券と同一銘柄の外国証券を返還するものとする。この場合においては、当該外国証券につき共有権を有する他の者と協議することを要しない。

(寄託証券の外国の有価証券市場等での売却又は返還)

第28条の2 顧客が寄託証券を外国の有価証券市場等において売却する場合又は寄託証券の返還を受けようとする場合は、取引参加者は、当該寄託証券を現地保管機関から取引参加者又は取引参加者の指定する保管機関に保管替えの後に、売却又は顧客に返還するものとする。

2 顧客は、前項の返還については、取引参加者の要した実費をその都度取引参加者に支払うものとする。

(上場廃止の場合の措置)

第28条の3 寄託証券が取引所において上場廃止となる場合は、取引参加者は、当該寄託証券を上場廃止日以後、現地保管機関から取引参加者又は取引参加者の指定する保管機関に保管替えする。

(配当等の処理)

第28条の4 寄託証券に係る配当等の処理は、次の各号に定めるところによる。

第27条及び第28条 削除

(新設)

(新設)

(新設)

(1) 金銭配当の場合は、決済会社を受領し、配当金支払取扱銀行を通じ顧客あてに支払う。

(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券の発行会社の国内において課せられるものを含む。以下この節において同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含む。以下この節において同じ。）の場合は、次の a 又は b に定める区分に従い、当該 a 又は b に定めるところにより、取り扱う。

a 寄託証券が取引所を主たる市場とするものであると取引所が認める場合以外の場合

決済会社が寄託証券について株式配当に係る株券の振込みを指定し顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社を受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払う。ただし、顧客が寄託証券の発行会社の国内において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとする。

b 寄託証券が取引所を主たる市場とするものであると取引所が認める場合

顧客は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社を受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとする。ただし、1株未満の株券は決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払う。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社を受領し、株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払う。

(4) 第2号の寄託証券の発行会社の国内において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は取引参加者が定めるレートによる。ただし、取引参

加者が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとする。

2 顧客は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下この節において「配当金等」という。）の支払方法については、取引参加者所定の書類により取引参加者に指示するものとする。

3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行う（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。この場合において、外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）による。

4 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券の発行会社の国内等の諸法令又は慣行等により費用を徴収された場合には、当該費用は顧客の負担とし、配当金から控除するなどの方法により顧客から徴収する。

5 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関が行う。

6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、決済会社は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとする。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとする。

（新株引受権その他の権利の処理）

第28条の5 寄託証券に係る新株引受権その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

（新設）

（1）新株引受権が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱う。

a 寄託証券が取引所を主たる市場とするものであり、取引所が認める場合以外の場合

顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知し、取引参加者を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は顧客に代わって当該新株引受権を行使して新株式を引き受け、取引参加者を通じて外国証券取引口座に振り込むものとし、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知しないとき又は決済会社が当該新株引受権を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株引受権を売却処分する。

b 寄託証券が取引所を主たる市場とするものであり取引所が認める場合

決済会社が新株引受権を受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込む。この場合において、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知し、取引参加者を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は顧客に代わって当該新株引受権を行使して新株式を引き受け、取引参加者を通じて外国証券取引口座に振り込むものとし、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとする。

(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除く。）により割り当てられる株式は、決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込む。ただし、1株未満の株式については、決済会社がこれを売却処分する。

(3) 寄託証券の発行会社の株券以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分する。ただし、顧客が寄託証券の発行会社の国内において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の

時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとする。

(4) 前3号以外の権利が付与される場合は、取引所が定めるところによる。

(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第4項まで及び第6項の規定に準じて処理する。

(6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券の発行会社の国内において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は取引参加者が定めるレートによる。ただし、取引参加者が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとする。

(払込代金等の未払い時の措置)

第28条の6 顧客が、新株引受権の行使に係る払込代金 (新設)

その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため取引参加者に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに取引参加者に支払わないときは、取引参加者は、任意に、顧客の当該債務を履行するために、顧客の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとする。

(議決権の行使)

第28条の7 寄託証券に係る株主総会の議決権は、顧客 (新設)

の指示により、決済会社が行使する。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しない。

2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券の発行会社の国内等の法令により決済会社が当該寄託証券に係る株主総会の議決権の行使を行えない場合の議決権は、顧客が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が発行会社に送付する方法により、顧客が行使するものとする。

(株主総会の書類等の送付等)

第28条の8 寄託証券に関し、当該寄託証券の発行会社 (新設)

から交付される株主総会に関する書類及び営業報告書
その他配当、新株引受権の付与等株主の権利又は利益
に関する諸通知は、株式事務取扱機関が顧客の届け出
た住所あてに送付する。

2 前項の諸通知の送付は、取引所が認めた場合には、
時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又
は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることがで
きるものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>上場審査料等の取扱い</u>)</p> <p>第5条 有価証券上場規程第6条、<u>第12条の4及び第13条の2</u>及び第19条の規定は、第3条第2項前段に規定する市場に上場していない有価証券の相対交渉市場への上場について準用する。</p> <p>2 第3条第2項前段に規定する市場の上場有価証券の発行者の相対交渉市場への上場に係る上場審査料、<u>上場市場の変更審査料、市場第一部銘柄指定審査料、上場手数料及び年間上場料</u>については、免除する。</p> <p>(有価証券上場規程等の準用)</p> <p>第9条 有価証券上場規程第2条から第5条まで、第8条及び第9条、第10条(新株引受権証書に係る部分を除く。)、第11条から第18条まで(<u>第12条の4及び第13条の2を除く。</u>)及び第20条の規定は、当取引所の相対交渉市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する事項について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>(<u>上場賦課金等の取扱い</u>)</p> <p>第5条 有価証券上場規程第6条及び第19条の規定は、第3条第2項前段に規定する市場に上場していない有価証券の相対交渉市場への上場について準用する。</p> <p>2 第3条第2項前段に規定する市場の上場有価証券の発行者の相対交渉市場への上場に係る上場審査料、上場手数料及び年間上場料については、免除する。</p> <p>(有価証券上場規程等の準用)</p> <p>第9条 有価証券上場規程第2条から第5条まで、第8条及び第9条、第10条(新株引受権証書に係る部分を除く。)、第11条から第18条まで及び第20条の規定は、当取引所の相対交渉市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する事項について準用する。</p>

株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)</p> <p>第3条 被支援会社の発行する株券が、支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であつて、かつ、産業再生機構が当該会社の債務に係る買取決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該会社が当該株券の上場申請を行うときにおける上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項の規定の適用については、同項中「<u>第6号</u>」とあるのは、「最近1年間における利益の額が4億円以上であること」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)</p> <p>第3条 被支援会社の発行する株券が、支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であつて、かつ、産業再生機構が当該会社の債務に係る買取決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該会社が当該株券の上場申請を行うときにおける上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項の規定の適用については、同項中「<u>同条第6号</u>」とあるのは、「最近1年間における利益の額が4億円以上であること」とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項の規定の適用については、<u>同項</u>第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) (略)</p>
<p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第5条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、<u>同項</u>第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、<u>同項</u>第4号を次のとおりとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第5条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の規定の適用については、<u>同条</u>第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2の規定の適用については、<u>同条</u>第4号を次のとおりとする。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する優先株については、その設立前においても、新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第3号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の普通株が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。</p> <p>(2) 株券上場審査基準第6条第3項第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第3号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の普通株が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する優先株については、その設立前においても、新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第2号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の普通株が同項第1号又は第2号の適用を受けるとき。</p> <p>(2) 株券上場審査基準第6条第2項第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第2号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の普通株が同項第1号又は第2号の適用を受けるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第5条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する普通株が株券上場廃止基準第2条各項の各号及び第2条の2各項の各号のいずれかに該当した場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第5条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する普通株が株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号のいずれかに該当した場合</p> <p>2 (略)</p>
<p>(上場手数料及び年間上場料)</p> <p>第6条 上場申請優先株の発行者及び優先株の上場会社は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を<u>支払う</u>ものとする。</p>	<p>(上場手数料及び年間上場料)</p> <p>第6条 上場申請優先株の発行者及び優先株の上場会社は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を<u>納入する</u>ものとする。</p>

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が他の非上場会社に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該合併による解散により当取引所において上場廃止されるものであって、存続会社又は新設会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の適用を受けるとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより当取引所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第3項第5号若しくは第6条第3項第5号の適用を受けるとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(7) 上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社が発行したものであり、かつ、当該株式交換又は株式移転により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより当取引所において上場廃止されるものであって、当該他の会社が上場会社であるとき又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第3項第3号の適用を受ける</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が他の非上場会社に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該合併による解散により当取引所において上場廃止されるものであって、存続会社又は新設会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の適用を受けるとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより当取引所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第2項第3号の適用を受けるとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(7) 上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社が発行したものであり、かつ、当該株式交換又は株式移転により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより当取引所において上場廃止されるものであって、当該他の会社が上場会社であるとき又は株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第6条第2項第2号の適用を受ける</p>

とき。

a 当該他の会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること（当該他の会社が株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の適用を受けるときに限る。）。

b （略）

(8) 国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該株式交換又は株式移転により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであって、当該他の会社が上場会社であるとき又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第3項第3号の適用を受けるとき。

a 当該他の会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること（当該他の会社が株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の適用を受けるときに限る。）。

b （略）

（上場廃止基準）

第4条 上場新株予約権証券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する新株予約権証券全銘柄の上場を廃止する。

(1) （略）

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当した場合

2 （略）

（上場手数料及び年間上場料）

第5条 新株予約権証券を上場申請する発行者及び上場新株予約権証券の発行者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を支払うものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

とき。

a 当該他の会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること（当該他の会社が株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の適用を受けるときに限る。）。

b （略）

(8) 国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該株式交換又は株式移転により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであって、当該他の会社が上場会社であるとき又は株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第6条第2項第2号の適用を受けるとき。

a 当該他の会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること（当該他の会社が株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の適用を受けるときに限る。）。

b （略）

（上場廃止基準）

第4条 上場新株予約権証券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する新株予約権証券全銘柄の上場を廃止する。

(1) （略）

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条各号又は第2条の2各号のいずれかに該当した場合

2 （略）

（上場手数料及び年間上場料）

第5条 新株予約権証券を上場申請する発行者及び上場新株予約権証券の発行者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を納入するものとする。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)若しくは第17号(同基準第2条の2第1項第5号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第1項第6号から第11号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券以外の債券の上場廃止)</p> <p>第8条 社債券以外の債券(国債証券を除く。)の発行者が、前条第1項第2号に該当する場合、株券上場廃止基準第2条第1項第10号若しくは第11号に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると当取引所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場手数料及び年間上場料)</p> <p>第9条 債券を上場申請する発行者及び上場債券の発行者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)若しくは第17号(同基準第2条の2第5号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券以外の債券の上場廃止)</p> <p>第8条 社債券以外の債券(国債証券を除く。)の発行者が、前条第1項第2号に該当する場合、株券上場廃止基準第2条第10号若しくは第11号に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると当取引所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場手数料及び年間上場料)</p> <p>第9条 債券を上場申請する発行者及び上場債券の発行者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を納入するものとする。</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が他の非上場会社に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該合併による解散により当取引所において上場廃止されるものであって、存続会社又は新設会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の適用を受けるとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより当取引所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第3項第5号若しくは第6条第3項第5号の適用を受けるとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が他の非上場会社に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該合併による解散により当取引所において上場廃止されるものであって、存続会社又は新設会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の適用を受けるとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより当取引所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第2項第3号の適用を受けるとき。</p> <p>次のa及びbに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 上場新株予約権付社債券等の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する新株予約権付社債券等全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、当取引所が特に上場の継続を必要と認める銘柄(新株予約権付社債</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 上場新株予約権付社債券等の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する新株予約権付社債券等全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、当取引所が特に上場の継続を必要と認める銘柄(新株予約権付社債</p>

券に限る。)については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当した場合(次号に該当する場合を除く。)

(3) 株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合で、当該他の会社が上場会社であるとき又はその発行する株券が株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定により速やかに上場される見込みのあるとき。

2 (略)

(上場手数料及び年間上場料)

第5条 新株予約権付社債券等を上場申請する発行者及び上場新株予約権付社債券等の発行者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を支払うものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

券に限る。)については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条各号又は第2条の2各号のいずれかに該当した場合(次号に該当する場合を除く。)

(3) 株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合で、当該他の会社が上場会社であるとき又はその発行する株券が株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第2項の規定により速やかに上場される見込みのあるとき。

2 (略)

(上場手数料及び年間上場料)

第5条 新株予約権付社債券等を上場申請する発行者及び上場新株予約権付社債券等の発行者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を納入するものとする。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 受益証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を当該各号に定めるところにより提出するものとする。</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条第5項第3号aからdまでに定める書類 各2部(同bに規定する書類については1部) 内閣総理大臣等に提出した後遅滞なく</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(上場審査料)</p> <p>第3条 受益証券の上場を申請しようとする者は、当取引所が定める金額の上場審査料を、上場申請日に<u>支払</u>うものとする。</p> <p>(上場手数料及び年間上場料)</p> <p>第12条 受益証券の上場を申請しようとする者及び投資信託委託業者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を<u>支払</u>うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 受益証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を当該各号に定めるところにより提出するものとする。</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条第4項第3号aからdまでに定める書類 各2部(同bに規定する書類については1部) 内閣総理大臣等に提出した後遅滞なく</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(上場審査料)</p> <p>第3条 受益証券の上場を申請しようとする者は、当取引所が定める金額の上場審査料を、上場申請日に<u>納入</u>するものとする。</p> <p>(上場手数料及び年間上場料)</p> <p>第12条 受益証券の上場を申請しようとする者及び投資信託委託業者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を<u>納入</u>するものとする。</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために当取引所が必要と認める日)</p> <p>第3条 規程第9条第3項第5号に規定する当取引所が必要と認める日は、当該株券（受益証券を除く。）の発行者が営業年度を1年とする会社である場合（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。）において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）とする。</p> <p>(配当落等の期日)</p> <p>第17条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日取引</p> <p><u>次のa又はbに定める日（以下「権利確定日」という。）の翌日</u></p> <p>a 内国株券</p> <p><u>配当若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会において株主として議決権を行使する者を確定するための基準日</u></p> <p>b 外国株券</p> <p><u>記名式の場合は、配当又は新株引受権その他の権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日、無記名式の場合は、配当支払開始日の前日、新株申込期間開始日の前日又は株券供託期間の最終日等。ただし、外国株券について当取引所が当該日を別に定める必要があると認めるときは、その都度指定する日とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(株券の売買単位)</p> <p>第11条の2 規程第15条第1号aただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第</p>	<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために当取引所が必要と認める日)</p> <p>第3条 規程第9条第3項第4号に規定する当取引所が必要と認める日は、当該株券（受益証券を除く。）の発行者が営業年度を1年とする会社である場合（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。）において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）とする。</p> <p>(配当落等の期日)</p> <p>第17条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日取引</p> <p><u>次に定める日（以下「権利確定日」という。）の翌日</u></p> <p><u>配当若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会において株主として議決権を行使する者を確定するための基準日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(株券の売買単位)</p> <p>第11条の2 規程第15条第1号aただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第</p>

8項の規定による開示において、一定期間内に1単元の株式の数の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを定めていない場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

7項の規定による開示において、一定期間内に1単元の株式の数の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを定めていない場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) 上場会社(当取引所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が株券上場廃止基準第2条第1項第1号又は同条第2項第2号に該当することとなる株式数の減少に関する取締役会決議(外国株券の発行者にあつては、取締役会決議又はこれに類する機関の決定。以下このaにおいて同じ。)を行った場合</p> <p>(a)の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第1号又は同条第2項第2号に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、これらの規定に該当するかどうかを確認できないとき。</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い1(2)aの2(同取扱い3(1)aにおいて準用する場合を含む。)又は2(4)b(4(1)において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が150人以上となったことが確認できない場合若しくは本邦内株主の数が150人以上となったことが確認できない場合</p> <p>(b)の2 (略)</p> <p>(c) 株券上場廃止基準第2条第1項第3号又は第2項第4号若しくは同基準第2条の2第1項第2号又は第2項第2号に該当した場合であつて、同基準第2条第1項第3号ただし書又は第2項第4号ただし書若しくは同基準第2条の2第1項第2号ただし書又は第2項第2号ただし書に規定する公募、売出し又は立会外分売が行</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) 上場会社(当取引所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が株券上場廃止基準第2条第1号に該当することとなる株式数の減少に関する取締役会決議を行った場合</p> <p>(a)の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1号に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、これらの規定に該当するかどうかを確認できないとき。</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い1(2)aの2(同取扱い2(1)aにおいて準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が150人以上となったことが確認できない場合</p> <p>(b)の2 (略)</p> <p>(c) 株券上場廃止基準第2条第3号a若しくはb又は同基準第2条の2第2号a若しくはbに該当した場合であつて、同基準第2条第3号ただし書又は同基準第2条の2第2号ただし書に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき。</p>

われるかどうかを確認できないとき。

(c)の2 株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b又は株券上場廃止基準の取扱い1(4)c(同取扱い3(3)cにおいて準用する場合を含む。)若しくは3(3)bに定める期間の最終日までに、株券上場廃止基準第2条第1項第4号(同基準第2条の2第1項第3号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(d) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該各号に該当するかどうかを確認できないとき。

(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第2条第1項第7号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(同号に規定する開示を行った場合を除く。)

(e)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(f) 株券上場廃止基準第2条第1項第8号前段(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(g)・(h) (略)

(i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

(c)の2 株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b又は株券上場廃止基準の取扱い1(4)c(同取扱い2(3)cにおいて準用する場合を含む。)若しくは2(3)bに定める期間の最終日までに、株券上場廃止基準第2条第4号(同基準第2条の2第3号による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(d) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第5号又は第2条の2第4号に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該各号に該当するかどうかを確認できないとき。

(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第2条第7号(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(同号に規定する開示を行った場合を除く。)

(e)の2 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(f) 株券上場廃止基準第2条第8号前段(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(g)・(h) (略)

(i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ～ハ（略）

(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第1号a前段若しくは同号b前段（同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合

(k) 株券上場廃止基準第2条第1項第12号（同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（株券上場廃止基準の取扱い6(1)bに該当する場合を除く。）

(k)の2 上場会社（外国株券の発行者及び株券上場審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この(k)の2において同じ。）が、株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場会社が株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれがあると当取引所が認める場合

(l) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第4号（同基準第2条の2第1項第5号の規定による場合を含む。）又は同基準第2条第2項第6号（同基準第2条の2第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合

(m)（略）

(m)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第16号（同基準第2条の2第1項第5号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(n) 株券上場廃止基準第2条第1項第17号（同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）（株券の不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(o) 株券上場廃止基準第2条第2項第1号本文（同基準第2条の2第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合。ただし、株券上場審査基準

イ～ハ（略）

(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第11号a前段若しくは同号b前段（同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。）に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合

(k) 株券上場廃止基準第2条第12号（同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（株券上場廃止基準の取扱い4(1)bに該当する場合を除く。）

(k)の2 上場会社（株券上場審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この(k)の2において同じ。）が、株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場会社が株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれがあると当取引所が認める場合

(l) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第14号（同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。）に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合

(m)（略）

(m)の2 株券上場廃止基準第2条第16号（同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(n) 株券上場廃止基準第2条第17号（同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。）（株券の不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

（新設）

第4条第3項第2号若しくは第4号又は第6条第3項第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(p) 外国株券の発行者が配当金支払事務委任契約又は株式事務委任契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他外国株券の発行者が配当金支払取扱銀行又は株式事務取扱機関を指定しないこととなるおそれがあると当取引所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当する場合（同基準第2条第1項各号（同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い6(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第17号のうち株券の不正発行の場合を除く。）には、当該株券を整理ポストに割り当てる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号又は第6条第3項第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2)～(5)（略）

（監理ポスト、整理ポストへの割当期間）

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から当取引所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(a)（略）

（新設）

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第2条各号又は第2条の2各号のいずれかに該当する場合（同基準第2条各号（同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。）にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第17号のうち株券の不正発行の場合を除く。）には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2)～(5)（略）

（監理ポスト、整理ポストへの割当期間）

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から当取引所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(a)（略）

(b) 前条第1号aの(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1(2)aの2(同取扱い3(1)aにおいて準用する場合を含む。)又は2(4)b(4(1)において準用する場合を含む。)に定める期間の最終日の翌日

(c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2及び(h)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b若しくは株券上場廃止基準の取扱い1(4)c(同取扱い3(3)cにおいて準用する場合を含む。)若しくは3(3)bに定める期間、株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間又は同基準の取扱い1(9)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(K)の2及び(m)の2から(p)までの場合

当取引所が必要と認めた日

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、株券上場廃止基準の取扱い6(2)に定める期間(原則として1か月)とする。

(2)~(5) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

(b) 前条第1号aの(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1(2)aの2(同取扱い2(1)aにおいて準用する場合を含む。)に定める期間の最終日の翌日

(c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2及び(h)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b若しくは株券上場廃止基準の取扱い1(4)c(同取扱い2(3)cにおいて準用する場合を含む。)若しくは2(3)bに定める期間、株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間又は同基準の取扱い1(9)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(K)の2、(m)の2及び(n)の場合

当取引所が必要と認めた日

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、株券上場廃止基準の取扱い4(2)に定める期間(原則として1か月)とする。

(2)~(5) (略)

2 (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(空売りの区分)</p> <p>第10条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。<u>ただし、次の各号に掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当取引所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている内国株券(優先株を除く。)又は外国の証券取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている外国株券(優先株を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株を除く。)</u></p> <p>(2) <u>優先株(国内の他の証券取引所に上場されている又は外国の証券取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている銘柄を除く。)</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>(空売りの区分)</p> <p>第10条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条各号に規定する取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。<u>ただし、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前その他当取引所が適当と認める場合については、この限りでない。</u></p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 次のa又はbに掲げる有価証券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>a 当取引所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている内国株券(優先株を除く。)又は外国の証券取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている外国株券(優先株を除く。)の発行者以外の者が発行する株券(優先株を除く。)</p> <p>b 優先株(国内の他の証券取引所に上場されている又は外国の証券取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている銘柄を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。)の上場後最初の約定値段(以下「初値」という。)の決定前における当該直接上場銘柄</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国株券 (略)</p> <p>(2) 外国株券</p> <p>a 重複上場外国銘柄(外国の証券取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている外国株券をいう。)</p> <p>(a) 当該銘柄の外国の主たる証券取引所(組織された店頭市場を含む。)における直近(当取引所の直前の売買立会以後当日の売買立会開始前における当取引所が適当と認める時点をいう。)の値段又は気配相場(以下「外国の相</p>	<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券 (略)</p> <p>(新設)</p>

場」という。)を中値により円換算した価格(呼値の単位に満たない端数金額は四捨五入等を行うものとする。以下この項において同じ。)とし、外国の相場がないとき若しくは当取引所がこれを確認することが困難であるとき、又は当取引所が外国為替相場の大幅な変動等により中値により円換算することが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める。ただし、次に掲げる場合の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

イ 当該銘柄の配当落等の期日の前日以前の日において基準とする外国の相場が配当落又は権利落として売買が行われたものである場合

ロ 当該銘柄の配当落等の期日以後の日において基準とする外国の相場が配当落又は権利落として売買が行われたものでない場合

(b) 前(a)にかかわらず、当該銘柄の当取引所の市場における売買の状況等から当取引所が外国の相場を中値により円換算した価格を基準値段とすることが適当でないと認められた銘柄については、前号の規定を適用する。

b 前a以外の銘柄

前号の規定を適用する。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

2 (略)

3 第1項第1号及び第2号bの規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日及び人的分割銘柄の権利落後始値の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4 第1項第3号から第5号までの規定にかかわらず、新株予約権証券、転換社債型新株予約権付社債券又は新株予約権付社債券等で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定める。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日及び人的分割銘柄の権利落後始値の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4 第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、新株予約権証券、転換社債型新株予約権付社債券又は新株予約権付社債券等で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定める。

別表 基準値段算出に関する表

1 内国株券（第4条第1項第1号関係）

(1) (略)

(2) 権利落（新株落）

a・b (略)

c その他の場合

当取引所がその都度定める。

(3) (略)

当取引所がその都度定める。

2 外国株券（第4条第1項第2号a関係）

(1) 第2号aの(a)イに掲げる場合

a 配当落

基準値段 = 外国の相場 + 配当金額

b 権利落（新株落）

(a) 株式分割の場合

イ 新株落が配当落と同時の場合

基準値段 = $\frac{\text{外国の相場}}{\text{分割比率}} + \text{配当金額}$

ロ 新株落が配当落と異なる場合

(イ) 分割後の配当金額が分割前の配当金額に
分割比率を乗じた金額となる場合

基準値段 = $\frac{\text{外国の相場}}{\text{分割比率}}$

(ロ) 分割後の配当金額が分割前と同額となる
場合

基準値段 = $\frac{(\text{外国の相場} - \text{経過配当金})}{\text{分割比率}}$

+ 経過配当金

(b) 有償増資（併行増資を含む。）の場合

イ 新株落が配当落と同時の場合

基準値段 = 外国の相場 × (1 + 新株割当
率) + 配当金額 - 新株払込金額

ロ 新株落が配当落と異なる場合

基準値段 = (外国の相場 - 経過配当金) ×
(1 + 新株割当率) + 経過配当金 - 新株払込
金額

別表 基準値段算出に関する表

1 基準値段の算出については、次の算式による。

(1) (略)

(2) 権利落（新株落）

a・b (略)

(新設)

(3) 転換条件の変更

当取引所がその都度定める。

(新設)

(c) その他の場合

当取引所がその都度定める。

(2) 第2号 a の(a)口に掲げる場合

第1項の内国株券の算式を準用する。

3 以上に定めるもののほか、権利落等の場合における
基準値段は、当取引所がその都度定めるものとする。

(注1) 配当付最終値及び権利付最終値とは、配当落
及び権利落となる日の前日の当該銘柄の最終値段
をいう。ただし、第2項第2号の規定により準用
する場合は、その日の適用される外国の相場とす
る。

(注2)～(注4) (略)

(注5) 外国の相場及び外国株券に係る配当金額は、
中値により円換算する。ただし、当取引所が外国
為替相場的大幅な変動等により中値により円換算
することが適当でないとき、認めるときは、当取引所
がその都度定める。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

2 以上に定めるもののほか、権利落等の場合における
基準値段は、当取引所がその都度定めるものとする。

(注1) 配当付最終値及び権利付最終値とは、配当落
及び権利落となる日の前日の当該銘柄の最終値段
をいう。

(注2)～(注4) (略)

(新設)

外国株券の売買単位に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務規程第15条第1号c、第3号及び第4号の規定に基づき、外国株券の売買単位に関し、必要な事項を定める。

(売買単位)

第2条 外国株券の売買単位は、次の各号に定める当該株券の上場申請日の前2週間以内の日からさかのぼって1年間の外国の主たる証券取引所（組織された店頭市場を含む。以下同じ。）における終値の平均又は気配相場の平均を上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値（これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度指定する外国為替相場）により円換算した価格（外国の証券取引所における終値又は気配相場がない外国株券については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われた株券の公募（一般募集による新株の発行をいう。）又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格）の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、当該株券の発行者の本国における会社制度等から、当該各号に定める単位によることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 500円未満の場合 | 1,000株単位 |
| (2) 500円以上1,000円未満の場合 | 500株単位 |
| (3) 1,000円以上5,000円未満の場合 | 100株単位 |
| (4) 5,000円以上1万円未満の場合 | 50株単位 |
| (5) 1万円以上10万円未満の場合 | 10株単位 |
| (6) 10万円以上の場合 | 1株単位 |

(売買単位の変更)

第3条 上場銘柄の当取引所の市場における最近1年間の終値（最終値段（呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。）をいい、その日に約定値段（呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、呼値の制限値幅に関する規則第4条第1項第2号の規定により定められた基準値段をいう。）の平均（以下「終値平均」という。）が、次の各号に定める場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位に変更するものとする。ただし、当該銘柄の株式の分布状況又は当該銘柄の株券の発行者の本国における会社制度等から、当該各号に定める単位に変更することが適当でないと当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位以外の単位に変更し、又は据え置くものとする。

- | | |
|--|----------|
| (1) 売買単位を500株とする銘柄（以下「500株単位銘柄」という。）、売買単位を100株とする銘柄（以下「100株単位銘柄」という。）、売買単位を50株とする銘柄（以下「50株単位銘柄」という。）、売買単位を10株とする銘柄（以下「10株単位銘柄」という。）又は売買単位を1株とする銘柄（以下「1株単位銘柄」という。）の終値平均が200円未満の場合 | 1,000株単位 |
| (2) 売買単位を1,000株とする銘柄（以下「1,000株単位銘柄」という。）の終値平均が500円以上1,000円未満 | |

の場合又は100株単位銘柄、50株単位銘柄、10株単位銘柄若しくは1株単位銘柄の終値平均が200円以上500円未満の場合 500株単位

(3) 1,000株単位銘柄若しくは500株単位銘柄の終値平均が1,000円以上5,000円未満の場合又は50株単位銘柄、10株単位銘柄若しくは1株単位銘柄の終値平均が500円以上1,000円未満の場合 100株単位

(4) 1,000株単位銘柄、500株単位銘柄若しくは100株単位銘柄の終値平均が5,000円以上1万円未満の場合又は10株単位銘柄若しくは1株単位銘柄の終値平均が1,000円以上5,000円未満の場合 50株単位

(5) 1,000株単位銘柄、500株単位銘柄、100株単位銘柄若しくは50株単位銘柄の終値平均が1万円以上5万円未満の場合又は1株単位銘柄の終値平均が5,000円以上8万円未満の場合 10株単位

(6) 1,000株単位銘柄、500株単位銘柄、100株単位銘柄、50株単位銘柄又は10株単位銘柄の終値平均が10万円以上の場合 1株単位

2 前項の規定にかかわらず、上場後2年以上経過していない銘柄又は直前2年以内に売買単位の変更が行われている銘柄については、売買単位の変更を行わない。

(売買単位の変更の時期)

第4条 前条第1項の規定による売買単位の変更は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 変更後の売買単位が従前の売買単位を下回る場合

毎年5月(終値平均の算定期間(以下「算定期間」という。)は前年4月から3月まで)及び11月(算定期間は前年10月から9月まで)

(2) 変更後の売買単位が従前の売買単位を上回る場合

毎年8月(算定期間は前年4月から3月まで)及び2月(算定期間は前々年10月から前年9月まで)

(株式の併合等に伴う売買単位の変更)

第5条 前2条の規定にかかわらず、株式の併合若しくは分割が行われる場合、権利落となる場合又は合併等が行われる場合において、当取引所が必要と認めるときは、当該併合若しくは分割後、権利落後又は合併後の予想価格等を基準として、当取引所が適当と認める日から、売買単位の変更を行う。

(新株及び新株引受権証書の売買単位)

第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、新株及び新株引受権証書の売買単位は、旧株の売買単位と同一とする。

付 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(裁定取引に関する行為)</p> <p>第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 東証株価指数(東京証券取引所における上場株券(内国法人の発行する普通株に限る。))のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会(半休日においては、午前立会。以下同じ。))終了時まで(当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>(裁定取引に関する行為)</p> <p>第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 東証株価指数(東京証券取引所における上場株券のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会(半休日においては、午前立会。以下同じ。))終了時まで(当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券)</p> <p>第3条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>内国法人の発行する株券</u> (新株引受権証書を含む。以下この号において同じ。) は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>内国法人の発行する株券</u>及び受益証券の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券又は受益証券を引き渡すことができる。</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第3条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券 (新株引受権証書を含む。以下この号において同じ。) は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、株券及び受益証券の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券又は受益証券を引き渡すことができる。</p>
<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 非清算参加者は、<u>内国法人の発行する株券及び</u>転換社債型新株予約権付社債券 (業務規程第9条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。) の普通取引、立会外分売に係る売買、立会外買付に係る売買、終値取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う終値取引及び相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う相対交渉取引 (それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。) に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の有価証券 (国債証券を除く。以下この項において同じ。) の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目 (新株引受権証書については2日目) の日 (以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。) までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の</p>	<p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 非清算参加者は、株券及び転換社債型新株予約権付社債券 (業務規程第9条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。) の普通取引、立会外分売に係る売買、立会外買付に係る売買、終値取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う終値取引及び相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う相対交渉取引 (それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。) に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の有価証券 (国債証券を除く。以下この項において同じ。) の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目 (新株引受権証書については2日目) の日 (以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。) までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の</p>

引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 内国法人の発行する株券の発行者が営業年度を1年とする法人である場合（商法（明治32年法律第48号）第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。）において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

(5) (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 株券の発行者が営業年度を1年とする法人である場合（商法（明治32年法律第48号）第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。）において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

(5) (略)

3 (略)

発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認められた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(受益証券を除き、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。) 100分の70</p> <p>(2)~(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認められた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(新株引受権証書及び受益証券を除き、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。) 100分の70</p> <p>(2)~(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 <u>内国法人の発行する株券</u>が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に適合しない銘柄の株券が次の各号のいずれかに該当する場合(前項第2号に適合しない場合を除く。)には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第<u>3号</u>又は第6条第3項第1号若しくは第<u>3号</u>の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。)であるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に適合しない銘柄の株券が次の各号のいずれかに該当する場合(前項第2号に適合しない場合を除く。)には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第<u>2号</u>又は第6条第2項第1号若しくは第<u>2号</u>の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。)であるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b並びに株券上場廃止基準の取扱い1(4)c(同取扱い<u>3</u>(3)cにおいて準用する場合を含む。)及び<u>3</u>(3)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(8)~(10) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第<u>3号</u>又は第6条第3項第1</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b並びに株券上場廃止基準の取扱い1(4)c(同取扱い<u>2</u>(3)cにおいて準用する場合を含む。)及び<u>2</u>(3)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(8)~(10) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第<u>2号</u>又は第6条第2項第1</p>

号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)・(2)（略）

6（略）

（選定又は選定取消しの資料）

第9条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第6項第2号並びに第6条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)・(3)（略）

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

号若しくは第2号の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)・(2)（略）

6（略）

（選定又は選定取消しの資料）

第9条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第6項第2号並びに第6条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11 aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)・(3)（略）

外国株券上場契約書

株券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____

代表者の
役 職
氏名(署名) _____

.....(以下「会社」という。)は、その発行する株券を上場するについて、株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社及び上場される会社の株券(以下「上場株券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 取引所の株券振替決済制度の下における実質株主に対する配当金支払事務及び諸通知等の株式事務の遂行に必要な費用を負担すること。
- 3 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場株券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
- 4 本契約から生じる又は上場株券に関する会社と取引所との間の一切の訴訟については、名古屋地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

上場申請に係る宣誓書（外国会社）

上場申請に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____

代表者の
役 職
氏名（署名） _____

.....は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請及び上場審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

適時開示に係る宣誓書（外国会社）

適時開示に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____

代表者の
役 職
氏名（署名） _____

.....は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

外国新株引受権証券書確約書

確 約 書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____

代表者の
役 職
氏名(署名) _____
(コード番号 _____)

当社は、平成 年 月 日発行の新株式に係る新株引受権証券書の上市に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約いたします。

1. 当社は、貴取引所が上市新株引受権証券書の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴取引所から正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出します。
2. 当社は、貴取引所がその定款、業務規程、有価証券上市規程その他諸規則に基づき、上市新株引受権証券書の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。
3. 当社は、上市新株引受権証券書について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴取引所に通知いたします。
4. 当社は、貴取引所の新規上市料等に関する規則に従い、所定の新規上市料を支払います。
5. 上市新株引受権証券書に関する当社と貴取引所との間の一切の訴訟については、名古屋地方裁判所のみをその管轄裁判所といたします。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（申請による上場）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する「当取引所が定めるもの」とは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>a 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に該当する新設合併</p> <p>b 株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号に該当する株式移転</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 第2項の規定に基づき設立前に上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の<u>支払い</u>等については、当該設立前の期間においては当該上場会社が行うものとし、設立後は当該有価証券の発行者である設立された会社が行うものとする。このほか、上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。</p> <p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（<u>外国会社を除く。</u>）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び<u>外国会社を除く。</u>）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）又は<u>新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</u></p>	<p>1 第2条（申請による上場）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する「当取引所が定めるもの」とは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>a 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号に該当する新設合併</p> <p>b 株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号に該当する株式移転</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 第2項の規定に基づき設立前に上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の<u>納入</u>等については、当該設立前の期間においては当該上場会社が行うものとし、設立後は当該有価証券の発行者である設立された会社が行うものとする。このほか、上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。</p> <p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p>

- a (略)
- b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このbにおいて「他市場上場会社」という。)若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社(承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。)であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」(「第二部」及び「第四部」)又は同項第3号に規定する「第7号様式」(「第二部」及び「第四部」)に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」(「第二部」及び「第三部」)又は「第7号の2様式」(「第二部」及び「第三部」)に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第3号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。
- c 新規上場申請者(セントレックスへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。)が最近1年間(上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の起算について同じ。)又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の

- a (略)
- b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このbにおいて「他市場上場会社」という。)である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社(承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。)であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」(「第二部」及び「第四部」)に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」(「第二部」及び「第三部」)に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。
- c 新規上場申請者(セントレックスへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。)が最近1年間(上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の起算について同じ。)又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の

(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合((a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)が行っている場合を含む。)は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類(当該「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載されているものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、当取引所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a) 合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第2号に該当する合併を除く。(4) f 及び g の(a)並びに9 aにおいて同じ。)

合併当事会社(新規上場申請者及びその子会社を除く。(4) f 及び g の(a)において同じ。)に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等(連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、商法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

(b) (略)

d (略)

e 新規上場申請者が外国会社(継続開示会社である外国会社を除く。)である場合には、bにより作成する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載する財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)は、財務諸表等規則第127条に定める作成基準に準じて作成す

(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合((a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)が行っている場合を含む。)は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類(当該「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載されているものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

(a) 合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第3項第1号に該当する合併を除く。(3) f 及び g の(a)並びに9 aにおいて同じ。)

合併当事会社(新規上場申請者及びその子会社を除く。(3) f 及び g の(a)において同じ。)に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等(連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、商法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

(b) (略)

d (略)

(新設)

るものとする。

f 新規上場申請者がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、aから前eまでの規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」は、株券上場審査基準第6条第1項第1号a又は第2項第1号aに規定する公募又は売出しに係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。

g （略）

(3) 第8号bに規定する「書面」は、当該有価証券の上場に関し正当な権限を有する者について取締役会において決議したことを証する書面をいう。ただし、定款等に正当な権限を有する者についての定めがある場合は当該定款等の写しで足りるものとする。

(4) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a～cの2 （略）

d 新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、設立後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合で、かつ、持株会社設立時の子会社が複数あるときは、最近2年間のうちその設立前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。）

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

2部

dの2～n （略）

e 新規上場申請者がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、aから前dまでの規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」は、株券上場審査基準第6条第1項第1号aに規定する公募又は売出しに係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。

f （略）

（新設）

(3) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a～cの2 （略）

d 新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、設立後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過しておらず、かつ、持株会社設立時の子会社が複数ある場合は、最近2年間のうちその設立前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書（新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表を含む。）

2部

dの2～n （略）

nの2 上場申請に係る有価証券が国内の証券取引所に上場されている内国株券以外の内国株券である場合において、次の(a)又は(b)に該当するときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(a) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項を適用しようとする場合であって、同基準第3条第1項第2号bただし書の規定の適用を受けようとするとき。

(b) (略)

nの3～nの5 (略)

nの6 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1(2)dの(d)の口の(口)又は5(1)dの(c)の口の(口)に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した当取引所が適当と認める書類

o (略)

(5) 前(4)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、aからdまで、e及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a 最近5年間において株主あてに通知した年次報告書の写し 各2部

b 最近2年間において株主あてに通知した半期報告書及び四半期報告書の写し 各2部

c 最近2年間において内閣総理大臣等に提出した有価証券報告書、年次報告書、半期報告書、四半期報告書及び臨時報告書の写し(a及び前bにより提出されるものと同じ書類である場合を除く。) 各2部

d 最近2年間において内閣総理大臣等に有価証券の募集又は売出しに関する届出を行っている場合には、有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)の写し 各2部

dの2 前(4)cの2に規定する書面

e 新規上場申請者が外国持株会社として設立された後又は合併を行った後、上場申請日の直前事業

nの2 上場申請に係る有価証券が国内の証券取引所に上場されている株券以外の株券である場合において、次の(a)又は(b)に該当するときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(a) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項を適用しようとする場合であって、同基準第3条第2号bただし書の規定の適用を受けようとするとき。

(b) (略)

nの3～nの5 (略)

nの6 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1(2)dの(d)の口の(口)又は4(1)dの(c)の口の(口)に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等又は親会社が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した当取引所が適当と認める書類

o (略)

(新設)

年度の末日までに2年以上経過していない場合
で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が
必要と認める財務書類 各2部

f 当取引所所定の「株主数状況表」

g 株券上場審査基準第4条第2項第4号に規定す
る株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行を指
定していること又は当該機関等から指定について
の内諾を得ていることを証する書面の写し

h 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等
に関する規則第20条に規定する会社の代理人等を
選定していること又は当該代理人等から受託する
旨の内諾を得ていることを証する書面

hの2 上場会社の人的分割によりその営業を承継
する会社であって、当該分割前に上場申請を行う
場合は、当該分割に関する計画について記載した
書類

i セントレックスへの新規上場申請者は、次の書
類

(a) 最近1年間において株主あてに通知した年次
報告書の写し 2部

(b) 最近1年間において株主あてに通知した半期
報告書及び四半期報告書 各2部

(c) 最近1年間において内閣総理大臣等に提出し
た有価証券報告書、年次報告書、半期報告書、
四半期報告書及び臨時報告書の写し((a)及び前
(b)により提出されるものと同じ書類である場合
を除く。) 各2部

(d) 最近1年間において内閣総理大臣等に有価証
券の募集又は売出しに関する届出を行っている
場合には、有価証券届出書(訂正有価証券届出
書を含む。)の写し 各2部

(e) 前(4)の(a)から(c)までに規定する書類

(f) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会
社情報の適時開示等に関する規則第20条に規定
する会社の代理人等を通じて同規則に基づき会
社情報の適時開示等を適切に行う旨を確約した
書面

(g) 株券上場審査基準第6条第2項第1号aただ
し書の規定の適用を受ける場合は、上場申請に

係る株券の評価額に関する資料

j 上場申請に係る株券が第3条第3項第2号bに定める外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(6) (2) c 及び(4) g に規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、の部のみをもって成るものとし、2(2) a から f までの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号 c に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c 並びに2(5) g 及び h に規定する書類をいうものとする。

a (略)

b 2(4) b 及び l から n までに規定する書類

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する営業及び当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(3) 第2号 b に規定する「本国」とは、原則として当該外国会社の設立された国をいうものとする。ただし、当該国を本国とすることが適当でない場合は本店、工場及び取引先の所在地等を勘案して当取引所がこれを決定するものとする。

(4) (2) c 及び(3) g に規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、の部のみをもって成るものとし、2(2) a から e までの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号 c に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2(3) b 及び l から n までに規定する書類

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項第3号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する営業及び当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(新設)

(4) 第2号bに規定する「外国の組織された店頭市場」とは、当分の間、外国の店頭市場のうち、我が国の一般投資者が、その登録有価証券を取得することができる」とされている店頭市場をいうものとする。

(5) 第2号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、2(5)g及びhに規定する書類をいうものとする。

(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c並びに2(5)g、h及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。

a (略)

b 2(4)b及び1からnまでに規定する書類

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第3項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する営業及び当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

4 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

(1) 第1号の取締役会若しくは株主総会の決議（委員会等設置会社にあつては、商法特例法第21条の8第4項に規定する委員会の決議又は執行役の決定を含む。）又は商法特例法第1条の3第1項に規定する重要財産委員会の決議に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写し（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合には、同号に規定する決議通知書をいう。）

（新設）

（新設）

(3) 第2号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2(3)b及び1からnまでに規定する書類

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第2項第3号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する営業及び当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

4 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

(1) 第1号の取締役会若しくは株主総会の決議（委員会等設置会社にあつては、商法特例法第21条の8第4項に規定する委員会の決議又は執行役の決定を含む。）又は商法特例法第1条の3第1項に規定する重要財産委員会の決議に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写し（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）に、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成し

に、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2 (略)

(2) 第2号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号及び第4号並びに第2項及び第3項に規定する場合をいうものとする。

(3) (略)

5 第3条(新規上場申請手続)第6項関係

(1) 第1号に規定する「上場申請のための半期報告書」は、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第5号様式」又は同項第3号に規定する「第10号様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が継続開示会社である場合には、半期報告書の写しで足りるものとする。

(2) 新規上場申請者が外国会社(継続開示会社である外国会社を除く。)である場合には、前(1)に定める「上場申請のための半期報告書」に記載する財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第63条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(3) 第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」に準じて作成するものとする。

(4) (略)

(5) (略)

6 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1) (略)

(2) 第7項ただし書に規定する「当取引所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書で訳文を付したものを提出するものとする。この場合において、当該監査報告書で訳文を付したものについては、前(1)の規定を準用して、その写しを提出することができる。

た書類を添付するものとする。

(1)の2 (略)

(2) 第2号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号及び第4号並びに第2項に規定する場合をいうものとする。

(3) (略)

5 第3条(新規上場申請手続)第6項関係

(1) 第1号に規定する「上場申請のための半期報告書」は、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第5号様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が継続開示会社である場合には、半期報告書の写しで足りるものとする。

(新設)

(2) 第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) (略)

6 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1) (略)

(新設)

a 第1号に掲げる財務書類が、2(2)eの規定に基づき財務諸表等規則第127条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること。

b 第1号に掲げる財務書類について、公認会計士又は監査法人に相当する者により法第193条の2第1項の監査証明に相当すると認められる証明を受けていること。

(3) (略)

7 第3条(新規上場申請手続)第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」及び「中間監査概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1) 「監査概要書」は、新規上場申請者の財務諸表と連結財務諸表の監査又は新規上場申請者のすべての財務書類の監査が同一の公認会計士又は監査法人によって併せて行われている場合には、当該財務諸表の監査に関する概要と当該連結財務諸表の監査に関する概要又は当該すべての財務書類の監査に関する概要を同一の監査概要書に併せて記載したものを提出するものとする。

(2)~(4) (略)

7の2 第3条(新規上場申請手続)第9項関係

第9項に規定する「当取引所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 2(2)cに規定する書類(新規上場申請者が外国会社である場合を除く。)、「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載される財務諸表等のうち2(2)dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社設立時の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2(4)fに規定する書類(合併主体会社の財務諸表等に限る。)

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものである

(2) (略)

7 第3条(新規上場申請手続)第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」及び「中間監査概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1) 「監査概要書」は、新規上場申請者の財務諸表と連結財務諸表の監査が同一の公認会計士又は監査法人によって併せて行われている場合には、当該財務諸表の監査に関する概要と当該連結財務諸表の監査に関する概要を同一の監査概要書に併せて記載したものを提出するものとする。

(2)~(4) (略)

7の2 第3条(新規上場申請手続)第9項関係

第9項に規定する「当取引所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 2(2)cに規定する書類、「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載される財務諸表等のうち2(2)dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社設立時の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2(3)d又はfに規定する書類(fに規定する書類にあつては、合併主体会社の財務諸表等に限る。)

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものである

ことを要するものとする。

(注) (略)

(2) 2(4)dに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添3「結合財務情報に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく結合財務情報に対する意見表明のための報告書

(3) 2(4)dの2並びに3(2)c及び(6)cに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

(3) 2(4)eに規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(4) 2(4)gの(b)イに規定する書類又は同(d)イに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」若しくは別添5「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

8 第3条(新規上場申請手続)第11項関係

(1) 第11項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b (略)

c 2(4)aに規定する「上場申請のための半期報告書」

ただし、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、提出を要しないものとする。

(2) 第11項に規定する「当該書類その他の新規上場申

ことを要するものとする。

(注) (略)

(新設)

(2) 2(3)dの2並びに3(2)c及び(3)cに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添3「分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

(3) 2(3)eに規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(4) 2(3)gの(b)イに規定する書類又は同(d)イに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添3「分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」若しくは別添4「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

8 第3条(新規上場申請手続)第11項関係

(1) 第11項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b (略)

c 2(3)aに規定する「上場申請のための半期報告書」

ただし、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、提出を要しないものとする。

(2) 第11項に規定する「当該書類その他の新規上場申

請者がこの条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～c (略)

d 2(4)dからgまで及び2(5)eに規定する書類
(前7の2の規定により添付される書類を含む。)

e 2(4)nの4の(b)及びnの6に規定する書類

f 2(5)a及びiの(a)に規定する書類

g (略)

h 3(2)c及び(6)cの規定により提出される書類
(株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号に規定する他の会社が承継する営業に係る書類に限る。)

i (略)

10 第6条(上場審査料)関係

(1) 第6条に規定する当取引所が定める金額は、100万円とする。ただし、次のa又はbに掲げる場合には、その半額とする。

a 株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項に規定する上場株券に係る上場廃止日から6か月以内に当該新規上場申請者が発行者である有価証券の上場を申請する場合

b 新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日(予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請を行う場合

(1)の2 上場審査料は、消費税額及び地方消費税額を加算(新規上場申請者が外国又は外国法人である場合を除く。)して支払うものとする。

(2) 上場審査料の支払いは、本邦通貨によるものとする。(この取扱いは、予備審査料、上場市場の変更審査料、市場第一部銘柄指定審査料、上場手数料、年間上場料の支払いにおいて同じ。)

請者がこの条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～c (略)

d 2(3)dからgまでに規定する書類(前7の2の規定により添付される書類を含む。)

dの2 2(3)nの4の(b)及びnの6に規定する書類
(新設)

e (略)

f 3(2)c及び(3)cの規定により提出される書類
(株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第2項第3号に規定する他の会社が承継する営業に係る書類に限る。)

g (略)

10 第6条(上場審査料)関係

第6条に規定する当取引所が定める金額は、100万円とする。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、その半額とする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項に規定する上場株券に係る上場廃止日から6か月以内に当該新規上場申請者が発行者である有価証券の上場を申請する場合

(2) 新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日(予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請を行う場合

10の2 第7条の2（予備申請）関係

前10(1)（aを除く。）の規定は、第4項の予備審査料について、準用する。この場合において、同10(1)（aを除く。）中「新規上場申請者」とあるのは「予備申請を行う者」と、同10(1)b中「当該上場申請」とあるのは「当該予備申請」と、「上場申請を行う場合」とあるのは「上場申請を行おうとする場合」と読み替えるものとする。

10の3 第7条の4（適時開示に係る宣誓書等）関係

(1)～(3)（略）

(4) 第2号に規定する「当取引所が定める書類」とは、2(4)aに規定する「上場申請のための半期報告書」をいうものとする。

(5)（略）

13 第10条（新株券等の上場）

(1)（略）

(2) 新株券等の発行後における上場の取扱い基準

a（略）

b 前(1)又は前aの規定により上場されない新株券は、上場株券と権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

(3)・(4)（略）

(5) 外国会社の新株券等の上場の取扱い基準

a 当取引所の上場外国株券の発行者の発行する新株券については、(1)及び(2)の規定にかかわらず、次のbの規定により上場するものを除き、当該新株券が払込済普通株式であって、かつ、上場株券と権利関係が同一である場合又は同一となった時に上場株券に追加して上場するものとする。

b 当取引所の上場外国株券の発行者の発行する新株券のうち上場株券と権利関係を異にする新株券については、当該新株券が払込済普通株式であって、次に掲げる条件に適合している場合に上場するものとする。

(a) 株式数が当取引所の市場における売買単位の2,000倍の数量に相当する株式数以上であること。

(b) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められ

10の2 第7条の2（予備申請）関係

前10（(1)を除く。）の規定は、第4項の予備審査料について、準用する。この場合において、同10（(1)を除く。）中「新規上場申請者」とあるのは「予備申請を行う者」と、同10(2)中「当該上場申請」とあるのは「当該予備申請」と、「上場申請を行う場合」とあるのは「上場申請を行おうとする場合」と読み替えるものとする。

10の3 第7条の4（適時開示に係る宣誓書等）関係

(1)～(3)（略）

(4) 第2号に規定する「当取引所が定める書類」とは、2(3)aに規定する「上場申請のための半期報告書」をいうものとする。

(5)（略）

13 第10条（新株券等の上場）

(1)（略）

(2) 新株券等の発行後における上場の取扱い基準

a（略）

b 新株式として上場されない新株券は、上場株券と権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

(3)・(4)（略）

（新設）

ないこと。

c 当取引所の上場外国株券の発行者の発行する新株引受権証書については、(1)、(2)及び前(4)の規定にかかわらず、当該発行者の上場株券がその流通の状況等から当取引所を主たる市場とするものと認められる場合であって、当該新株引受権証書が前bの(a)及び(b) (同bの(a)中「株式数が」とあるのは「新株引受権の目的である株式数が」と読み替える。)に適合しているときに上場するものとする。この場合において、新株引受権証書の上場期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期間満了の前日の日であって、当取引所が定める日までとする。

14 第11条（上場有価証券の変更上場申請手続）関係

(1)・(2)（略）

(3) 当取引所は、株式買取権証書の買取権の行使及びストック・オプションの行使等により発行される株券その他の新株券で発行の都度上場申請を行うことが困難な外国株券の発行が行われる場合は、発行株式数を確認する前においても、上場するものとする。

15 第12条の3（上場市場の変更）関係

(1)（略）

(2) 第4項において準用する第3条第2項第11号に掲げる書類については、2(4)(a、c、gからiまで及びkからnまでを除く。)及び2(5)(aからdまで、g、h及びiの(a)から(d)までを除く。)の規定を準用する。

(3)（略）

16 第12条の4（上場市場の変更審査料）関係

(1) 第12条の4に規定する「当取引所が定める金額」は、100万円とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請より前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする。

14 第11条（上場有価証券の変更上場申請手続）関係

(1)・(2)（略）

（新設）

15 第12条の3（上場市場の変更）関係

(1)（略）

(2) 第4項において準用する第3条第2項第9号に掲げる書類については、2(3)(a、c、gからiまで及びkからnまでを除く。)の規定を準用する。

(3)（略）

16 第12条の4（上場市場の変更審査料）関係

第12条の4に規定する「当取引所が定める金額」は、100万円とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請より前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする。

(2) 上場市場の変更審査料は、消費税額及び地方消費税額を加算（上場市場変更申請者が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。

18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a （略）

b 最近2年間（直前事業年度の末日からさかのぼる。「最近」の起算については、以下この18において同じ。）に終了する各事業年度の有価証券報告書及び直前事業年度の有価証券報告書の添付書類

c （略）

d 上場会社又はその子会社が最近2年間（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、最近3年間）に合併（上場会社とその子会社又は上場会社の子会社間の合併を除く。）を行っている場合には、合併当事会社（上場会社及びその子会社を除く。）すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（bの規定により提出する書類に記載されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

e 持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、直前事業年度の末日までに2か年以上（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、3か年以上）を経過していない場合は、当該期間のうちその設立前の期間における子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表）

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間

18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a （略）

b 最近2年間（直前事業年度の末日からさかのぼる。「最近」の起算については、以下この15において同じ。）に終了する各事業年度の有価証券報告書及び直前事業年度の有価証券報告書の添付書類

c （略）

d 上場会社又はその子会社が最近2年間（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号a及び第7号に適合していない場合は、最近3年間）に合併（上場会社とその子会社又は上場会社の子会社間の合併を除く。）を行っている場合には、合併当事会社（上場会社及びその子会社を除く。）すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（bの規定により提出する書類に記載されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

e 持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、直前事業年度の末日までに3か年以上を経過しておらず、かつ、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号a及び第7号に適合していない場合は、最近3年間のうちその設立前の期間における子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表）

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書を添付

損益計算書を結合した損益計算書（直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

f 2 (4) b 及び c の 2 (同(4) c の 2 中「新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第 2 条第 1 項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。））」とあるのは「上場会社の企業グループ（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い 2 (1) a の(a)に規定する上場会社の企業グループをいう。以下同じ。））」と、「新規上場申請者の企業グループの」とあるのは「上場会社の企業グループの」と読み替える。）に規定する書類

(2) 前(1)の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第 3 条の規定の適用を受ける上場会社が外国会社である場合の第 3 項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 当取引所所定の「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」

b 上場会社が外国持株会社として設立された後又は合併を行った後、直前事業年度の末日までに 2 か年（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第 3 条第 1 項第 6 号 a 及び第 7 号に適合していない場合は、3 か年）以上経過していない場合で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が必要と認める財務書類 各 2 部

c (1) b 及び f に掲げる書類

(3) (略)

18の2 第13条の2（市場第一部銘柄指定審査料）関係

第 1 項に規定する「当取引所が定める金額」は、100 万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算（上場株券の市場第一部銘柄への指定を申請する者が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。

19 第16条（申請によらない上場廃止）関係

第 2 項に規定する「当取引所が定める金額」は、50

するものとする。

f 2 (3) b 及び c の 2 (同(3) c の 2 中「新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第 2 条第 1 項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。））」とあるのは「上場会社の企業グループ（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い 2 (1) a の(a)に規定する上場会社の企業グループをいう。以下同じ。））」と、「新規上場申請者の企業グループの」とあるのは「上場会社の企業グループの」と読み替える。）に規定する書類

(新設)

(2) (略)

(新設)

19 第16条（申請によらない上場廃止）関係

第 2 項に規定する「当取引所が定める金額」は、50

万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算（上場会社が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。

20 第20条（日本語又は英語による書類の提出等）関係

(1) 第1項第2号に規定する「当取引所が指定する書類等」とは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条、第3条又は第4条（これらの特例を含む。）の規定に基づく会社情報の開示に係る資料及び当取引所がその都度日本語によることを必要と認められた書類等をいうものとする。

(2) 当取引所所定の様式が日本語である場合における第1項第2号の規定に基づき英語により記載する書類の様式は、当該日本語による様式と同一の内容を英語により記載したものとする。

(3) 当取引所に提出する書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、原則としてその訳文を付するものとする。

(4) 前(3)に規定する訳文のうち、当取引所が必要と認めるものについては、その訳文が正確である旨を記載した翻訳者の証明を付するものとする。

(5) 第2項に規定する「当取引所が指定する外国為替相場」は、原則として、提出日の最近日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値とする。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2(2)c及び同(4)gに規定する「重要な影響」については、に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

次に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

1. 内国株券の発行者である新規上場申請者

万円とする。

20 第20条（日本語による書類等の提出）関係（新設）

（新設）

(1) 当取引所に提出する書類が日本語をもって記載したものでないときは、原則としてその訳文を付するものとする。

(2) 前(1)に規定する訳文のうち、当取引所が必要と認めるものについては、その訳文が正確である旨を記載した翻訳者の証明を付するものとする。

(3) 第2項に規定する「当取引所が指定する外国為替相場」は、原則として、提出日の最近日現在における外国為替公認銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値とする。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2(2)c及び同(3)gに規定する「重要な影響」については、に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

合併、分割、子会社化若しくは非子会社化又は営業の譲受け若しくは譲渡（以下「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で20%以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

合併、分割、子会社化若しくは非子会社化又は営業の譲受け若しくは譲渡（以下「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で20%以上である場合

2. 外国会社である新規上場申請者

合併等に係る影響度が、いずれかの項目で50%以上である場合

合併等に係る影響度は、合併等の行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表（合併当事会社又は新規上場申請者等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とし、外国会社である場合は、財務書類とする。）における総資産額、株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1. ~ 6. （略）

別添3 結合財務情報に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が2(4)dの規定により提出する結合財務情報に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について実施する、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、新規上場申請者及び対象となる子会社（以下「結合対象会社」という。）との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人（以下この基準において「公認会計士等」という。）が実施するものとする。

2. 対象となる結合財務情報

意見表明等の対象となる結合財務情報は、当取引所

合併等に係る影響度は、合併等の行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表（合併当事会社又は新規上場申請者等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とする。）における総資産額、株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1. ~ 6. （略）

（新設）

が定める「結合財務情報の作成基準」に従って作成された結合財務情報に関する書類とする。

3.目的

この基準は、公認会計士等が、対象となる結合財務情報に関する書類に、一般に公正妥当と認められる監査又は中間監査の基準に準拠した監査又は中間監査の場合に比して限定的な意見表明を実施することを目的とする。

4.意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続を、以下のとおり実施する。

(1) 結合財務情報が、結合対象会社の財務諸表等又は中間財務諸表等を基礎として作成されていることを確かめる。

(2) 結合対象会社の財務諸表等又は中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていることを、各監査報告書又は各中間監査報告書等により確かめる。

(3) 結合財務情報が、当取引所の定める「結合財務情報の作成基準」に合致して作成され、かつ表示されていることを確かめる。

(4) 重要な後発事象の発生の有無に関して質問する。

(5) 対象とした結合財務情報についての経営者による確認書を入手する。

(6) その他意見表明のために必要と認めた手続を実施する。

5.報告書の記載事項

公認会計士等は、結合財務情報に対する意見表明のための報告書（以下「報告書」という。）に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 対象とした結合財務情報の範囲

(2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨

(3) 実施した意見表明手続及びその結論

(4) 報告書が、結合財務情報に対して、一般に公正妥当と認められる監査又は中間監査の基準に準拠した監査又は中間監査に基づく監査意見又は中間監査意見を述べるものではない旨

(5) 新規上場申請者及び結合対象会社と公認会計士等の間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

別添 4 分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が 2 (4) d の 2 並びに 3 (2) c 及び (6) c の規定により提出する他の会社から承継する営業に関する財務計算に関する書類及び 2 (4) g の (b) の規定により提出する分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1 . ~ 5 . (略)

別添 5 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が 2 (4) g の (d) の規定により提出する「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類」に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1 . ~ 5 . (略)

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

別添 3 分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が 2 (3) d の 2 並びに 3 (2) c 及び (3) c の規定により提出する他の会社から承継する営業に関する財務計算に関する書類及び 2 (3) g の (b) の規定により提出する分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1 . ~ 5 . (略)

別添 4 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が 2 (3) g の (d) の規定により提出する「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類」に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1 . ~ 5 . (略)

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 内国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p>			<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 株券の上場手数料の納入期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p>		
区 分	支払期日	徴収標準(定額・定率)	区 分	納入期日	徴収標準(定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	(略)	(略)	新規上場申請者の上場申請した株券の上場	(略)	(略)
上場会社が新たに発行する株券の上場	(略)	(略)	上場会社が新たに発行する株券の上場	(略)	(略)
<p>2 外国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p>			<p>(新設)</p>		
区 分	支払期日	徴収標準(定額・定率)			
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	<p>〔定額〕</p> <p>300万円</p> <p>〔定率〕</p> <p>上場株式数を当取引所の市場における売買単位の数量で除して得た数に26円を乗じて得た金額</p>			
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	<p>1株当たりの払込金額に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の</p> <p>万分の5.2</p>			
<p>3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者(当取引所のみを上場申請を行った新規上場申請者を除く。)の営業の主体が名古屋周辺以外にある場合、又は新規上場申請者の上場申</p>			<p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者(当取引所のみを上場申請を行った新規上場申請者を除く。)の営業の主体が名古屋周辺以外にある場合、又は新規上場申請者の上場申</p>		

請した株券が、既に国内の他の証券取引所又は外国の証券取引所等に上場又は継続的に取引されている場合には、前2項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。

- (2) 上場会社が新たに発行する株券の上場申請をする場合において、当該上場会社（当取引所のみを上場している株券の発行者を除く。）の営業の主体が名古屋周辺以外にあるものについては、前2項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。
- (3) 上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、これを免除することができる。
- (4) 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の〔定率〕を準用するものとする。
- (5) 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの払込金額とみなして計算する。
- (6) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格を1株当たりの払込金額とみなして計算する。
- (7) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権の行使等により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に支払うものとする。ただし、当該株券が外国株券である場合の上場手数料は、事業年度の初日から当該事業年度の末日までの間に上場されたものについて、当該事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月の末日（この日に支払うことが困難であると認められるときは当取引所がその都度定める日）に支払うもの

請した株券が、既に国内の他の証券取引所に上場されている場合には、前項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。ただし、当取引所が別に定めるものについてはこの限りでない。

- (2) 上場会社が新たに発行する株券の上場申請をする場合において、当該上場会社（当取引所のみを上場している株券の発行者を除く。）の営業の主体が名古屋周辺以外にあるものについては、前項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。
- (3) 上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、これを免除することができる。
- (4) 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の〔定率〕を準用するものとする。
- (5) 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの払込金額とみなして計算する。
- (6) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格を1株当たりの払込金額とみなして計算する。
- (7) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権の行使等により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。

とする。

(8) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う上場手数料については、これを免除することができる。ただし、第3号の規定に該当し、上場手数料を免除することとした会社の上場廃止の前日に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。

(年間上場料)

第3条 内国株券の年間上場料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	支払期日	徴収標準
上場銘柄	(略)	(略)

2 外国株券の年間上場料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	支払期日	徴収標準
		上場株式数のうち
		(1) 当取引所の市場における売買単位の1万倍の数量に相当する数以下の株式数につき 15万円
		(2) 当取引所の市場における売買単位の1万倍に相当する数を超え4万倍に相当する数以下の株式数につき 当取引所の市場における売買単位の2,000倍に相当する数以下を増すごとに 1万2千円
当該外国株券の発行者の事業年度		(3) 当取引所の市場における売買単位の4万倍に相当する数を超え12万倍に相当する数以下の株式数につき 当取引所の市場における売買単位の4,000倍に相当する

(8) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各号又は第2条の2各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期日に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、第3号の規定に該当し、上場手数料を控除することとした会社の上場廃止の前日に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。

(年間上場料)

第3条 株券の年間上場料の納入期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	納入期日	徴収標準
上場銘柄	(略)	(略)

(新設)

目)		<p>数以下を増すごとに 1万2千円</p> <p>(4) 当取引所の市場における売 買単位の12万倍に相当する数 を超え20万倍に相当する数以 下の株式数につき 当取引所の市場における売 買単位の1万倍に相当する数 以下を増すごとに 1万2千円</p> <p>(5) 当取引所の市場における売 買単位の20万倍に相当する数 を超え100万倍に相当する数 以下の株式数につき 当取引所の市場における売 買単位の10万倍に相当する数 以下を増すごとに 1万2千円</p> <p>(6) 当取引所の市場における売 買単位の100万倍に相当する 数を超え200万倍に相当する 数以下の株式数につき 当取引所の市場における売 買単位の20万倍に相当する数 以下を増すごとに 1万2千円</p> <p>(7) 当取引所の市場における売 買単位の200万倍に相当する 数を超える株式数につき 当取引所の市場における売 買単位の40万倍に相当する数 以下を増すごとに 1万2千円</p>
----	--	--

3 株券の年間上場料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年間上場料の計算は、前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。ただし、外国株券の場合には、直前事業年度の末日現在における上場株式

2 株券の年間上場料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年間上場料の計算は、前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。

数を基準とする。

(2) 新規上場申請者に係る年間上場料の計算は、前号の規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券の上場日における上場株式数を基準とする。

(3) 年間上場料は、年2回に分けて、前2項に定める支払期日におのおの半額を支払うものとする。

(4) 新規上場申請者に係る年間上場料は、前号の規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券が、1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、当該外国会社の株券が、事業年度の前半6か月の間に上場されたときにはその半額を、後半6か月の間に上場されたときにはその全額を免除する。

(5) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う年間上場料については、これを免除することができる。ただし、第2条第2項第3号に該当し、上場手数料を免除することとした会社の年間上場料は、免除しないものとする。

(6) 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年（外国株券にあっては翌事業年度）に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）の年間上場料については、第4号の規定を適用しないものとし、他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の年間上場料については、当該株券が前年の12月末日（外国株券にあっては直前事業年度の末日）に追加上場されていたものとみなして計算した額を支払うものとする。

4. 前3項に定めるところによるほか、当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び東京証券取引所以外の証券取引所に上場している株券の発行者は、T D n e t 利用料として、年額9万6千円を納入するものとする。

5. （略）

(2) 新規上場申請者に係る年間上場料の計算は、前号の規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券の上場日における上場株式数を基準とする。

(3) 年間上場料は、年2回に分けて、前項に定める納入期日におのおの半額を納入するものとする。

(4) 新規上場申請者に係る年間上場料は、前号の規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券が、1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。

(5) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各号又は第2条の2各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期日に納入する年間上場料については、これを免除することができる。ただし、第2条第2項第3号に該当し、上場手数料を控除することとした会社の年間上場料は、免除しないものとする。

(6) 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）の年間上場料については、第4号の規定を適用しないものとし、他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の年間上場料については、当該株券が前年の12月末日に追加上場されていたものとみなして計算した額を納入させるものとする。

3. 前2項に定めるところによるほか、当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び東京証券取引所以外の証券取引所に上場している株券の発行者は、T D n e t 利用料として、年額9万6千円を納入するものとする。

4. （略）

(計算上の取扱い)

第5条 この規則において計算上生じた100円未満の金額
(次項の規定により加算する消費税額及び地方消費税額を除く。)は切り捨てることとする。

2 上場手数料及び年間上場料は、消費税額及び地方消費税額を加算(新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が外国会社である場合を除く。)して支払うものとする。

平成14年4月1日制定付則

(上場手数料に係る経過措置)

第2条 この規則第2条第1項の規定にかかわらず、平成13年10月1日(以下「改正商法施行日」という。)以後に、新規上場申請者の上場申請した内国株券の上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1) 改正商法施行日前に上場申請された内国株券の上場

(略)

(2) 改正商法施行日以後に上場申請された内国株券の上場

(略)

2・3 (略)

(年間上場料に係る経過措置)

第3条 この規則第3条第1項並びに同条第3項第1号及び第2号の規定にかかわらず、改正商法施行日以後の納入期に係る内国株券の年間上場料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1)~(3) (略)

2・3 (略)

(適用関係)

第4条 第2条第2項及び第3項並びに前条第2項及び第3項の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数に適用する。

(計算上の取扱い)

第5条 この規則において計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(新設)

平成14年4月1日制定付則

(上場手数料に係る経過措置)

第2条 この規則第2条第1項の規定にかかわらず、平成13年10月1日(以下「改正商法施行日」という。)以後に、新規上場申請者の上場申請した株券の上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1) 改正商法施行日前に上場申請された株券の上場

(略)

(2) 改正商法施行日以後に上場申請された株券の上場

(略)

2・3 (略)

(年間上場料に係る経過措置)

第3条 この規則第3条第1項並びに同条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、改正商法施行日以後の納入期に係る株券の年間上場料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1)~(3) (略)

2・3 (略)

(適用関係)

第4条 第2条第3項及び第4項並びに前条第2項及び第3項の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数に適用する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の各号に掲げる株券（外国株券を除く。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の規定により上場される株券 前号に定める日</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 上場会社が株式交換により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の規定により上場される当該他の会社の株券 前号に定める日</p> <p>(5) 上場会社が株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の規定により上場される当該他の会社の株券 株式移転期日。ただし、株式移転期日から起算して4日目の日以後に株式移転の登記を行う場合は、株式移転登記日の2日前の日</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に営業を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第3項第5号若しくは第6条第3項第5号の規定により上場される当該設立された会社又は営業を承継した会社の株券 前号に定める日</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>次の各号に掲げる株券の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の規定により上場される株券 前号に定める日</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 上場会社が株式交換により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の規定により上場される当該他の会社の株券 前号に定める日</p> <p>(5) 上場会社が株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の規定により上場される当該他の会社の株券 株式移転期日。ただし、株式移転期日から起算して4日目の日以後に株式移転の登記を行う場合は、株式移転登記日の2日前の日</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に営業を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第2項第3号の規定により上場される当該設立された会社又は営業を承継した会社の株券 前号に定める日</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) 第1項に規定する「資本下位会社等」とは、人的関係会社(人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、新規上場申請者が他の会社(会社以外の法人を含む。以下この(1)において同じ。)を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。)及び資本的関係会社(新規上場申請者(その特別利害関係者を含む。))が他の会社の総株主の議決権の100分の20以上を実質的に保有している場合又は他の会社(その特別利害関係者を含む。)が新規上場申請者の総株主の議決権の100分の20以上を実質的に保有している場合における当該他の会社をいう。)のうち、新規上場申請者が実質的に支配又は保有している他の会社(<u>新規上場申請者が外国会社である場合には、当該他の会社に相当する会社</u>)をいうものとする。</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a)~(c) (略)</p> <p>(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。)について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。</p> <p>(e)・(f) (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公</p>	<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) 第1項に規定する「資本下位会社等」とは、人的関係会社(人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、新規上場申請者が他の会社(会社以外の法人を含む。以下この(1)において同じ。)を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。)及び資本的関係会社(新規上場申請者(その特別利害関係者を含む。))が他の会社の総株主の議決権の100分の20以上を実質的に保有している場合又は他の会社(その特別利害関係者を含む。)が新規上場申請者の総株主の議決権の100分の20以上を実質的に保有している場合における当該他の会社をいう。)のうち、新規上場申請者が実質的に支配又は保有している他の会社をいうものとする。</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a)~(c) (略)</p> <p>(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。)について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。</p> <p>(e)・(f) (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公</p>

正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、新規上場申請者が外国会社以外である場合には、取締役又は執行役の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は商法特例法第21条の8第7項に規定する監査委員に就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

c 第3号関係

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。この場合において、新規上場申請者が外国会社である場合には、本国及び上場申請に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）の法制度についても分かりやすく記載されていること。

イ（略）

ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項

(イ)（略）

(ロ) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ)・(ニ)（略）

(b)~(d)（略）

d 新規上場申請者が親会社等（親会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社をいう。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、aから前cまでに掲げる事項に係る

正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、取締役又は執行役の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は商法特例法第21条の8第7項に規定する監査委員に就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

c 第3号関係

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ（略）

ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項

(イ)（略）

(ロ) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ)・(ニ)（略）

(b)~(d)（略）

d 新規上場申請者が親会社等（親会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社をいう。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、aから前cまでに掲げる事項に係る

基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)～(c) (略)

(d) 次のイ又はロに適合すること。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 dの規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ)・(ハ) (略)

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ同(2) a から d までに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 上場申請に係る株券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に次に掲げる事項が記載されていること。

(a) 上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの間における次に掲げる事項

イ 株主割当以外の方法による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の状況

ロ 特別利害関係者等（開示府令第1条第31号イ又はロに規定する者をいう。）が所有する株式数の変動の状況

基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)～(c) (略)

(d) 次のイ又はロに適合すること。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11 dの規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ)・(ハ) (略)

(新設)

(b) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する証券会社との間において、上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

b 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

c その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(4) (2)及び前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する営業及び分割の計画等について、(2)又は前(3)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

2 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a)~(d) (略)

(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。

(f) (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する営業及び分割の計画等について、前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

2 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a)~(d) (略)

(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。

(f) (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準

となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者(以下「元引受取引参加者」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この(2)において同じ。)

ロ～ニ (略)

(b)・(c) (略)

c～e (略)

(3) 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場されている株券(外国会社の場合には、外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券)の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所

となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者(以下「元引受取引参加者」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。(以下この取扱いにおいて同じ。)

ロ～ニ (略)

(b)・(c) (略)

c～e (略)

(3) 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所

が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の(b)において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(b) (略)

b (略)

(4) 設立後経過年数

a (略)

b 第4号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場合若しくは持株会社若しくは外国持株会社として設立されている場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合の設立後の経過年数は、合併主体会社又は当該持株会社若しくは外国持株会社の被支配会社（主体会社）又は当該相互会社の設立時から算出することができるものとする。

c (略)

(5) 株主資本（純資産）の額

a ~ c (略)

d aから前cまでの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第5号に規定する「株主資本（純資産）の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額をいうものとする。

e 前dの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼって3年間の当取引所が定める外国為替公認銀行における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上

が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の(b)において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(b) (略)

b (略)

(4) 設立後経過年数

a (略)

b 第4号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場合若しくは持株会社として設立されている場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合の設立後の経過年数は、合併主体会社又は当該持株会社の被支配会社（主体会社）又は当該相互会社の設立時から算出することができるものとする。

c (略)

(5) 株主資本（純資産）の額

a ~ c (略)

(新設)

(新設)

場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。

f 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社として設立された会社である場合には、その子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の連結貸借対照表（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

g 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社（当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその営業を承継していない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)dの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する営業に係る株主資本（純資産）の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h （略）

i 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後外国持株会社として設立された会社である場合で、当取引所が適当と認めるときは、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される株主資本の額について審査対象とするものとする。

(6) 利益の額

a ~ c （略）

d b及び前cの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、第6号に規定する「利益の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、bただし書に準じて算定される額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額又は結合損益計算書に

d 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社として設立された会社である場合には、その子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の連結貸借対照表（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

e 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社（当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその営業を承継していない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)dの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する営業に係る株主資本（純資産）の額に相当する額について審査対象とするものとする。

f （略）

（新設）

(6) 利益の額

a ~ c （略）

（新設）

基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

e (略)

f (略)

g 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額（dに規定する利益の額をいう。）又は合併当事会社の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前gの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合には、最近3年間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

i 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がgの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社

d (略)

e (略)

f 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。

(新設)

g 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前fの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の

の営業を承継する会社（当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)dの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する営業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

j 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がgの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に關する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

k 第6号において、新規上場申請者が審査対象期間において外国持株会社として設立された会社である場合で、当取引所が適当と認めるときは、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される利益の額について審査対象とするものとする。

l 前(5)eの規定は、第6号の場合に準用する。

(7) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第3号に規定する上場時価総額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の証券取引所に上場されているもの又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b 第7号に規定する「売上高」とは、連結損益計

会社の営業を承継する会社（当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)dの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する営業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に關する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

（新設）

（新設）

(7) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第3号に規定する上場時価総額に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の証券取引所に上場されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b 第7号に規定する「売上高」とは、連結損益計

算書（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいうものとする。ただし、新規上場申請者が連結財務諸表規則第87条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

c 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、第7号に規定する売上高とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に掲記される売上高に相当する額又は結合損益計算書に掲記される売上高をいうものとする。

d 前(6)e、f及びiの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と読み替えるものとする。

e 前(6)gの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「合併主体会社の利益の額（dに規定する利益の額をいう。）」とあるのは「合併主体会社の売上高（cに規定する売上高をいう。）」と読み替えるものとする。

f 前(6)h、j前段及びkの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

g 2(5)eの規定は、第7号の場合に準用する。

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a～d （略）

e 第8号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社設立時の子

算書（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいうものとする。ただし、新規上場申請者が連結財務諸表規則第87条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

（新設）

c 前(6)d、e及びgの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と読み替えるものとする。

（新設）

d 前(6)f及びh前段の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

（新設）

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a～d （略）

e 第8号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社設立時の子

会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類を含む。)及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

f (略)

g 新規上場申請者(外国会社を除く。)又はその子会社が審査対象期間に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(9)~(11) (略)

3 第4条(上場審査基準)第2項関係

(1) 上場株式数

a 上場申請に係る株式数は、原則として払込済普通株式数と同数であることを要するものとする。
ただし、当取引所が新規上場申請者の払込済普通株式のうち、一部に上場に適さない株式があると認めた場合には、上場に適さない株式を除く払込済普通株式について上場を認めることができるものとする。

b 第1号に規定する「当取引所の市場における売買単位」は、原則として次の(a)から(f)までに定める上場申請日の前2週間以内の日からさかのぼって1年間の外国の証券取引所等における毎日の終値の平均又は気配相場の平均(外国の証券取引所等における終値又は気配相場がない銘柄については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う株券の公募又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格)の区分に従い、当該(a)から(f)までに定めるところによるものとする。

会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。)及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

f (略)

g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(9)~(11) (略)

(新設)

(a) 500円未満	1,000株
(b) 500円以上1,000円未満	500株
(c) 1,000円以上5,000円未満	100株
(d) 5,000円以上1万円未満	50株
(e) 1万円以上10万円未満	10株
(f) 10万円以上	1株

c 前bの規定にかかわらず、本国における会社制度等から、前bによることが適当でないとき当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を、当取引所がその都度定める売買単位とする。

(2) 本邦内株主数

a 第2号に規定する「本邦内株主」とは、上場申請に係る株券の当取引所の市場における売買単位以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者（上場申請に係る株券が、外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。）で、新規上場申請者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者（払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。（3）bにおいて同じ。）以外の者をいうものとする。

b 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う上場申請に係る株券の公募又は売出しの取扱いについては、2(2)bの(a)及び(c)の規定（外国証券業者に係る部分を除く。）を準用する。

(3) 株式の分布状況

a 第3号に規定する「株主」とは、実質的に株式を所有している者をいうものとする。

b 第3号に規定する「特定の株主に著しく多数の株式が所有されている」かどうかの認定については、新規上場申請者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者が所有する株式の総数が払込済普通株式総数に占める割合、本国における会社制度等を総合的に勘

案して行うものとする。

(注) 新規上場申請者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者が所有する株式の総数が払込済普通株式総数に占める割合が90%に満たない場合は、特定の株主に著しく多数の株式が所有されていないものとして取り扱う。

(4) 株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行の指定

a 第4号に規定する「株式事務取扱機関」とは、実質株主に対して株式事務（名義書換事務及び株券発行事務を除く。）を取り扱う本邦内に住所を有する機関をいうものとする。

b 第4号に規定する「配当金支払取扱銀行」とは、実質株主に対して配当金の支払事務を取り扱う本邦内に住所を有する金融機関（支店を含む。）をいうものとする。

(5) 株式の譲渡制限

a 第5号に規定する「株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合」とは、次に掲げる場合をいうものとする。

(a) 米国1934年連邦通信法（Communications Act of 1934）の規定の適用を受けるために株式の譲渡に関して制限を行う場合

(b) 米国1936年連邦海商法（Merchant Marine Act, 1936）の規定の適用を受けるために株式の譲渡に関して制限を行う場合

(c) (a)又は前(b)の場合に準じて、株式の譲渡に関して制限を行う場合

b 第5号に規定する「これに準ずる場合」とは、本国の政府からの要請など特別の事情により、何人に対してもその所有できる株式の数を一律に制限する方法により株式の譲渡に関して制限を行う場合をいうものとする。

4 第4条（上場審査基準）第3項関係

(1) 第3項に規定する「上場を遅滞なく申請するとき」とは、第1号に該当する場合は、上場廃止日から起算して6か月を経過する日以前、第3号に該当する場合は、株式交換又は株式移転の効力発生日

3 第4条（上場審査基準）第3項関係

(1) 第3項に規定する「上場を遅滞なく申請するとき」とは、第1号に該当する場合は、上場廃止日から起算して6か月を経過する日以前、第2号に該当する場合は、株式交換又は株式移転の効力発生日

(株式交換及び株式移転によらない場合) については、当取引所が定める日) から起算して6か月を経過する日以前、第5号に該当する場合は、会社の分割の効力発生日から起算して6か月を経過する日以前に上場を申請する場合をいうものとする。

(2) (略)

(3) 第3号に規定する「これに準ずる状態となる場合」とは、他の会社が、上場会社の多数の株主を相手方として、当該他の会社の株券をもって対価とする公開買付け又は上場会社株券の現物出資による第三者割当増資を行うことにより、当該上場会社の親会社となる場合をいうものとする。

(4) 第5号に規定する「当該他の会社が上場会社の主要な営業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領3(2)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する営業に係る部門連結損益計算書(部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この(4)において同じ。)における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の最近連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度)における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる営業以外の営業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な営業を承継するものとして取り扱う。

5 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a (略)

b 第2号関係

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、か

(株式交換及び株式移転によらない場合) については、当取引所が定める日) から起算して6か月を経過する日以前、第3号に該当する場合は、会社の分割の効力発生日から起算して6か月を経過する日以前に上場を申請する場合をいうものとする。

(2) (略)

(3) 第2号に規定する「これに準ずる状態となる場合」とは、他の会社が、上場会社の多数の株主を相手方として、当該他の会社の株券をもって対価とする公開買付け又は上場会社株券の現物出資による第三者割当増資を行うことにより、当該上場会社の親会社となる場合をいうものとする。

(4) 第3号に規定する「当該他の会社が上場会社の主要な営業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領3(2)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する営業に係る部門連結損益計算書(部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この(4)において同じ。)における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の最近連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度)における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる営業以外の営業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な営業を承継するものとして取り扱う。

4 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a (略)

b 第2号関係

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、か

つ、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、本国等における法制度の概要（新規上場申請者が外国会社の場合に限る。）、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項が分かりやすく記載されていること。

この場合において、リスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る1(2)cの(a)口に掲げる事項等、投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

(b)～(e)（略）

c（略）

d 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b)（略）

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかなる場合は、この限りでない。

つ、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項が分かりやすく記載されていること。

この場合において、リスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る1(2)cの(a)口に掲げる事項等、投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

(b)～(e)（略）

c（略）

d 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b)（略）

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかなる場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い¹⁵dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ)・(ハ) (略)

e (略)

(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ同(1)aからeまでに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 上場申請に係る株券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に次に掲げる事項が記載されていること。

(a) 上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの間における次に掲げる事項

イ 株主割当以外の方法による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の状況

ロ 特別利害関係者等（開示府令第1条第31号イ又はロに規定する者をいう。）が所有する株式数の変動の状況

(b) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する証券会社との間において、上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合に

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い¹¹dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ)・(ハ) (略)

e (略)

(新設)

は、その内容

b 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(3) (1)及び前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する営業及び分割の計画等について、(1)及び前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

6 (略)

7 第6条(セントレックスへの上場審査基準)第2項関係

(1) 3(1)の規定は、第1号aの場合に準用する。

(2) 3(2)a及びbの規定は、第1号bの場合に準用する。

(3) 第1号において審査対象とする公募又は売出しは、新規上場申請者が本邦内において行うものに限るものとする。ただし、上場申請に係る株券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、当取引所のみを上場申請が行われるときは、この限りでない。

(4) 6(1)gの規定は、第1号aただし書の場合に準用する。

(5) 3(3)の規定は、第1号bの場合に準用する。

(6) 3(4)及び(5)の規定は、第2号の場合に準用する。

8 第6条(セントレックスの上場審査基準)第3項関係

(1) 第3項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、株主数(外国株券にあっては、本邦内株主の数をいう。)が150人以上であることをいうものとする。

(2) 4(1)、(3)及び(4)の規定は、第3項の場合に準用する。

9 第7条(上場市場の変更審査)関係

(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する営業及び分割の計画等について、前(1)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

5 (略)

(新設)

6 第6条(セントレックスの上場審査基準)第2項関係

(1) 第2項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、株主数が150人以上であることをいうものとする。

(2) 3(1)、(3)及び(4)の規定は、第2項の場合に準用する。

7 第7条(上場市場の変更審査)関係

- (1) 1から3までの規定は、第7条の場合に準用する。
- (2) (略)

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

- (1) 1及び2の規定は、第7条の場合に準用する。
- (2) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。)の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株券の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による新株発行等について、必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者を除く。以下同じ。)の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株券の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による新株発行等について、必要な事項を定める。</p>

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として当取引所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として当取引所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第1条の2（投資単位の引下げに係る努力等）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(1)において同じ。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第8項の規定に基づき開示された内容、投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>1の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 第1号hに掲げる事項</p> <p>(a) 営業の一部を譲渡する場合次に掲げるもの いずれにも該当すること。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>(b) （略）</p> <p>d・e （略）</p> <p>f 第1号1に掲げる事項</p>	<p>1 第1条の2（投資単位の引下げに係る努力等）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。（以下この取扱いにおいて同じ。）</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第7項の規定に基づき開示された内容、投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>1の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 第1号hに掲げる事項</p> <p>(a) 営業の全部又は一部を譲渡する場合次に掲げるものいずれにも該当すること。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>(b) （略）</p> <p>d・e （略）</p> <p>f 第1号1に掲げる事項</p>

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社
(連動子会社を除く。)の異動を伴うものである
こと。

(a)~(g) (略)

g~l (略)

(2) (略)

(3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の
会社の関連会社である場合における当該他の会社を
いう。この場合において、これらの会社が複数ある
ときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認め
られる会社をいうものとし、その影響が同等である
と認められるときは、いずれか一つの会社をいうも
のとする。以下この(3)において同じ。)を有してい
る場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる
事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国
内の証券取引所に上場されている株券の発行者であ
る場合、当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い
1(2)dの(d)の口又は5(1)dの(c)の口の規定によ
る確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)
(aからc列記部分を除く。)において同じ。)が
外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に
取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社
等が発行者である株券に係る権利を表示するものに
限る。)の発行者である場合、当該親会社等が上場
会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に
掲げる事実を把握することが困難であると当取引所
が認める者である場合その他当取引所が適当と認め
る者である場合は、この限りでない。

a~c (略)

(4) (略)

2の2 第2条(会社情報の開示)第4項関係

第4項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開
示は、その開示資料に、当該四半期における当該上場
会社の属する企業集団(当該上場会社が連結財務諸表
を作成すべき会社でない場合は、当該上場会社)の経
営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を記載する
ことを要するものとする。

2の3 第2条(会社情報の開示)第5項関係

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)~(g) (略)

g~l (略)

(2) (略)

(3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の
会社の関連会社である場合における当該他の会社を
いう。この場合において、これらの会社が複数ある
ときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認め
られる会社をいうものとし、その影響が同等である
と認められるときは、いずれか一つの会社をいうも
のとする。以下この(3)において同じ。)を有してい
る場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる
事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国
内の証券取引所に上場されている株券の発行者であ
る場合、当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い
1(2)dの(d)の口又は4(1)dの(c)の口の規定によ
る確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)
(aからc列記部分を除く。)において同じ。)が
外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に
取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社
等が発行者である株券に係る権利を表示するものに
限る。)の発行者である場合、当該親会社等が上場
会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に
掲げる事実を把握することが困難であると当取引所
が認める者である場合その他当取引所が適当と認め
る者である場合は、この限りではない。

a~c (略)

(4) (略)

2の2 第2条(会社情報の開示)第3項関係

第3項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開
示は、その開示資料に、当該四半期における当該上場
会社の属する企業集団(当該上場会社が連結財務諸表
を作成すべき会社でない場合は、当該上場会社)の経
営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を記載する
ことを要するものとする。

2の3 第2条(会社情報の開示)第4項関係

(1) 第5項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社（外国会社を除く。））にあつては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書とし、外国会社にあつては、四半期に係る財務書類とする。以下「四半期財務諸表等」という。）を記載することを要するものとする。

(2)・(3)（略）

2の4 第2条（会社情報の開示）第9項関係

第9項の規定に基づく上場株券（外国株券を除く。）の発行者のコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況の開示に当たっては、次のaからcまでに掲げる事項を記載することを要するものとする。

a～c（略）

2の5 第2条（会社情報の開示）第10項関係

第10項に規定する「当取引所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1)～(4)（略）

(5) 親会社等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15条の4の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項（上場外国会社にあつてはこれに相当する事項）をいう。）

5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)（略）

(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会等設置会社にあっては、執行役が決定したこ

(1) 第4項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書とする。以下「四半期財務諸表等」という。）を記載することを要するものとする。

(2)・(3)（略）

2の4 第2条（会社情報の開示）第8項関係

第8項の規定に基づく上場株券の発行者のコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況の開示に当たっては、次のaからcまでに掲げる事項を記載することを要するものとする。

a～c（略）

2の5 第2条（会社情報の開示）第9項関係

第9項に規定する「当取引所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1)～(4)（略）

(5) 親会社等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15条の4の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項をいう。）

5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)（略）

(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会等設置会社にあっては、執行役が決定したこ

とを含む。)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。ただし、第2条第1項第1号a、fの2、g若しくはgの2に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場外国会社については、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～d (略)

dの2 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(e) (略)

(f) 非上場会社と株式交換を行う場合(上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあっては、株式交換後の当該非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ・ロ (略)

dの3 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(c)及び(e)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合(新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が

とを含む。)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～d (略)

dの2 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(e) (略)

(f) 非上場会社と株式交換を行う場合(上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあっては、株式交換後の当該非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ・ロ (略)

dの3 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(c)及び(e)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合(新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が

行われるときに限る。)

イ・ロ (略)

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(g)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(f) (略)

(g) 非上場会社と合併する場合(上場会社が当該合併により解散する場合にあっては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ・ロ (略)

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(i)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(d)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)から(c)まで、(e)及び(g)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(i) (略)

eの3~j (略)

k 第9号に掲げる事項

基準日(記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間又は基準日、無記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には、株券供託期間、配当金支払日等の権利確定のための期間又は期日)に関する日程表

当該期日(上場外国会社の場合には、当該期間の初日又は期日)の2週間前(上場外国会社がその2週間前に提出することが困難な場合には、本国等において要する提出の期限によることのできる。)

l~n (略)

(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

行われるときに限る。)

イ・ロ (略)

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(g)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(f) (略)

(g) 非上場会社と合併する場合(上場会社が当該合併により解散する場合にあっては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ・ロ (略)

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(i)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)から(c)まで、(e)及び(g)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)~(i) (略)

eの3~j (略)

k 第9号に掲げる事項

基準日に関する日程表

当該期日の2週間前

l~n (略)

(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a 決算取締役会決議事項（当取引所所定の「決算取締役会決議通知書」に記載して提出すること。）ただし、上場外国会社には適用しない。

b～1 （略）

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからdまでに掲げる場合の区分に応じ当該aからdまでに定めるところにより行うものとする。

a～c （略）

d 第2条第5項に該当した場合（四半期財務諸表等につき公認会計士等による2の3(3)の規定に基づく意見表明のための手続を実施した場合に限る。）

四半期財務・業績の概況の開示に係る資料に掲げる四半期財務諸表等につき公認会計士等による2の3(3)の規定に基づく意見表明のための報告書

提出を受けた後直ちに

この場合において、セントレックスの上場会社は、当取引所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(7) （略）

6 第6条（権利確定のための期間又は期日の届出及び公告）関係

(1) 第1項に規定する期間又は期日は、記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間又は基準日、無記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には、株券供託期間、配当金支払日等をいうものとする。

(2) 第1項ただし書に規定する「当取引所が別に定める場合の公告」とは、次に掲げるものとする。

a 株主総会における議決権を行使する者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合の当該期間又は期日の公告。ただし、議決権を行使するために必要な書類が当該総会開催日前に実質株主に交付される場合に限る。

b 配当を受ける者を確定するための一定の期間又は期日があらかじめ定められている場合の当該期間又は期日の公告

c 本邦内において行使することが不可能又は著しく困難な権利のうち、特にその経済的価値が低い

a 決算取締役会決議事項（当取引所所定の「決算取締役会決議通知書」に記載して提出すること。）

b～1 （略）

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからdまでに掲げる場合の区分に応じ当該aからdまでに定めるところにより行うものとする。

a～c （略）

d 第2条第3項に該当した場合

当取引所所定の四半期報告書

作成後直ちに

(7) （略）

（新設）

と当取引所が認めたものを行使用する者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合の当該期間又は期日の公告

(3) 第6条第1項の規定により上場外国会社が行う公告は、内国株券の発行者である上場会社が行う公告に準じて行うものとする。

7 第7条（上場申請の手続）関係

(1) 第7条の規定により、上場外国会社が行う上場申請の手続は、当分の間、当該上場外国会社の上場株式と同一種類の株式について行えば足りるものとする。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 上場外国会社は、株式買取権証書の発行及びストック・オプションの付与又はこれに類するものの付与を決議した場合その他の新たに発行される株券について発行の都度上場申請を行うことが困難な場合には、当該株式買取権証書の買取権の行使等によって発行することとなる株式数について、原則として、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(5) 上場外国会社は、記名株式及び無記名株式間の転換等により上場株式数を変更する場合には、遅滞なく変更上場申請の手続を行うものとする。

8 第7条の2（自己株式取得等の状況に関する報告等）関係

第7条の2第1項（第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面には、第7条の2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付状況及び自己株式の取得等の状況を記載するものとする。

9 第8条（新株予約権の行使通知等）関係

(1) 第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 有価証券転換報告書又は新株予約権行使報告書

(a) 上場会社（上場外国会社を除く。）の場合
（月間報告） 翌月初

6 第6条（上場申請の手続）関係

(新設)

(1) (略)

(2) (略)

(新設)

(新設)

7 第6条の2（自己株式取得等の状況に関する報告等）関係

第6条の2第1項（第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面には、第6条の2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付状況及び自己株式の取得等の状況を記載するものとする。

8 第7条（新株予約権の行使通知等）関係

(1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 有価証券転換報告書又は新株予約権行使報告書

（月間報告）

翌月初

(b) 上場外国会社の場合

イ 上場新株予約権付社債等に係るもの（月間報告） 翌月初

ロ その他のもの（年間報告）

翌事業年度開始後遅滞なく

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の10%以上、新株予約権付社債等各銘柄については未償還額面総額（期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等各銘柄については、上場額面総額）の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の10%以上となった場合（上場外国会社については、月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、上場新株予約権付社債等各銘柄の上場額面総額の10%以上となった場合）

その都度遅滞なく

(b)・(c)（略）

(2) 第8条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b（略）

10 第9条（株式買取権証券の買取権の行使等による新株式発行状況及び自己株式取得状況の報告）関係

第9条の規定により、上場外国会社が行う報告は、新株式発行状況等報告書（当取引所所定の様式による。）により、翌事業年度開始後遅滞なく次に掲げる内容について行うものとする。

a 新株式の発行状況

7(4)の規定により一括して上場申請の行われた株式に係る事業年度中の新株式の発行状況

b 自己株式の取得状況

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の10%以上、新株予約権付社債等各銘柄については未償還額面総額（期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等各銘柄については、上場額面総額）の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の10%以上となった場合

その都度遅滞なく

(b)・(c)（略）

(2) 第7条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b（略）

（新設）

事業年度中の取得分及び売却分の区分合計並び
に事業年度末現在の自己株式の数

11 第10条（有価証券報告書等の適正性に関する確認書）関係

- (1) 第10条に規定する書面（同条かっこ書に規定する書面を除く。）には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。
- (2) 第10条に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場会社の代表者が確認した内容を記載するものとする。

12 第12条（有価証券の見本の提出）関係

- (1) 第12条の規定により上場会社が作成する有価証券の様式は、株券上場審査基準の取扱い2(10)によるものとする。
- (2) 第12条の規定により提出する有価証券の見本には、当取引所所定の「証券見本目録」を添付するものとする。
- (3) （略）

13 第13条（株主への発送書類の提出）関係

- (1) 第13条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。
a～e （略）
- (2) 第13条ただし書に規定する「当取引所が定める書類」とは、株主総会決議の内容が当取引所に提出する他の書類に記載されている場合の「株主総会決議通知書」並びに前(1)のd及びeに掲げる書類をいうものとする。
- (3) 第13条において、株主あての書類発送を名義書換代理人に委託している場合には、上場会社は、名義書換代理人と緊密な連絡をとり、当取引所に提出するにあたり延着しないように配慮することとする。

14 第14条（本国等の主務官庁等へ提出した書類の提出）関係

- (1) 第14条の規定において当取引所が指定する書類とは、次に掲げるものとする。

8の2 第8条（有価証券報告書等の適正性に関する確認書）関係

- (1) 第8条に規定する書面（同条かっこ書に規定する書面を除く。）には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。
- (2) 第8条に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場会社の代表者が確認した内容を記載するものとする。

9 第10条（有価証券の見本の提出）関係

- (1) 第10条の規定により上場会社が作成する有価証券の様式は、株券上場審査基準の取扱い2(10)によるものとする。
- (2) 第10条の規定により提出する有価証券の見本には、当取引所所定の「証券見本目録」を添付するものとする。
- (3) （略）

10 第11条（株主への発送書類の提出）関係

- (1) 第11条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。
a～e （略）
（新設）
- (2) 第11条において、株主あての書類発送を名義書換代理人に委託している場合には、上場会社は、名義書換代理人と緊密な連絡をとり、当取引所に提出するにあたり延着しないように配慮することとする。

（新設）

a 募集又は売出しに係る登録届出書写（訂正届出書写を含む。）

b 年次報告書、半期報告書、四半期報告書及び臨時報告書の写（これらの訂正報告書写を含む。）

(2) 第14条の規定により上場外国会社が当取引所に提出する書類には、その訳文を付することを要しないものとする。

15 第15条（その他書類の提出）関係

第15条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a 上場会社（上場外国会社を除く。）の各事業年度末日現在における当取引所の定める様式による株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表（事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）

aの2 上場外国会社である場合には、各事業年度末日現在における当取引所の定める様式による株式の分布状況表（事業年度経過後6か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）

この場合において、上場銘柄が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合にあっては、外国に住所又は居所を有する株主について、次に定めるところにより記載するものとする。

(a) 事業年度末日現在における外国に住所又は居所を有する株主（以下「外国株主」という。）の状況を記載する。

(b) 前(a)の規定にかかわらず、事業年度末日現在における外国株主の状況の把握が困難であると認められる場合は、当該事業年度の末日以後6か月以内において最初に到来する権利確定日等（議決権若しくは配当金若しくは新株引受権その他株主として受ける権利が付与される日又は上場会社の本国等における法令その他の正当な理由に基づき株主の状況を把握する特定の日をいう。）又は当該期間において外国株主の状況を調査した場合における当該調査の日現在における外国株主の状況を記載することができる。

(c) (a)及び前(b)の規定にかかわらず、これらに

11 第12条（その他書類の提出）関係

第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a 上場会社の各事業年度末日現在における当取引所の定める様式による株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表（事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）

(新設)

規定する外国株主の状況が把握できない場合は、事業年度末日現在における外国株主が1名であるものとして記載するものとする。

b ~ d (略)

e 上場会社(上場外国会社を除く。)が、その発行する株券(優先株を除く。)について1単元の株式の数に満たない株数を売買単位とすることを希望する場合には、その旨を記載した書面

f (略)

15の2 第15条の2(準用規定)関係

第15条の2において準用する第3条第1項に規定する「当取引所が上場有価証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合」には、当取引所が、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含むものとする。

16 第16条(株式の名義書換取扱所等の設置)関係

第16条において、上場会社が株式の名義書換取扱所等を変更しようとする場合には、あらかじめその通知書を提出するものとする。

17 第17条(株式事務代行機関への委託)関係

第17条の規定による委託が行われた場合には、株式事務代行委託契約書写を契約締結後遅滞なく提出するものとし、株式事務代行機関を変更した場合にも同様とする。

18 第18条(配当金支払取扱銀行の指定及び配当金支払事務委任契約に基づく義務の履行)関係

上場外国会社は、第18条第2項の規定に基づき締結された配当金支払事務委任契約書写を締結後遅滞なく提出するものとし、当取引所の承認を得て配当金支払取扱銀行の指定を変更した場合にも同様とする。

19 第19条(株式事務取扱機関の指定及び株式事務委任契約に基づく義務の履行)関係

(1) 第1項に規定する株式事務には、次に掲げる諸通

b ~ d (略)

e 上場会社が、その発行する株券(優先株を除く。)について1単元の株式の数に満たない株数を売買単位とすることを希望する場合には、その旨を記載した書面

f (略)

11の2 第12条の2(準用規定)関係

第12条の2において準用する第3条第1項に規定する「当取引所が上場有価証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合」には、当取引所が、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含むものとする。

12 第13条(株式の名義書換取扱所等の設置)関係

第13条において、上場会社が株式の名義書換取扱所等を変更しようとする場合には、あらかじめその通知書を提出するものとする。

13 第14条(株式事務代行機関への委託)関係

第14条の規定による委託が行われた場合には、株式事務代行委託契約書写を契約締結後遅滞なく提出するものとし、株式事務代行機関を変更した場合にも同様とする。

(新設)

(新設)

知を含むものとする。

a 利益配当、新株引受権の付与その他株主の権利
あるいは利益に関する会社の措置

b 本国等の株主に開示している年次報告書、半期
報告書、四半期報告書等の営業報告書（半期報告
書は四半期報告書をもって代えることができ
る。）。この場合において、当該報告書は、当取
引所が定めるところにより、要約して作成し又は
他のもので代替することができるものとする。

(2) 前(1)に規定する諸通知は、当取引所の承認を得て
本邦内における公告（6(3)に定める公告に準じて行
うものとする。）又は株式事務取扱機関等に備え置
く方法により行うことができるものとする。

(3) 上場外国会社は、第2項の規定に基づき締結され
た株式事務委任契約書写を締結後遅滞なく提出する
ものとし、当取引所の承認を得て株式事務取扱機関
の指定を変更した場合にも同様とする。

20 第20条（会社の代理人等の選定）関係

（新設）

(1) 第20条に規定する代理人は、原則として当該上場
外国会社の役職員から選定するものとする。ただ
し、役職員からの選定が困難な場合には、当取引所
の承認する者とする。

(2) 第20条に規定する代理人又は代表者（以下「代理
人等」という。）の選定が行われた場合には、速や
かに代理権又は代表権の付与を証する書面を提出す
るものとし、代理人等を変更した場合にも同様とす
る。

(3) 代理人等の住所又は居所は、名古屋市内又はその
他当取引所が承認する場所とする。

21 第21条（新規上場申請書類の公衆縦覧）関係

第21条に規定する「有価証券上場規程第3条の規定
により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書
類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領8(2)
に規定する書類をいうものとする。

14 第15条（新規上場申請書類の公衆縦覧）関係

第15条に規定する「有価証券上場規程第3条の規定
により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書
類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領8(2)
に規定する書類をいうものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1) 第1項の規定を新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券に適用する場合には、<u>東京又は大阪証券取引所が定める上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準に該当することが見込まれるものでないことを要するものとする。</u></p> <p>（削る）</p> <p>(1)の2 <u>第1項の規定を上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）の発行する株券に適用する場合には、東京又は大阪証券取引所における新規上場に併せて、市場第一部銘柄に指定される株券を対象とするものとする。</u></p> <p>(2) <u>第2項及び第4項の規定を株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のa及びb（aの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用す</u></p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1) 第1項の規定を新規上場申請者の上場申請に係る株券に適用する場合には、<u>第3条第2号の規定に適合する株券を対象とするものとする。この場合において、当該新規上場申請者が株券の上場審査において株券上場審査基準の取扱い2(2)b（上場申請に係る公募等の取扱い）の規定の適用を受けるときは、同bの規定を準用するものとする。</u></p> <p>(2) <u>第1項の規定を上場会社の発行する株券に適用する場合において、上場会社の直前事業年度の末日等においてその発行する株式中に上場後6か月以上を経過する銘柄がないときは、東京又は大阪証券取引所において市場第一部銘柄に指定される銘柄を対象とし、上場会社の直前事業年度の末日等においてその発行する株式中に上場後6か月以上を経過する銘柄があるときは、第3条各号の規定及び同条に規定する当取引所が別に定める事項に適合する銘柄を対象とするものとする。</u></p> <p>(注) 「上場後6か月」の計算にあたり、上場手続等の事情により、上場日が月の初日（事業年度の末日が月の末日に当たらない場合には、各月における事業年度の末日の応答日の翌日）とならなかった場合には、当該月の初日（事業年度の末日が月の末日に当たらない場合には、上場日の直前の各月における事業年度の末日の応答日の翌日）に上場されたものとみなして計算する。（2(1)bにおいて同じ。）</p> <p>(3) <u>前(2)の規定にかかわらず、上場会社の発行する株券が、東京又は大阪証券取引所に新規上場する場合において、第1項の規定を当該株券に適用するときには、当該証券取引所における新規上場に併せて、市場第一部銘柄に指定される銘柄を対象とするものとする。</u></p> <p>(4) <u>第2項及び第4項の規定を適用する場合には、次のa及びb（aの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用する。）に適合する株券を対象とする</u></p>

る。)に適合する株券を対象とするものとする。

- a 上場株式数が、第3条第1項第1号に規定する株式数以上であること。
- b 株主数(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号に規定する株主数をいう。)が、市場第一部銘柄に指定後最初に終了する事業年度の末日までに、上場株式数の区分に従い、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号aからdまでに定める人数以上になる見込みのあること。

(2)の2 第2項及び第4項の規定を外国株券に適用する場合には、次のa及びb(aの規定の適用に当たっては、3(2)bの規定を準用する。)に適合する株券を対象とするものとする。

- a 上場株式数が、第3条第2項第1号に規定する株式数以上であること。
- b 本邦内株主(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い2(3)aに規定する本邦内株主をいう。)の数が、市場第一部銘柄に指定後最初に終了する事業年度の末日までに、2,000人以上になる見込みのあること。

(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

- a 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)において第3条第1項第1号及び第2号に適合していること。この場合において、2(3)e中「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後4か月以内に公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。」とあるのは「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを

ものとする。

- a 上場株式数が、第3条第1号に規定する株式数以上であること。
- b 株主数(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号に規定する株主数をいう。(6)cにおいて同じ。)が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、上場株式数の区分に従い、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号aからdまでに定める人数以上になる見込みのあること。

(新設)

(5) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券に適用する場合には、次のa及びbに適合する株券を対象とするものとする。

- a 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)において第3条第1号及び第2号に適合していること。この場合において、2(3)e中「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後4か月以内に公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。」とあるのは「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを

行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後に公開買付けを行った場合であって、」と、「当該基準日等の後」とあるのは「直前事業年度の末日等の後」と読み替える。」と、2(3)h中「4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」若しくは「数量制限付分売予定書」又は同取扱い2(2)dに規定する書面」と読み替えるものとする。

- b 第3条第1項第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た

行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後に公開買付けを行った場合であって、」と、「当該基準日等の後」とあるのは「直前事業年度の末日等の後」と読み替える。」と、2(3)h中「4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」若しくは「数量制限付分売予定書」又は同取扱い2(2)eに規定する書面」と読み替えるものとする。

- b 第3条第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同

額の平均をいう。以下同じ。)及び月末上場時価総額(第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が40億円以上であること」とあるのは「1(6)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

c 第3条第1項第5号及び第6号又は第7号の規定に適合していること。この場合において、第6号及び第7号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとし、2(6)及び(7)中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」とあるのは「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日」と読み替えるものとする。

(3)の2 第3項の規定を上場市場変更申請に係る外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)において第3条第2項第1号及び第2号に適合していること。この場合において、3(3)c中「4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」と読み替えるものとする。

じ。)が40億円以上であること」とあるのは「1(7)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

(新設)

(新設)

b 第3条第1項第4号及び第8号並びに同条第2項第3号の規定に適合していること。この場合において、同条第2項第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)a中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であること」とあるのは「1(7)の2bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第3条第1項第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

c 第3条第1項第5号及び第6号又は第7号の規定に適合していること。この場合において、第6

号及び第7号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとし、2(6)及び(7)中「「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」ととあるのは「「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日」とと読み替えるものとする。

(4) 第3項の規定を申請によらない上場市場の変更に係る株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからcまで(bの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用する。)のいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a (略)

b 上場株式数が、第3条第1項第1号に規定する株式数以上であること。

c 株主数(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号に規定する株主数をいう。)が、上場市場の変更後最初に終了する事業年度の末日までに、上場株式数の区分に従い、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号aからdまでに定める人数以上になる見込みのあること。

(4)の2 第3項の規定を申請によらない上場市場の変更に係る外国株券に適用する場合には、次のaからcまで(bの規定の適用に当たっては、3(2)bの規定を準用する。)のいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a 上場市場の変更が、市場第一部銘柄の上場会社の吸収合併又は市場第一部銘柄の上場会社を完全子会社とする株式交換によるものであること。

b 上場株式数が、第3条第2項第1号に規定する株式数以上であること。

c 本邦内株主(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い2(3)aに規定する本邦内株主をいう。)の数が、上場市場の変更後最初に終了する事業年度の末日までに、2,000人以上になる見込みのあること。

(5) 第5項の規定を株券(外国株券を除く。)に適用

(6) 第3項の規定を申請によらない上場市場の変更に係る株券に適用する場合には、次のaからcまで(bの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用する。)に適合する株券を対象とするものとする。

a (略)

b 上場株式数が、第3条第1号に規定する株式数以上であること。

c 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、上場株式数の区分に従い、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号aからdまでに定める人数以上になる見込みのあること。

(新設)

(7) 第5項の規定を適用する場合には、次のaからc

する場合には、次の a から c までのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a・b (略)

c 株式の分布状況が、上場時又は上場市場の変更時まで、第3条第1項第2号の規定に適合する見込みのあること。この場合において、投資単位の算出については、次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)のとおり取り扱うものとし、当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が株券の上場審査又は上場市場の変更に係る審査において株券上場審査基準の取扱い2(2)b(上場申請に係る公募等の取扱い)の規定の適用を受けるときは、同bの規定を準用するものとする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

上場申請日又は上場市場の変更申請日の前日からさかのぼって1年間における当該株券の日々の最終価格(当該株券が上場されている国内の証券取引所の売買立会における最終価格をいう。以下この(a)において同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、上場申請日又は上場市場の変更申請日の前日における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の国内の証券取引所における最終価格)をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格を用いるものとする。

(b) 前(a)に規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)nの2に規定する資料に記載された上場申請に係る株券の評価額(当取引所が合理的と認める算定式により計算されたものに限る。)に基づき算出した1単位当たりの価格を用いるものとする。

(5)の2 第5項の規定を外国株券に適用する場合には、次の a から c までのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

までのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a・b (略)

c 株式の分布状況が、上場時又は上場市場の変更時まで、第3条第2号の規定に適合する見込みのあること。この場合において、投資単位の算出については、次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)のとおり取り扱うものとし、当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が株券の上場審査又は上場市場の変更に係る審査において株券上場審査基準の取扱い2(2)b(上場申請に係る公募等の取扱い)の規定の適用を受けるときは、同bの規定を準用するものとする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

上場申請日又は上場市場の変更申請日の前日からさかのぼって1年間における当該株券の日々の最終価格(当該株券が上場されている国内の他の証券取引所の売買立会における最終価格をいう。以下この(a)において同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、上場申請日又は上場市場の変更申請日の前日における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の国内の他の証券取引所における最終価格)をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格を用いるものとする。

(b) 前(a)に規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)nの2に規定する資料に記載された上場申請に係る株券の評価額(当取引所が合理的と認める算定式により計算されたものに限る。)に基づき算出した1単位当たりの価格を用いるものとする。

(新設)

a 上場株式数（株券上場審査基準第4条第2項第1号の上場株式数をいう。次のbにおいて同じ。）が、上場時又は上場市場の変更時まで、当取引所の市場における売買単位の10万倍の数量に相当する数以上になる見込みのあること。

b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。

(a) 外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格（以下このbにおいて「公開価格」という。）と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次のロにおいて同じ。）のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

ロ 前イ以外の場合

当取引所が当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者の上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の上場又は上場市場の変更を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(b) 前(a)に規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

公開価格（上場申請に係る公募又は売出しを行う場合以外の場合には、当取引所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の評価額）に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

c 株式の分布状況が、上場時又は上場市場の変更時まで、第3条第2項第2号の規定に適合する

見込みのあること。この場合において、当該新規
上場申請者又は上場市場変更申請者が株券の上場
審査又は上場市場の変更に係る審査において株券
上場審査基準の取扱い3(2)b(上場申請に係る公
募等の取扱い)の規定の適用を受けるときは、同
bの規定を準用するものとする。

(6) 株券上場審査基準の取扱い2(2)d(上場申請前の
公募等の取扱い)の規定は、第1項又は第5項の規
定を新規上場申請者又は上場市場変更申請者の上場
申請又は上場市場の変更申請に係る株券(外国株券
を除く。)に適用する場合及び第3項の場合(外国
株券について同項を適用する場合を除く。)に準用
する。

(7) 第5項において、第3条第1項第5号に適合して
いるかどうかの審査に当たっては、株券上場審査基
準の取扱い2(5)(株主資本(純資産)の額)の規定
を準用する。

(8) 第5項において、第3条第1項第6号に適合して
いるかどうかの審査に当たっては、株券上場審査基
準の取扱い2(6)(利益の額)の規定を準用する。た
だし、2(6)iの規定を準用する場合において、新規
上場申請者が第6号bの規定の適用を受ける場合の
最近3年間のうち最初の1年間(営業の承継前の期
間に限る。)については、直接に賦課できない費用
の当該営業部門及びそれ以外の営業部門への配賦を
営業部門ごとの売上高、従業員構成の割合等に応じ
てあん分して行うなど、合理的な方法により算定さ
れた承継される営業に係る損益計算書に相当するも
のに基づいて算定される利益の額に相当する額につ
いて審査対象とするものとする。

(8) 株券上場審査基準の取扱い2(2)d(上場申請前の
公募等の取扱い)の規定は、第1項及び第5項の規
定を新規上場申請者又は上場市場変更申請者の上場
申請又は上場市場の変更申請に係る株券に適用する
場合に準用する。

(9) 第5項において、第3条第5号に適合しているか
どうかの審査に当たっては、株券上場審査基準の取
扱い2(5)(株主資本(純資産)の額)の規定を準用
する。

(10) 第5項において、第3条第6号に適合しているか
どうかの審査に当たっては、次の取扱いによるもの
とする。

a 株券上場審査基準の取扱い2(6)(利益の額)の
規定は、第5項において第3条第6号に適合して
いるかどうかを審査する場合に準用する。

b 第3条第6号において、新規上場申請者(新規
上場申請者が前aにおいて準用する株券上場審査
基準の取扱い2(6)fの規定の適用を受ける場合に
あっては、合併主体会社)が持株会社として設立
された株式会社であって、株式会社として設立さ
れた後、上場申請日の直前事業年度の末日までに
3年以上を経過していない場合には、最近3年
間のうちその設立前の期間については、当該期間
に係る子会社(持株会社設立時の子会社に限
る。)の各連結会計年度の連結損益計算書(当該
子会社が当該期間において連結財務諸表を作成す
べき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて
算定される利益の額に相当する額(当該子会社が
複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損
益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した
損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当
する額)について審査対象とするものとする。

(9) 第5項において、第3条第1項第7号に適合しているかどうかの審査に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(7)(時価総額)の規定を準用する。

(10) 第5項の規定を新規上場申請者(外国会社及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。)の上場申請に係る株券に適用する場合において、当該新規上場申請者が第3条第1項第6号a又は第7号に適合していないときは、(5)から前(9)までの規定のほか、次の取扱いによるものとする。

a (略)

b 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)d、e及びfに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、設立後、上場申請日の直前

c 第3条第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がaにおいて準用する株券上場審査基準の取扱い2(6)fの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)dの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する営業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が第6号bの規定の適用を受ける場合の最近3年間のうち最初の1年間(営業の承継前の期間に限る。)については、直接に賦課できない費用の当該営業部門及びそれ以外の営業部門への配賦を営業部門ごとの売上高、従業員構成の割合等に応じてあん分して行うなど、合理的方法により算定された承継される営業に係る損益計算書に相当するものに基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とする。

(11) 第5項において、第3条第7号に適合しているかどうかの審査に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(7)(時価総額)の規定を準用する。

(12) 第5項の規定を新規上場申請者の上場申請に係る株券に適用する場合において、当該新規上場申請者が第3条第6号a又は第7号に適合していないときは、(7)から前(11)までの規定のほか、次の取扱いによるものとする。

a (略)

b 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)dからfまでに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、設立後、上場申請日の直前

事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合で、かつ、持株会社設立時の子会社が複数あるときは、最近3年間のうちその設立前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。）

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

2部

(c)・(d)（略）

- c 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領6(3)aの(a)に定めるもののほか、最近3年間のうち最初の1年間に終了する連結会計年度の連結財務諸表（新規上場申請者が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度の財務諸表とし、新規上場申請者が外国会社である場合は、最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度の財務書類とする。）及び前bの規定により提出される書類について、法第193条の2の規定に準じて2人以上の公認会計士又は監査法人の監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書（前bの規定により提出される書類については、当取引所が適当と認める場合には、当該監査の対象とした財務数値等に係る当該公認会計士又は監査法人の意見（有価証券上場規程に関する取扱い要領別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的な方法によるものであることを要するものとする。）を記載した書面に代えることができる。）を添付するものとする。

事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合で、かつ、持株会社設立時の子会社が複数あるときは、最近3年間のうちその設立前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書（新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表を含む。）

2部

(c)・(d)（略）

- c 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領6(2)aに定めるもののほか、最近3年間のうち最初の1年間に終了する連結会計年度の連結財務諸表（新規上場申請者が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度の財務諸表）及び前bの規定により提出される書類について、法第193条の2の規定に準じて2人以上の公認会計士又は監査法人の監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書（前bの規定により提出される書類については、当取引所が適当と認める場合には、当該監査の対象とした財務数値等に係る当該公認会計士又は監査法人の意見（有価証券上場規程に関する取扱い要領別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的な方法によるものであることを要するものとする。）を記載した書面に代えることができる。）を添付するものとする。

d 新規上場申請者は、次の(a)及び(b)に適合することを要するものとする。

(a) 最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

(b) 最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

2 第3条（指定基準）第1項関係

(1) 指定対象

a 第1項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。

(a) 上場会社及びその資本下位会社等（株券上場審査基準の取扱い1(1)の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。）により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（営業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときには、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ・ロ（略）

ハ 上場会社の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該企業グループが近い将来に相応の利益を計上することが見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改

d 新規上場申請者は、次の(a)及び(b)に適合することを要するものとする。

(a) 最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に「虚偽記載」を行っていないこと。

(b) 最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書において、公認会計士又は監査法人の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

2 第3条（指定基準）関係

(1) 指定対象

a 第3条に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。

(a) 上場会社及びその資本下位会社等（株券上場審査基準の取扱い1(1)の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。）により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（営業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときには、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ・ロ（略）

ハ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該企業グループが近い将来に相応の利益を計上することが見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回

善が認められること。

(b) (略)

(c) 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。）について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(d) 有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類のうち企業内容の開示に係るものに、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ (略)

ロ 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に関する次に掲げる内容

(イ) (略)

(ロ) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ)・(ニ) (略)

(e) (略)

b 第1項に基づく市場第一部銘柄指定は、上場会社の直前事業年度の末日等（第3条第1項第1号に規定する直前事業年度の末日等をいう。以下この2において同じ。）において、その発行する株式中に上場後6か月以上を経過する銘柄がない場合には、これを行わないものとする。

(注) 「上場後6か月」の計算にあたり、上場手続等の事情により、上場日が月の初日（事業年度の末日が月の末日に当たらない場合には、各月における事業年度の末日の応答日の翌日）とならなかった場合には、当該月の初日（事業年度の末日が月の末日に当たらない場合には、上場日の直前の各月における事業年度の末日の応答日の翌日）に上場されたものとみなして計算する。

(2) (略)

(3) 株式の分布状況

復又は改善が認められること。

(b) (略)

(c) 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。）について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(d) 有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類のうち企業内容の開示に係るものに、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ (略)

ロ 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に関する次に掲げる内容

(イ) (略)

(ロ) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ)・(ニ) (略)

(e) (略)

b 第3条に基づく市場第一部銘柄指定は、上場会社の直前事業年度の末日等において、その発行する株式中に上場後6か月以上を経過する銘柄がない場合には、これを行わないものとする。

(新設)

(2) (略)

(3) 株式の分布状況

a ~ f (略)

g 第2号bただし書に規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日等からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下このgにおいて同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該末日等における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。

h (略)

(4) 売買高

(削る)

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日(第4条第1項第1号bの規定の適用を受ける場合にあっては、同bに定める日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。cにおいて同じ。)を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄(当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。次のbにおいて同じ。)の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b 上場会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合において、当該株券の国内の他の証券取引所における売買高を記載した書面を当取引所に提出したときには、前aに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該国内の他の証券取引所における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものと

a ~ f (略)

g 第2号bただし書に規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日等からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該末日等における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。

h (略)

(4) 売買高

a 第3号aに規定する「当取引所のみを上場されている株券」とは、東京又は大阪証券取引所以外の証券取引所と当取引所に上場されている場合を含む。ただし、売買高については、当取引所における売買高をいうものとする。

b 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日(第4条第1項第1号bの規定の適用を受ける場合にあっては、同bに定める日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。次のcにおいて同じ。)を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄(当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。)の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

(新設)

する。

c (略)

(5) 上場時価総額

第4号に規定する「上場時価総額が40億円以上であること」とは、第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(5)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であることをいうものとする。

(6) (略)

(7) 利益の額

a (略)

b 第6号に規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い2(6)bからkまで（利益の額）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と読み替えるものとする。

c 株券上場審査基準の取扱い2(5)e（本国通貨の本邦通貨への換算）の規定は、第6号の場合に準用する。この場合において、同e中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年

c (略)

(5) 上場時価総額

第4号に規定する「上場時価総額が40億円以上であること」とは、第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であることをいうものとする。

(6) (略)

(7) 利益の額

a (略)

b 第6号に規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い2(6)bからhまで（利益の額）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

(新設)

度の末日」と読み替えるものとする。

(削る)

(8) 時価総額

- a 第7号に規定する「時価総額」とは、第4号に規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の証券取引所に上場されているもの又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。
- b 株券上場審査基準の取扱い2(7)b及びcの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。
- c 株券上場審査基準の取扱い2(6)e、f及びiの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。
- d 株券上場審査基準の取扱い2(6)gの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同g中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「合併主体会社の利益の額（dに規定する利益の額をいう。）」とあるのは「合併主体会社の売上高（株券上場審査基準の取扱い2(7)cに規定する売上高をいう。）」と

- c 第6号bにおいて、上場会社が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合には、最近3年間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

(8) 時価総額

- a 第7号に規定する「時価総額」とは、第4号に規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の証券取引所に上場されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。
- b 株券上場審査基準の取扱い2(7)bの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。
- c 株券上場審査基準の取扱い2(6)d、e及びgの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

(新設)

読み替えるものとする。

e 株券上場審査基準の取扱い2(6)h、j前段及びkの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

(9) (略)

(10) 指定の時期

a 指定の時期は、原則として2(4)aに定める直前事業年度の末日を含む月の翌月から起算し、6か月目の月の初日(初日が休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。以下同じ。)とする。

b (略)

3 第3条(指定基準)第2項関係

(1) 指定対象

a 第2項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。この場合において、上場会社の本国及び当該上場会社が発行者である上場株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国(以下「本国等」という。)における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

(a) 上場会社及びその資本下位会社等(株券上場審査基準の取扱い1(1)の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。)により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動(営業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。)が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

d 株券上場審査基準の取扱い2(6)f及びh前段の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

(9) (略)

(10) 指定の時期

a 指定の時期は、原則として2(4)bに定める直前事業年度の末日を含む月の翌月から起算し、6か月目の月の初日(初日が休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。以下同じ。)とする。

b (略)

(新設)

イ 上場会社の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる見込みのあること。

ロ 上場会社の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が見込まれるなど当該状況の改善が認められること。

ハ 上場会社の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該企業グループが近い将来に相応の利益を計上することが見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改善が認められること。

(b) 上場会社の企業グループが、上場会社が相応の利益配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c) 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(d) 有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類のうち企業内容の開示に係るものに、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ 本国等の法制度、上場会社及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る2(1)aの(d)ロに掲げる事項

(e) (a)から前(d)までのほか、公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

b 2(1)bの規定は、第2項に基づく外国株券の市場第一部銘柄指定の場合に準用する。この場合において、同b中「直前事業年度の末日等（第3条第1項第1号に規定する直前事業年度の末日等をいう。以下この2において同じ。））」とあるのは「直前事業年度の末日等（第3条第2項第1号に

規定する直前事業年度の末日等をいう。以下この3において同じ。) 」と読み替えるものとする。

(2) 上場株式数

a 上場株式数については、直前事業年度の末日等以後においても第1号に適合していることを要するものとする。

b 第1号に規定する上場株式数については、直前事業年度の末日等の上場株式数から、当該末日等に上場会社が所有する自己株式の数(自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。このbにおいて同じ。)を減じた株式数を直前事業年度の末日等における上場株式数とみなして審査を行うものとする。ただし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合にあっては、同号に定める日の上場株式数から、当該定める日に上場会社が所有する自己株式の数を減じた株式数を当該定める日における上場株式数とみなして審査を行うものとする。

(3) 株式の分布状況

a 第2号aに規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場銘柄が、外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する者を含む。)で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。cにおいて同じ。)以外の者をいうものとする。

b 第2号bに規定する「株主」とは、上場銘柄の株式を実質的に所有している者をいうものとする。

c 第2号bに規定する「特定の株主に著しく多数の株式が所有されている」かどうかの認定については、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有す

る者が所有する株式の総数が払込済普通株式総数に占める割合、本国における会社制度等を総合的に勘案して行うものとする。

(注) 上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者が所有する株式の総数が払込済普通株式総数に占める割合が90%に満たない場合は、特定の株主に著しく多数の株式が所有されていらないものとして取り扱う。

d 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」に記載された株式の状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が4に規定する権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は直前事業年度の末日等現在のもののみならず取り扱うものとする。

e 第2号ただし書の規定は、直前事業年度の末日等の後4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、上場会社が当取引所に提出した「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」に記載された株主の数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主の数(数量制限付分売については、当取引所が認めた人数)を加算した株主の数を直前事業年度の末日等における株主の数とみなすものとする。

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日(第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合にあっては、同号に定める日。cにおいて同じ。)を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄(当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を

む。次のbにおいて同じ。)の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b 上場会社が当該銘柄の外国の証券取引所等における売買高を記載した書面を当取引所に提出した場合には、前aに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該外国の証券取引所等における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。

c 直前事業年度の末日を含む月の末日からさかのぼって6か月以内において、売買単位の変更(外国株券の売買単位に関する規則第3条の規定による売買単位の変更をいう。)が行われている場合には、当該変更前については当該変更前の売買単位、当該変更後については当該変更後の売買単位に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

4 第4条(審査資料)関係

(新設)

第2項ただし書に規定する場合における第3条第2項第2号の審査は、第2項各号に定める日の6か月前の日後の直近の権利確定日等(議決権若しくは配当金若しくは新株引受権その他株主として受ける権利が付与される日又は上場会社の本国等における法令その他の正当な理由に基づき株主の状況を把握する特定の日をいう。)又は当該期間において株主の状況を調査した場合における当該調査の日現在の資料に基づいて行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(指定替え基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>aの2 第2号に規定する「1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間(以下この(2)において「猶予期間」という。)内において当該人数に達しないときをいうものとする。(猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)</p> <p>b～e (略)</p> <p>f 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社の有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)の後2か月以内に、株主等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号に規定する株主数の算定について準用する。</p> <p>g・h (略)</p> <p>i 第2号dに規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、審査対象決算期の末日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下この(2)において同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した</p>	<p>1 第2条(指定替え基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>aの2 第2号に規定する「1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間(以下「猶予期間」という。)内において当該人数に達しないときをいうものとする。(猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)</p> <p>b～e (略)</p> <p>f 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社の有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)の後2か月以内に、株主等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号に規定する株主数の算定について準用する。</p> <p>g・h (略)</p> <p>i 第2号dに規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、審査対象決算期の末日からさかのぼって1か年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、当該末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの</p>

1 単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格（以下「審査対象決算期の投資単位」という。）をいう。ただし、猶予期間の最終日を迎えた銘柄については、猶予期間の最終日からさかのぼって 1 年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した 1 単位当たりの価格の平均と、当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した 1 単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格（以下「猶予期間の投資単位」という。）をいう。

j ~ m （略）

(3) 売買高

a · b （略）

c 第 3 号に規定する「最近 1 年間の月平均売買高」とは、前 b による審査の時からさかのぼって 1 年間に於ける当該銘柄（当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。次の d において同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

d 上場会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合には、前 c に規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の証券取引所における売買高に基づき、第 3 号に規定する売買高を算定することができるものとする。

e （略）

（削る）

(4) 上場時価総額

a 第 4 号に規定する「上場時価総額が 20 億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第 12 条及び第 13 条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第 12 条及び第 13 条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(4)において同じ。）

価格のうち、いずれか低い価格（以下「審査対象決算期の投資単位」という。）をいう。ただし、猶予期間の最終日を迎えた銘柄については、猶予期間の最終日からさかのぼって 1 年における当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格をもとに算出した 1 単位当たりの価格の平均と、当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格をもとに算出した 1 単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格（以下「猶予期間の投資単位」という。）をいう。

j ~ m （略）

(3) 売買高

a · b （略）

c 第 3 号に規定する「最近 1 年間の月平均売買高」とは、前 b による審査の時からさかのぼって 1 年間に於ける当該銘柄（当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

（新設）

d （略）

e 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い 2 (4) a（売買高）の規定は、第 3 号の場合に準用する。

(4) 上場時価総額

a 第 4 号に規定する「上場時価総額が 20 億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第 12 条及び第 13 条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第 12 条及び第 13 条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場

に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。

b・c（略）

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（連結財務諸表規則第87条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額）が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(6)e（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益の額」とあるのは、「株主資本（純資産）」と読み替える。

c（略）

d 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日（決算期の変更により当該1か年目の日が上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期）までの期間をいうものとする。

(6) 指定替えの時期

a 上場株式数が第1号に該当した場合には、次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)及び(b)に定める日に指定替えを行う。

(a)・(b)（略）

株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。

b・c（略）

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（連結財務諸表規則第87条の規定の適用を受ける会社にあつては、これに相当する額）が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(6)d（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益の額」とあるのは、「株主資本（純資産）」と読み替える。

c（略）

d 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日（決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期）までの期間をいうものとする。

(6) 指定替えの時期

a 上場株式数が第1号に該当した場合には、次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)及び(b)に定める日（当該日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に指定替えを行う。

(a)・(b)（略）

b ~ e (略)

2 第2条(指定替え基準)第2項関係

(1) 市場第一部銘柄が外国株券である場合の第1項第4号又は第5号の適用に当たっては、本国における会社制度等を勘案するものとする。

(2) 上場株式数

1 (1) a から c までの規定は、第1号の場合に準用する。この場合において「2万単位」とあるのは「当取引所の市場における売買単位の2万倍の数量に相当する数」と読み替えるものとする。

(3) 株式の分布状況

a 第2号に規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場銘柄が、外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する者を含む。)で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。)以外の者をいうものとする。

b 第2号に規定する「1か年以内に2,000人以上と
ならないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の発行者の決算期に当たらない場合は、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間(以下この(3)において「猶予期間」という。)内において2,000人以上と
ならないときをいうものとする。

c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱

b ~ e (略)

(新設)

い15 a の 2 に規定する権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の決算期現在のものとみなして取り扱うものとする。

d 1 (2) h の規定は、本邦内株主の数が2,000人未満である銘柄の本邦内株主の数の猶予期間内の取扱いについて準用する。

e 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2 (3) h (少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い) の規定 (少数特定者持株数に係る部分を除く。) は、第2号ただし書の場合に準用する。この場合において、「直前事業年度の末日等の後4か月以内」とあるのは「猶予期間経過後6か月以内」と、「当該末日等」とあるのは「猶予期間の最終日」と、「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」とあるのは「当取引所所定の「株式の分布状況表」と、「直前事業年度の末日等における」とあるのは「猶予期間の最終日における」と読み替える。

(4) 売買高

a 1 (3) a、b及びcの規定は、第3号の場合に準用する。

b 上場会社が当該銘柄の外国の証券取引所等における売買高を記載した書面を当取引所に提出した場合には、前aにおいて準用する1(3)cに定める市場内売買の売買高に代えて、当該外国の証券取引所等における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。

c aにおいて準用する1(3)b及びcに定める売買高の審査対象期間において、上場銘柄の売買単位の変更 (外国株券の売買単位に関する規則第3条の規定による売買単位の変更をいう。) が行われている場合には、当該変更前については当該変更前の売買単位、当該変更後については当該変更後の売買単位に基づき、審査を行うものとする。

(5) 指定替えの時期

a 1 (6) d の規定は、外国株券である市場第一部銘柄の上場時価総額が第1項第4号に該当した場合に準用する。

b 1 (6) e の規定は、外国株券である市場第一部銘

柄の株主資本（純資産）の額が第1項第5号に該当した場合に準用する。

c 1(6)aの規定は、外国株券である市場第一部銘柄の上場株式数が第1号に該当した場合に準用する。この場合において「(1)c」とあるのは「(2)において準用する1(1)c」と読み替えるものとする。

d 外国株券である市場第一部銘柄の株式の分布状況が第2号に該当した場合には、猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。

e 外国株券である市場第一部銘柄の売買高が第3号に該当した場合には、その翌年の2月の初日に指定替えを行う。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>aの2 第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間(以下この(2)において「猶予期間」という。)内において上場株式数(猶予期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。)の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。</p> <p>b (略)</p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定若しくは前bの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) 基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) (略)</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>aの2 第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間(以下「猶予期間」という。)内において上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。 (猶予期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。)</p> <p>b (略)</p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11 aの規定若しくは前bの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) 基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) (略)</p>

e ~ l (略)

m (略)

(3) 売買高

(削る)

a (略)

b 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)bからeまで(審査の時期、平均売買高及び1単元の株式の数の変更を行った場合の売買高の取扱い)の規定は、第3号の場合に準用する。

c (略)

d 上場銘柄が第3号に該当する場合において、当該上場会社から前cの公募、売出し又は立会外分売を行わない旨の報告を書面で受けたときは第3号に該当するものとして取り扱う。

(4) 上場時価総額

a (略)

b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)aに規定する月間平均上場時価総額(同aの2の規定により算定されるものを含む。))をいう。次のc及び3(3)において同じ。)がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(当取引所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の平均をいう。次のcにおいて同じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額(同取扱い1(4)aに規定する月末上場時価総額(同aの2の規定により算定

e ~ l (略)

n (略)

(3) 売買高

a 第3号bに規定する「当取引所及び東京又は大阪証券取引所に上場されている株券」の売買高については、最近1年間の月平均売買高の2か所又は3か所の合計が3単位未満である場合とする。

b (略)

c 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)bからdまで(審査の時期、平均売買高及び1単元の株式の数の変更を行った場合の売買高の取扱い)の規定は、第3号の場合に準用する。

d (略)

e 上場銘柄が第3号に該当する場合において、当該上場会社から前dの公募、売出し又は立会外分売を行わない旨の報告を書面で受けたときは第3号に該当するものとして取り扱う。

(4) 上場時価総額

a (略)

b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)aに規定する月間平均上場時価総額をいう。次のc及び2(3)において同じ。)がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(当取引所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の平均をいう。次のcにおいて同じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額(同取扱い1(4)aに規定する月末上場時価総額をいう。次のc及び2(3)において同じ。)がその算定の対象となる月の末日におけ

されるものを含む。)をいう。次のc及び3(3)において同じ。)がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c・d (略)

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、貸借対照表)に基づいて算定される株主資本(純資産)の額(連結財務諸表規則第87条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあっては、これに相当する額)が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(6)e(監査意見に基づく修正)の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「株主資本(純資産)」と読み替える。

c 第5号に規定する「1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは、第5号に規定する「債務超過の状態」となった決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間(以下この(5)において「猶予期間」という。)において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。

d (略)

e 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間をいうものとする。

f 第5号ただし書に規定する「2か年以内」とは、審査対象決算期の翌日から起算して2か年目の日(決算期の変更により猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日が上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に

る上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c・d (略)

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、貸借対照表)に基づいて算定される株主資本(純資産)の額(連結財務諸表規則第87条の規定の適用を受ける会社において、これに相当する額)が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(6)d(監査意見に基づく修正)の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「株主資本(純資産)」と読み替える。

c 第5号に規定する「1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは、第5号に規定する「債務超過の状態」となった決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間(以下この(5)において「猶予期間」という。)において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。

d (略)

e 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間をいうものとする。

f 第5号ただし書に規定する「2か年以内」とは、審査対象決算期の翌日から起算して2か年目の日(決算期の変更により猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年

到来する決算期)までの期間をいうものとする。

(6) (略)

(7) 破産手続、再生手続、更生手続又は整理

a (略)

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)までに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

(a) (略)

(b) 上場会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより営業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、営業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することの取締役会決議を行った場合

当該上場会社から当該営業譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日(営業の大部分の譲渡の場合には、当該営業譲渡が営業の大部分の譲渡であると当取引所が認めた日)

(c) (略)

c (略)

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間の平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。)に、その日の上場株式数(4)bに規定する上場株式数をいう。以下この(7)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は当該1か月間の最終日の上場時価総額(当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該最終日における上

目の日後最初に到来する決算期)までの期間をいうものとする。

(6) (略)

(7) 破産手続、再生手続、更生手続又は整理

a (略)

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)までに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

(a) (略)

(b) 上場会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより営業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、営業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することを決議した場合

当該上場会社から当該営業譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日(営業の大部分の譲渡の場合には、当該営業譲渡が営業の大部分の譲渡であると当取引所が認めた日)

(c) (略)

c (略)

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間の平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。)に、その日の上場株式数(4)bに規定する上場株式数をいう。以下この(7)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。)又は当該1か月間の最終日の上場時価総額(当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該最終日における上場株式数を

場株式数を乗じて得た額をいう。)が5億円以上でないときをいうものとする。

dの2 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(5)b(上場時価総額の取扱い)の規定は、第7号に規定する上場時価総額の算定について準用する。

e (略)

(8) 営業活動の停止

a 第8号に規定する「営業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の営業活動が停止されたと当取引所が認めた場合をいうものとする。

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)

イ (略)

ロ 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の規定の適用を受け、同基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合

(b) (略)

(c) 上場会社が、(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合(前(7)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当該上場会社から当該解散の原因となる事由が発生し

乗じて得た額をいう。)が5億円以上でないときをいうものとする。

(新設)

e (略)

(8) 営業活動の停止

a 第8号に規定する「営業活動の停止」とは、上場会社及びその連結子会社の営業活動が停止されたと当取引所が認めた場合をいうものとする。

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)

イ (略)

ロ 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の規定の適用を受け、同基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合

(b) (略)

(c) 上場会社が、(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合(前(6)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当該上場会社から当該解散の原因となる事由が発生し

た旨の書面による報告を受けた日

(9) 不適当な合併等

a (略)

b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a) 当該上場会社とその連結子会社との間で吸収合併等（株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。）を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下このbにおいて「行為決定日」という。）からさかのぼって3年間において、非上場会社（連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。）との間の合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為若しくは非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ～ニ (略)

(c)・(d) (略)

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ～ニ (略)

c～g (略)

(10) (略)

(11) 上場契約違反等

た旨の書面による報告を受けた日

(9) 不適当な合併等

a (略)

b 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a) 当該上場会社とその連結子会社との間で吸収合併等（株券上場審査基準第4条第3項第1号、第2号又は第3号に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。）を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下このbにおいて「行為決定日」という。）からさかのぼって3年間において、非上場会社（連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。）との間の合併、株式交換若しくは前aの(b)から(g)までに掲げる行為若しくは非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第2号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ～ニ (略)

(c)・(d) (略)

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第3号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ～ニ (略)

c～g (略)

(10) (略)

(11) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第22条第3項に規定する報告書の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第22条第3項に規定する報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

(b)・(c) (略)

b 当取引所が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第22条第1項の規定により上場会社に対して報告書の提出を求めることが必要と認めた場合で、当該上場会社が過去5年以内に同項に規定する報告書を2回提出しているとき。

c a又は前bのほか、当取引所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第22条第1項の規定により報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況が改善される見込みがないと認める場合

(12) (略)

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 次のいずれかに該当する場合は、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)

(a) (略)

(b) 上場会社が非上場会社を完全親会社とする株

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第16条第3項に規定する報告書の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第16条第3項に規定する報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

(b)・(c) (略)

b 当取引所が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第16条第1項の規定により上場会社に対して報告書の提出を求めることが必要と認めた場合で、当該上場会社が過去5年以内に同項に規定する報告書を2回提出しているとき。

c a又は前bのほか、当取引所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第16条第1項の規定により報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況が改善される見込みがないと認める場合

(12) (略)

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 次のいずれかに該当する場合は、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)

(a) (略)

(b) 上場会社が非上場会社を完全親会社とする株

式交換を行う場合であって、株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の規定の適用を受け、当該非上場会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのあるとき。

(c) 上場会社が株式移転を行う場合であって、株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の規定の適用を受け、当該株式移転により設立される会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのあるとき。

b (略)

2 第2条(上場廃止基準)第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第4号から第17号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)の適用に当たっては、本国における会社制度等を勘案するものとする。

(2) 外国の証券取引所等における上場廃止等

第1号に規定する「店頭市場」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領3(4)に定める店頭市場をいうものとする。

(3) 上場株式数

1(1)aからcまでの規定は、第2号の場合に準用する。この場合において「2,000単位」とあるのは「当取引所の市場における売買単位の2,000倍の数量に相当する数」と読み替えるものとする。

(4) 株式の分布状況

a 第3号に規定する「本邦内株主」とは、上場銘柄の当取引所の市場における売買単位の数量以上の株式を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場銘柄が、外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合は、外国に住所又は居所を有する者を含む。)で、上場銘柄の発行者の特別利害関係者及び払込済普通株式総数の100分の1以上の株式を所有する者(払込済普通株式のうち株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合の当該預託証券に係る株式については、当該預託証券の所有者が当該預託証券に表示される権利に係る株式を所有しているものとみなす。)以外の者をいうもの

式交換を行う場合であって、株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の規定の適用を受け、当該非上場会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのあるとき。

(c) 上場会社が株式移転を行う場合であって、株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の規定の適用を受け、当該株式移転により設立される会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのあるとき。

b (略)

(新設)

とする。

b 第3号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日（決算期の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の発行者の決算期に当たらない場合は、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期）までの期間（以下この(4)において「猶予期間」という。）内において150人以上とならないときをいうものとする。

c 第3号（同号ただし書を除く。）に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い15aの2に規定する権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の決算期現在のものともみなして取り扱うものとする。

d 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)h（株主数の猶予期間内における取扱い）の規定は、本邦内株主の数が150人未満である銘柄の本邦内株主の数の猶予期間内の取扱いについて準用する。

e 1(2)k（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定（少数特定者持株数に係る部分を除く。）は、第3号ただし書の場合に準用する。この場合において、1(2)k中「第2号aの(a)及びbに係る同号ただし書」とあるのは「第3号ただし書」と、「3か月」とあるのは「6か月」と、それぞれ読み替えるものとする。

(5) 売買高

a 1(3)aの規定は、第4号の場合に準用する。この場合において、「第3号」とあるのは「第4号」と読み替えるものとする。

b 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)bからdまで（審査の時期及び平均売買高）の規定は、第4号の場合に準用する。この場合において、1(3)c中「第3号」とあるのは「第4号」と読み替えるものと

する。

c 前bにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い
1(3)bからdまでに定める売買高の審査対象期間
において、上場銘柄の売買単位の変更（外国株券
の売買単位に関する規則第3条の規定による売買
単位の変更をいう。）が行われている場合には、
当該変更前については当該変更前の売買単位、当
該変更後については当該変更後の売買単位に基づ
き、審査を行うものとする。

d 第4号ただし書に規定する「公募、売出し又は
立会外分売」については、次の取扱いによる。

(a) 株券上場審査基準の取扱い2(2)bの(a)及び
(c)（上場申請に係る公募等の取扱い）の規定
（外国証券業者に係る部分を除く。）は、公募
又は売出しの取扱いに準用する。

(b) 公募又は売出しは、上場銘柄が第4号に該当
したと当取引所が認めた日から起算して3か月
以内に、本邦内に住所又は居所を有する不特定
多数の者に当取引所の市場における売買単位の
数量の5倍に相当する数以下の範囲において当
該売買単位の数量単位、かつ、均一の価額で行
うものとする。この場合には、申込期間の最初
の日をもって公募又は売出しを行ったものとし
て取り扱う。

(c) 立会外分売は、上場銘柄が第4号に該当した
と当取引所が認めた日から起算して3か月以内
に当取引所の市場における売買単位の数量の5
倍に相当する数以下の範囲内で買付申込数量に
限度を設けて行うものとする。

(d) 公募、売出し又は立会外分売のために必要と
する株式数は、当取引所の市場における売買単
位の数量の100倍に相当する数以上で、その都度
当取引所が定める株式数とする。

e 上場銘柄が第4号に該当する場合において、当
該上場会社から前dの公募、売出し又は立会外分
売を行わない旨の報告を書面で受けたときは第4
号に該当するものとして取り扱う。

(6) 株式の譲渡制限

株券上場審査基準の取扱い3(5)の規定及び本取扱

い1(12)bの規定は、第6号の場合に準用する。この場合において、「第5号」とあるのは「第6号」と読み替えるものとする。

3 第2条の2（セントレックスの上場廃止基準）第1項関係

(1) 株式の分布状況

a 1(2)aの2からcまで及びfからjまでの規定は、第1号（ただし書を除く。）の場合に準用する。この場合において、1(2)aの2中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「150人以上とならないとき」と、1(2)c中「第2号」とあるのは「第1号」と、1(2)hからjまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と、それぞれ読み替えるものとする。

b （略）

(2) 売買高等

a 1(3)（bを除く。）の規定は、第2号の場合に準用する。この場合において、1(3)中「第3号」とあるのは「第2号」と、「大株主上位10名及び特別利害関係者」とあるのは「特別利害関係者」と読み替える。

b （略）

c 第2号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄（当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

d 上場会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合には、前cに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の証券取引所における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。

2 第2条の2（セントレックスの上場廃止基準）関係

(1) 株式の分布状況

a 1(2)aの2からcまで及びfからjまでの規定は、第1号（同号ただし書を除く。）の場合に準用する。この場合において、1(2)aの2中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「150人以上とならないとき」と、1(2)c中「第2号」とあるのは「第1号」と、1(2)hからjまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と、それぞれ読み替える。

b （略）

(2) 売買高等

a 1(3)（cを除く。）の規定は、第2号の場合に準用する。この場合において、1(3)中「第3号」とあるのは「第2号」と、「3単位未満」とあるのは「10単位未満」と、「大株主上位10名及び特別利害関係者」とあるのは「特別利害関係者」と読み替える。

b （略）

c 第2号aに規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄（当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

（新設）

e (略)

f 第2号に規定する「月平均値付率」とは、bによる審査の時からさかのぼって1年間の各月における値付率(立会日数に対する当該銘柄の売買が成立した日数の割合)の合計を12で除して得た数値をいうものとする。

(3)~(5) (略)

4 第2条の2(セントレックスの上場廃止基準)第2

項関係

(1) 株式の分布状況

2(4)の規定は、第1号の場合に準用する。この場合において、2(4)中「第3号」とあるのは「第1号」と読み替えるものとする。

(2) 売買高等

a 1(3)aの規定は、第2号の場合に準用する。

b 3(2)bからdまでの規定は、第2号の場合に準用する。

c 前bにおいて準用する3(2)bからdまでに定める売買高の審査対象期間において、上場銘柄の売買単位の変更(外国株券の売買単位に関する規則第3条の規定による売買単位の変更をいう。)が行われている場合には、当該変更前については当該変更前の売買単位、当該変更後については当該変更後の売買単位に基づき、審査を行うものとする。

d 2(5)d及びeの規定は、第2号の場合に準用する。この場合において、「第4号」とあるのは「第2号」と読み替えるものとする。

(3) 第3号の規定により第2条第1項第7号の規定を適用する場合における1の規定については、(7)d及びe中「5億円」とあるのは「3億円」と読み替える。

5 (略)

6 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「当取引所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所

d (略)

e 第2号aに規定する「月平均値付率」とは、bによる審査の時からさかのぼって1年間の各月における値付率(立会日数に対する当該銘柄の売買が成立した日数の割合)の合計を12で除して得た数値をいうものとする。

(3)~(5) (略)

(新設)

3 (略)

4 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「当取引所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条各号又は第2条の2各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要である

が必要であると認めたと認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第1項第8号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併期日（株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。）若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日））に上場廃止する。

b 第2条第1項第12号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する銘柄

原則として、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）に上場廃止する。

c 第2条第1項第15号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1(13)aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）に上場廃止する。

d 第2条第1項第17号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認めたと認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

と認めたと認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号（第2条の2第5号による場合を含む。）のうち、本取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併期日（株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。）若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日））に上場廃止する。

b 第2条第12号（第2条の2第5号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する銘柄

原則として、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）に上場廃止する。

c 第2条第15号（第2条の2第5号による場合を含む。）のうち、本取扱い1(13)aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）に上場廃止する。

d 第2条第17号（第2条の2第5号による場合を含む。）のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認めたと認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

銘柄の売買の期間は、次の a から d までに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として 1 か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a 第 2 条第 1 項第 3 号又は第 2 項第 4 号若しくは第 2 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10 日間（休業日を除外する。）とする。

b 第 2 条第 1 項第 7 号（同条第 2 項若しくは第 2 条の 2 第 1 項第 5 号又は第 2 項第 3 号による場合を含む。）に該当（上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）することとなった銘柄又は第 2 条第 1 項第 8 号（同条第 2 項若しくは第 2 条の 2 第 1 項第 5 号又は第 2 項第 3 号による場合を含む。）のうち 1 (8) b の(c)の規定に該当することとなった銘柄（解散の効力の発生の日が、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 1 か月以内である場合に限る。）については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として 10 日間（休業日を除外する。）（解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで）とする。

c 第 2 条第 1 項第 17 号（同条第 2 項若しくは第 2 条の 2 第 1 項第 5 号又は第 2 項第 3 号による場合を含む。）に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 1 か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第 2 条第 1 項第 8 号（同条第 2 項若しくは第 2 条の 2 第 1 項第 5 号又は第 2 項第 3 号による場合を含む。）のうち 1 (8) b の(b)の規定に該当することとなった銘柄（上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者

銘柄の売買の期間は、次の a から d までに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として 1 か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a 第 2 条第 3 号又は第 2 条の 2 第 2 号に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10 日間（休業日を除外する。）とする。

b 第 2 条第 7 号（第 2 条の 2 第 5 号による場合を含む。）に該当（上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）することとなった銘柄又は同条第 8 号（第 2 条の 2 第 5 号による場合を含む。）のうち 1 (8) b の(c)の規定に該当することとなった銘柄（解散の効力の発生の日が、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 1 か月以内である場合に限る。）については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として 10 日間（休業日を除外する。）（解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで）とする。

c 第 2 条第 17 号（第 2 条の 2 第 5 号による場合を含む。）に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 1 か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第 2 条第 8 号（第 2 条の 2 第 5 号による場合を含む。）のうち 1 (8) b の(b)の規定に該当することとなった銘柄（上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者（以下この d において「他市場上場会社」という。）

(以下このdにおいて「他市場上場会社」という。)である場合又は国内の他の証券取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)までとする。

(b) 第2条第1項第15号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号)による場合を含む。)のうち1(13)bの規定に該当することとなった銘柄(上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合において、当該他の会社が他市場上場会社である場合又は他市場の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)までとする。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

である場合又は国内の他の証券取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)までとする。

(b) 第2条第14号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち1(13)bの規定に該当することとなった銘柄(上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合において、当該他の会社が他市場上場会社である場合又は他市場の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)までとする。

株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（業務規程の特例）関係</p> <p>(1) 被支援会社である上場会社の発行する普通株についての監理ポストへの割当てについては、上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てることとする。</p> <p>a 監理ポスト及び整理ポストに関する規則第7条第1号aに定める場合（(d)にあつては、「株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号」とあるのは、「第5条第1項若しくは第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号若しくは第2条の2第1項第4号」と読み替える。）</p> <p>b 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定が行われているものを除く。）が第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文（かっこ書を除く。）又は第2条の2第1項第4号本文（かっこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、当該上場会社が1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画しているとき（第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に限る。この場合における「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、4において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1(5)dの(a)の規定に基づき行うものとする。）で、かつ、産業再生機構により当該上場会社の債務に係る買取決定が行われるかどうかを確認できないとき。</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	<p>1 第2条（業務規程の特例）関係</p> <p>(1) 被支援会社である上場会社の発行する普通株についての監理ポストへの割当てについては、上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てることとする。</p> <p>a 監理ポスト及び整理ポストに関する規則第7条第1号aに定める場合（(d)にあつては、「株券上場廃止基準第2条第5号又は第2条の2第4号」とあるのは、「第5条第1項若しくは第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号若しくは第2条の2第4号」と読み替える。）</p> <p>b 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定が行われているものを除く。）が第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文（かっこ書を除く。）又は第2条の2第4号本文（かっこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、当該上場会社が1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画しているとき（第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文又は第2条の2第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に限る。この場合における「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、4において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1(5)dの(a)の規定に基づき行うものとする。）で、かつ、産業再生機構により当該上場会社の債務に係る買取決定が行われるかどうかを確認できないとき。</p> <p>(2)・(3)（略）</p>
<p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例）関係</p> <p>(1)（略）</p>	<p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例）関係</p> <p>(1)（略）</p>

(2) 第3条第2項の適用を受ける上場会社に対する有価証券上場規程に関する取扱い要領18の規定については、(1) d 中「最近2年間(上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、最近3年間)」とあるのは「最近2年間」とする。

(3) (略)

3 第4条(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)関係

(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)の規定は、第4条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(5)cの規定の適用については、次のとおりとする。

c 第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第2号ただし書」とあるのは「第2号本文」と、「1か年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」とあるのは「1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)から(Ⅱ)までの規定は適用しない。

(b) 第4条において読み替えて適用する上場株券

(2) 第3条第2項の適用を受ける上場会社に対する有価証券上場規程に関する取扱い要領18の規定については、(1) d 中「最近2年間(上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号a及び第7号に適合していない場合は、最近3年間)」とあるのは「最近2年間」とする。

(3) (略)

3 第4条(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)関係

(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)の規定は、第4条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(5)cの規定の適用については、次のとおりとする。

c 第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第2号ただし書」とあるのは「第2号本文」と、「1か年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」とあるのは「1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)から(Ⅱ)までの規定は適用しない。

(b) 第4条において読み替えて適用する上場株券

の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象決算期に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ（略）

ロ 第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が産業再生機構による買取決定の日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a_eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 第4条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(6)の規定の適用に

の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象決算期に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ（略）

ロ 第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が産業再生機構による買取決定の日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a_fに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 第4条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(6)の規定の適用に

については、eを次のとおりとする。

e 株主資本（純資産）の額が第5号に該当した場合には、審査対象決算期の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日（第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文かつこ書に該当した場合にあっては、買取決定が行われないことを当取引所が確認した日の翌月から起算して2か月目の月の初日）に指定替えを行う。

4 第5条（株券上場廃止基準の特例）関係

株券上場廃止基準の取扱い1(5)（同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この4において同じ。）の規定は、第5条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(5)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第4号ただし書」とあるのは「第4号本文」と、「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定の日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるも

については、eを次のとおりとする。

e 株主資本（純資産）の額が第5号に該当した場合には、審査対象決算期の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日（第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文かつこ書に該当した場合にあっては、買取決定が行われないことを当取引所が確認した日の翌月から起算して2か月目の月の初日）に指定替えを行う。

4 第5条（株券上場廃止基準の特例）関係

株券上場廃止基準の取扱い1(5)（同取扱い2(4)において準用する場合を含む。以下この4において同じ。）の規定は、第5条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(5)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場審査基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文又は第2条の2第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第4号ただし書」とあるのは「第4号本文」と、「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定の日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イ

のとし、イの(イ)から(ハ)までの規定は適用しない。

(b) 第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ（略）

ロ 第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a_eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

の(イ)から(ハ)までの規定は適用しない。

(b) 第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書又は第2条の2第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書又は第2条の2第4号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ（略）

ロ 第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書又は第2条の2第4号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a_fに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 第5条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) 第5条第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a 株式の分布状況の審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定又は次のbの規定により上場会社から提出される優先株の分布状況表等に基づいて行うものとする。</p> <p>aの2・b（略）</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1(2)e（少数特定者持株数の算定の取扱い）並びに株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g（株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号（同号ただし書を除く。）に規定する優先株少数特定者持株数又は優先株株主数の算定について準用する。</p> <p>d～i（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>3 第5条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) 第5条第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a 株式の分布状況の審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11 aの規定又は次のbの規定により上場会社から提出される優先株の分布状況表等に基づいて行うものとする。</p> <p>aの2・b（略）</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1(2)e（少数特定者持株数の算定の取扱い）並びに株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g（株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号（同号ただし書を除く。）に規定する優先株少数特定者持株数又は優先株株主数の算定について準用する。</p> <p>d～i（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p>
<p>4 第6条（上場手数料及び年間上場料）関係</p> <p>第6条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、<u>次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算（上場申請優先株の発行会社又は優先株の上場会社が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。</u></p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a（略）</p> <p>b 上場手数料は、当該銘柄の<u>上場日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。</u></p>	<p>4 第6条（上場手数料及び年間上場料）関係</p> <p>第6条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、<u>普通株に転換する条件が付されている優先株である場合には、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a（略）</p> <p>b 上場手数料は、当該銘柄の<u>上場日前に（優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の</u></p>

c (略)

(2) 年間上場料

a・b (略)

c 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。

d～f (略)

g 第5条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第15条の規定により普通株とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができるものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

日で会社設立後直ちに)納入するものとする。

c (略)

(2) 年間上場料

a・b (略)

c 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。

d～f (略)

g 第5条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、有価証券上場規程第15条の規定により普通株とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができるものとする。

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条(新規上場申請手続)第2項関係及び同第13条(所属部の指定又は指定替え)第1項関係</p> <p>新規上場又は市場第一部銘柄の指定に係る審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者又は上場会社は、有価証券上場規程第3条第2項第11号又は第13条第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)又は18(1)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した株主資本の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該株主資本の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条(指定基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額につい</p>	<p>1 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条(新規上場申請手続)第2項関係及び同第13条(所属部の指定又は指定替え)第1項関係</p> <p>新規上場又は市場第一部銘柄の指定に係る審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者又は上場会社は、有価証券上場規程第3条第2項第9号又は第13条第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)又は18(1)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した株主資本の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該株主資本の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条(指定基準)関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、そ</p>

て、それぞれ、審査対象決算期において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。

- 2 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例（株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）第1項関係）

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象決算期における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

れぞれ、審査対象決算期において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。

- 2 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例（株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）関係）

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象決算期における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4 第5条（上場手数料及び年間上場料）関係</p> <p>第5条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、<u>次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算（新株予約権証券を上場申請する発行者又は上場新株予約権証券の発行者が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。</u></p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 上場手数料は、当該銘柄の<u>上場日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。</u></p> <p>d 上場会社の合併などにより上場廃止された新株予約権証券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、<u>これを免除することができる。</u></p> <p>e・f （略）</p> <p>(2) 年間上場料</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを<u>支払うものとする。</u></p> <p>d～g （略）</p> <p>h 第4条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する<u>支払期日の支払分を、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料dに該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>4 第5条（上場手数料及び年間上場料）関係</p> <p>第5条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（新株予約権証券特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、<u>同日以後の日で会社設立後直ちに）納入するものとする。</u></p> <p>d 上場会社の合併などにより上場廃止された新株予約権証券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、<u>既に納入された額を限度として免除することができる。</u></p> <p>e・f （略）</p> <p>(2) 年間上場料</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを<u>納入するものとする。</u></p> <p>d～g （略）</p> <p>h 第4条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する<u>納入期の納入分を、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料dに該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。</u></p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 上場手数料及び年間上場料の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>上場手数料及び年間上場料は、<u>次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算（債券を上場申請する発行者又は上場債券の発行者が外国又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。</u></p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>（略）</p> <p>(a) （略）</p> <p>(b) 上場手数料は、当該銘柄の<u>上場日の属する月の翌月の末日</u>（国債証券については、当該国債証券の第1回目の利払期日前）<u>までに支払うものとする。</u></p> <p>(c) 上場会社の合併などにより上場廃止された債券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、<u>これを免除することができる。</u></p> <p>(2) 年間上場料</p> <p>（略）</p> <p>(a) 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを<u>支払うものとする。</u></p> <p>(b)～(d) （略）</p> <p>(e) 債券特例第7条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する<u>支払期日の支払分</u>を、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する<u>支払期日の支払分</u>を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)の(c)に該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>5 上場手数料及び年間上場料の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>上場手数料及び年間上場料は、<u>次の各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>（略）</p> <p>(a) （略）</p> <p>(b) 上場手数料は、当該銘柄の<u>上場日前</u>（国債証券については、当該国債証券の第1回目の利払期日前）に<u>納入するものとする。</u></p> <p>(c) 上場会社の合併などにより上場廃止された債券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、<u>既に納入された額を限度として免除することができる。</u></p> <p>(2) 年間上場料</p> <p>（略）</p> <p>(a) 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを<u>納入するものとする。</u></p> <p>(b)～(d) （略）</p> <p>(e) 債券特例第7条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する<u>納入期の納入分</u>を、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する<u>納入期の納入分</u>を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)の(c)に該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。</p>

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>4 上場手数料及び年間上場料の取扱い（新株予約権付社債券等特例第5条関係）</p> <p>上場手数料及び年間上場料は、<u>次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算（新株予約権付社債券等を上場申請する発行者又は上場新株予約権付社債券等の発行者が外国会社である場合を除く。）</u>して支払うものとする。</p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 上場手数料は、当該銘柄の<u>上場日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。</u></p> <p>d 上場会社の合併などにより上場廃止された新株予約権付社債券等が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、<u>これを免除することができる。</u></p> <p>e （略）</p> <p>(2) 年間上場料</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを<u>支払うものとする。</u></p> <p>d～f （略）</p> <p>g 第4条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する<u>支払期日の支払分を</u>、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する<u>支払期日の支払分を</u>、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料dに該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。</p>	<p>4 上場手数料及び年間上場料の取扱い（新株予約権付社債券等特例第5条関係）</p> <p>上場手数料及び年間上場料は、<u>次の各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（新株予約権付社債券等特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、<u>同日以後の日で会社設立後直ちに</u>）納入するものとする。</p> <p>d 上場会社の合併などにより上場廃止された新株予約権付社債券等が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、<u>既に納入された額を限度として免除することができる。</u></p> <p>e （略）</p> <p>(2) 年間上場料</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを<u>納入するものとする。</u></p> <p>d～f （略）</p> <p>g 第4条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する<u>納入期の納入分を</u>、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する<u>納入期の納入分を</u>、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料dに該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第4条第3号の規定により作成する受益証券は、1,000口券一種とし、かつ、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2 <u>(10)</u> (株券の様式) によるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第4条第3号の規定により作成する受益証券は、1,000口券一種とし、かつ、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2 <u>(8)</u> (株券の様式) によるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、<u>第12条</u> (有価証券の作成に係る部分に限る。)、<u>第16条の2</u>、<u>第22条</u>及び<u>第23条</u>に定めるところによることをいうものとする。</p>	<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、<u>第10条</u> (有価証券の作成に係る部分に限る。)、<u>第13条の2</u>、<u>第16条</u>及び<u>第17条</u>に定めるところによることをいうものとする。</p>
<p>(上場手数料及び年間上場料に関する事項)</p> <p>第12条 受益証券特例第12条に規定する上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、<u>消費税額及び地方消費税額を加算して支払うものとする。</u></p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a (略)</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、受益証券の上場を申請しようとする者の<u>支払う</u>上場手数料は、前aの金額に150万円を加算した金額とする。</p> <p>c 新規上場時の上場手数料は、<u>上場日の属する月の翌月の末日までに支払うものとし、追加信託に係る上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に支払うものとする。</u></p> <p>d (略)</p> <p>(2) 年間上場料</p>	<p>(上場手数料及び年間上場料に関する事項)</p> <p>第12条 受益証券特例第12条に規定する上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a (略)</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、受益証券の上場を申請しようとする者の<u>納入する</u>上場手数料は、前aの金額に150万円を加算した金額とする。</p> <p>c 新規上場時の上場手数料は、<u>上場日前に納入するものとし、追加信託に係る上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。</u></p> <p>d (略)</p> <p>(2) 年間上場料</p>

- a (略)
- b 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。
- c aの規定にかかわらず、受益証券の上場廃止日の属する年の年間上場料については、当取引所がその都度定める。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

- a (略)
- b 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。
- c aの規定にかかわらず、受益証券の上場廃止日の属する年の年間上場料については、当取引所がその都度定める。